平成28年第4回定例会

一宮町議会会議録

平成28年12月9日 開会 平成28年12月9日 閉会

一宮町議会

第4回定例町議会(第1号)

12月9日(金)

平成28年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月9日)

出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名1
職務のため出席した事務局職員1
議事日程
開会の宣告4
開議の宣告4
議会運営委員会委員長の報告4
議事日程の報告
会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
町長の行政報告
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決18
請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決2
一般質問
鵜野澤 一 夫 君20
渡 邉 美枝子 君
志 田 延 子 君30
鵜 沢 清 永 君⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯39
小 安 博 之 君45
藤 乗 一 由 君40
藤 井 幸 恵 君6.
袴 田 忍 君································
鵝 沢 一 男 君··································

認定第1号~認定第5号の委員長報告、	質疑、討論、採決	101
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、	採決	109
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、	採決	110
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、	採決	111
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、	採決	113
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、	採決	119
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、	採決	120
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、	採決	121
同意案第1号の上程、説明、質疑、討論	、採決	123
日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		124
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、	採決	124
閉会の宣告		126

平成28年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成28年12月9日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

	1番	藤	井	幸	恵	2番	小	林	正	満
	3番	渡	邉	美 枝	子	4番	鵜	沢	清	永
	5番	鵜	沢		男	6番	小	安	博	之
	7番	藤	乗	_	由	8番	袴	田		忍
	9番	鵜 野	澤	_	夫	10番	志	田	延	子
1	1番	島	﨑	保	幸	12番	秦		重	悦
1	3番	森		佐	衛	14番	秌	場	博	敏
1	5番	藤	井	敏	憲	16番	吉	野	繁	徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	会割	計管	9 理	者	峰	島	勝	彦
教 育	長	町	田	義	昭	総	務	課	長	大	場	雅	彦
まちづく 推 進 課	り 長	小	柳	_	郎	税務	族住	民課	長	秦		和	範
福祉健康調	果長	高	師	_	雄	事	業	課	長	塩	田		健
保育所	長	岡	澤	利	江	教	育	課	長	渡	邉	幸	男
農業委員事務局	会長	小	関	秀	_								

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡 昇 書 記 鵜澤あけみ

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 諸般の報告

日程第四 町長の行政報告

日程第五 請願第 1号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すこと

を求める意見書の提出を求める請願書

日程第六 請願第 2号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善する ことを求める意見書の提出を求める請願書

日程第七 請願第 3号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化 を求める意見書の提出を求める請願書

日程第八 一般質問

日程第九 平成27年度決算審查特別委員会委員長報告

認定第 1号 平成27年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について

認定第 3号 平成27年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について

認定第 5号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 認定について

日程第十 議案第 1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第十一 議案第 2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の 制定について

日程第十二 議案第 3号 一宮町特定用途制限地域検討委員会設置条例の制定について

日程第十三 議案第 4号 平成28年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定について

日程第十四 議案第 5号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2次)議定について

日程第十五 議案第 6号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次)議 定について

日程第十六 議案第 7号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2次)議定について

日程第十七 同意案第 1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて

日程の追加

日程第十八 発議第 1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出 について

開会 午前 9時03分

◎開会の宣告

○議長(吉野繁徳君) 皆さん、おはようございます。

年末の大変お忙しい中、ご参集いただきましてご苦労さまでございます。

また、昨日は東京オリンピック、サーフィン競技会場が一宮町に正式決定し、記念イベントが無事に終わりましたことを本当に厚く御礼申し上げます。

さて、お話は変わりますが、昨今寒暖の差激しき折、皆様方にはお体十分にお気をつけに なってお過ごしください。

早速ですが始めさせていただきます。

ただいまより平成28年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(吉野繁徳君) ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しております ので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(吉野繁徳君) 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言 の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長(秦 重悦君) それでは、会期について議会運営委員会から報告をいたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして、請願3件、閉会中の継続審査でありました決算認定の報告のほか、条例の制定1件、条例の一部改正2件、一般会計及び特別会計合わせて4件の補正予算で、そのほか人事案件が1件であります。

また、一般質問には10名の議員が提出をされております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長(吉野繁徳君) どうもご苦労さまです。

◎議事日程の報告

○議長(吉野繁徳君) 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉野繁徳君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名します。

4番、鵜沢清永君、5番、鵜沢一男君、以上、両名にお願いします。

◎会期の決定

○議長(吉野繁徳君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたい と思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(吉野繁徳君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、 長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域 連合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。これをもって ご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長(吉野繁徳君) 次に、日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨、申し出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) おはようございます。

先ほど議長のほうからもお話がございました。昨日、国際オリンピック委員会の理事会のほうで、オリンピックの2020年東京大会、追加種目につきましての開催場所の決定がなされました。私ども一宮町の釣ヶ崎海岸でサーフィンの競技を行っていただくということで、正式決定が発表になりまして、町のほうで行事をとり行わせていただきました。議員の皆様にはお忙しい中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございました。おかげさまで成功裏に終了することができました。心より御礼申し上げます。

では、行政報告を差し上げさせていただきます。

皆様、改めておはようございます。

本日ここに、平成28年第4回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私とも大変ご多用にもかかわらず、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、これから順を追って行政報告、具体的な中身を申し上げさせていただきます。 それでは最初に総務課の所管でございますが、防災関係からご報告を差し上げます。

10月30日に、これは日曜日でございます。大雨洪水・土砂災害を想定いたしました防災訓練を実施いたしました。町全域を基本に、想定内容から川沿いと山沿いの12地区を重点対象地域としまして避難訓練を行いました。

当日は雨でしたが、小中学校への避難者が298人いらっしゃいました。同時に、16区と矢畑区では独自に避難訓練を行っていただきまして、参加者が178名いらっしゃいました。またさらに、この訓練にはご協力を賜った諸団体がございまして、南消防署の職員、消防団第4支団、アマチュア無線クラブ、日本赤十字一宮町分区、この各組織の皆様140名の方がご参加くださいました。全体で616名、訓練に参加した方がいらっしゃいました。第4支団ではさらに、この町の訓練が終わりました後、支団の秋季訓練を実施なさいました。

お忙しい中ご協力いただきました関係者全ての皆様に、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げたく存じます。いざというときに備えまして、今後も関係機関と連携を図ってまいりたいと思う次第であります。

また防災関係、各地域での訓練も実施されておりまして、全体の防災訓練を10月30日、この日に16区、矢畑区で行っていただいた以外も、11月6日、日曜日には枇杷畑区の自主防災会の皆様、さらに綱田区自主防災会の皆様が訓練をなさいました。また、11月13日の日曜日

には、7区の2の自主防災会の皆様の訓練が行われた次第であります。私も、枇杷畑、また 7区の2のほうの皆様のところへご一緒させていただいた次第であります。明後日、11日、 日曜日には17区の防災訓練も実施される予定でございます。

自主防災組織が設立されておりません地域もございます。こうした地域でもこういった避難活動が行われますことは、今後住民一人一人が災害に備える手段を講じ、自発的に防災活動に参加していただけるということにつながります。防災意識、地域防災力の向上につながりますと思われますので、今後ともこういった活動が、いまだ自主防災会のない各地域にも広がっていけるよう、町といたしましては全力で支援をしてまいりたいと考えております。

次に、先月、11月22日の地震と津波の件でございます。午前5時59分、福島県沖で地震が発生いたしました。これに伴いまして、午前6時2分、千葉県九十九里・外房沿岸に津波注意報が発令された次第であります。町の対応といたしましては、担当職員、午前6時15分に参集、私も6時16分に役場に登庁いたしました。6時33分注意配備体制をいたしまして、その後、私のほうから必要と判断いたしまして、6時55分に指示を出しまして、7時45分、避難指示を全町に出させていただきまして、全職員の参集となる非常配備体制に役場のほうの体制も切りかえさせていただきました。

避難された方は、一般の方々が25名、保育園の園児の方々が195名、全体で220名でございました。幸いにも当町には具体的な被害は発生をいたさなかったわけでございます。

津波に関連することでございますけれども、11月2日の千葉日報に、当町には津波避難計画が未策定であるという記事が掲載されました。千葉県では本年10月に避難についての方針を改定しまして、基本的に避難指示のみ発令するようにと、また、津波注意報などの予想津波高に応じて避難対象地域を指定するなど、避難のための情報を迅速かつ確実に伝達するようにと、これを確保するようにといった方針を定めております。県の計画に基づきまして、町におきましては早急に策定をするよう、私からも指示をいたしております。3月をめどに、現在作業を進めている次第であります。後ほどの一般質問におきましても、議員の皆様から、この津波の関連につきましてはご質問いただいております。そちらでもまた答弁を差し上げさせていただきたいと存ずる次第であります。

次に、まちづくり推進課の所管の諸事業でございます。

まず、地方創生事業でございます。

地方創生事業につきましては、国の交付金を活用いたしまして、夏季、8月6日から10月 2日まで、8月、9月と約2カ月間、無料観光循環バスを毎日4便運行をいたしました。こ れは、電車利用で一宮にお越しになる観光客がふえていること、また、海岸エリアに滞在していらっしゃる多数の観光客の方が移動していただきたいと。そして、それを商店街初め町内全域に経済効果として波及させていきたい、そういったことを目的とするものであります。また、このバスは観光客以外の方々にもご利用いただくことができるように設定いたしまして、町の皆様にもお買い物、あるいは駅にお出かけのときに足としてお使いいただけたということであります。約2カ月間で延べ941名の方にご利用をいただきました。

アンケート調査でも事業の継続を望まれる声が多数寄せられております。全体としては、 大変ご好評をいただいたと私ども考えております。そこで、このたび年末年始の観光やお買い物などにご利用いただくことを目的といたしまして、無料観光循環バスを12月21日から1月10日まで、町単独事業として再度運行する計画でございます。このための費用を本定例議会に補正予算として計上させていただいておりますので、後ほどご審議のほど、よろしくお願い申し上げる次第であります。

続きまして、第9回渚のファーマーズマーケット、そして第5回一宮海岸クリーンアップ ウオーキング大会、これは11月26日に同日開催でございました。これについて、ご報告を申 し上げます。

渚のファーマーズマーケットは、一宮海岸広場で開催されました。町内初め、近隣町村から92店舗の多数の店舗が出店をしてくださいまして、約5,000名の来訪者で大変にぎわったわけでございます。天気も幸いに穏やかでございました。

一宮海岸クリーンアップウオーキング大会には、同日開催でございますが、約6キロの一般コースには66名の方、2.5キロの親子コースには73名の方がご参加くださいました。皆様、コース途中に落ちているごみを拾いながら、健康的なウオーキングを楽しんでいただけた次第であります。また、コース途中の海岸の保安林の中で、クロマツの苗木を60本用意いたしまして、親子ウオーキングの参加者の皆様に、このクロマツの記念植樹をお願いいたしました。

このウオーキング大会は、大塚商会の名誉会長でおられる大塚 実さんが、海岸線の環境保全のために一宮町にご寄附を賜ったということから始まったイベントであります。地元の海岸や保安林に愛着を感じていただくことを目的としたものでございます。成功裏に終了をいたしました。

続きまして、先ほど冒頭にも申し上げました東京五輪サーフィン競技会場関係のご報告で あります。 先ほども申し上げましたが、12月8日、スイスのローザンヌで開催されました国際オリンピック委員会理事会におきまして、2020年東京オリンピックのサーフィン競技会場に、一宮町釣ヶ崎海岸が正式に決定をいたしたわけでございます。これまで招致活動にご尽力くださいました一宮町議会の皆さん、またサーフィン業組合の皆さん初め、多くの皆さんに深く感謝を申し上げたく存ずる次第であります。

競技会場につきましては、詳細な整備計画等についていまだ報告を受けておりません。しかし、このたび正式に開催地に決定いたしましたので、今後早い段階で東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、また千葉県庁など各関係機関と協議が進んでいくものと考えられます。

これから、選手や観客の皆さんをお迎えするボランティア組織の育成を始め、ハードの整備も含めて、2020年までに取り組むべきことが多々予想されます。困難も予想されるわけでございますけれども、町民の皆様とご一緒にこの世界的なイベントを成功させ、町の長期的発展に結びつけてまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様のご協力をお願い申し上げる次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、一宮海岸を主要会場として行われましたトライアスロン大会、第3回九十九里トライアスロン大会についてご報告を差し上げます。

これは、9月24日に開催されたものでございます。当日は残念ながら小雨でございました。 ところが全国各地から1,742名の多数の選手がお出かけくださいまして、大会そのものは大 盛況のもとに終了いたした次第でした。

本年は、一宮川の堤防かさ上げ工事がございまして、従来の場所が使えず、スイム会場をより河口に近いところで行いました。しかし、こちらはかえって波の影響も受けずに泳げて、大変満足であるという声を、参加者の皆様からいただいた次第であります。また、ゴール会場では、九十九里名物の焼きハマグリ、各市町村のご当地グルメなどを振る舞っていただきまして、選手の皆様から大変ご好評をいただきました。また、雨がそぼ降る日でございましたけれども、沿道に多くの応援のギャラリーの方がお集まりくださいまして、ご声援を賜った次第であります。

今大会が無事に終了できたというこのことも、町民ボランティアの方々を初め、大会運営を支えていただきました多くの皆様からご支援、ご協力を賜ったことによるものであります。 大変私ども深く感謝の念を抱かせていただいております。今後も、町民及び全国からの参加者の皆様に愛される大会にするべく努力をいたしてまいりたいと考えております。 続きまして、海岸有料駐車場の運営結果についてご報告を差し上げます。

4月22日から9月30日まで162日間、有料駐車場として海岸の駐車場を設営いたしました。 開設に当たりまして、利用者の皆様からご要望の多かったシャワー施設を、北側と南側の駐車場にそれぞれ1カ所ずつ設置しました。利用者の皆様から大変ご好評をいただきまして喜ばれました。駐車場の利用台数は、ことしは台風が多かったということもございまして、こうしたことの影響を受けまして、前年度より3,000台少ない3万6,669台の利用がありました。 1日当たりの平均台数は273台でございました。今後も駐車場を整備して、利用者のさらなる利便性を図って、利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、福祉健康課の所管、福祉関係のご報告を差し上げます。

臨時福祉給付金そして障害・遺族年金受給者向け給付金についてご報告をいたします。

この受け付けは12月1日に終了いたしました。申請書をこちらからお送り申し上げた件数は1,752件、そしてこちらへ受け付けの手続にお越しくださった件数が12月1日までで1,253件でございました。現在、支払いのお手続を進めさせていただいております。これが第1点のご報告であります。

続いて、保育所関係のご報告を差し上げます。

町内の保育所あるいは認定こども園につきまして、来年度、平成29年度の入所入園申し込み受け付けをこれまでいたしてまいりまして、11月30日で終了をいたしました。この申し込み状況について、まずご報告を差し上げます。

原保育所は定員60名のところ申し込み数120名でありました。愛光保育園は定員80名のところ96名でありました。東浪見こども園は定員80名のところ74名の入所希望者。一宮どろんこ保育園は定員170名のところ121名の入園希望者という状況でございます。この後、入所調整を行いまして、1月末に申し込み者の皆様にその結果をお知らせする予定であります。

続きまして、保育所の整備の進捗状況についてご報告を差し上げます。

来年4月、一宮どろんこ保育園が開園の予定になっております。10月5日に、この一宮どろんこ保育園の開園説明会がございました。160名以上の保護者の方がご参加になられまして、注目度が高いことがうかがえた次第であります。園舎の建築工事は、現在順調に進んでおりまして、年明けからは進入路の整備工事、看板設置工事などを実施してまいる予定であります。4月の開園へ向けて、計画は順調に進んでいる次第であります。

続きまして、介護保険事業につきましてご報告を申し上げます。

第6期介護保険事業計画の策定に基づきました特別養護老人ホーム施設整備、これが現在

進行中でございます。これにつきまして千葉県の助言を受けまして、11月18日に入札の公告をいたした次第であります。また、既に12月6日、一般競争入札による参加申請を締め切りました。来月1月19日に一般競争入札を行う予定であります。その後、2月中に着工、平成29年度末までの開設に向けて、引き続き施設整備を行っていく予定であります。

また、平成30年度から第7期事業計画の策定に向けて準備を行います。1月以降、準備を行ってまいります。在宅高齢者の皆様を対象に、地域課題の把握、そして社会資源の発掘を目的として、日常生活圏域ニーズ調査を行います。また、今回は新たに在宅の要介護者の皆様にもサービスご利用のご意向の調査として、在宅介護実態調査を実施する予定となっております。

以上が福祉関係でございます。

続きまして、事業課所管の諸事業についてご報告を申し上げます。

まず、農業関係でございます。

去る11月3日に、第38回一宮町農林商工祭が開催されました。今回、会場を役場西側駐車場に変更いたしまして行いましたところ、およそ2,000名の来場者の方がお見えになりました。出演団体の創意工夫を凝らしたイベント、さらにはサンマや野菜などの廉価特売などがございまして、事故もなく盛況のうちに終了いたしました。まずはこれにつきましてご報告させていただきます。

続きまして、農業の施設園芸関係でございますが、まず、県補助事業に、「新・輝けちばの園芸」というものがございます。この関連のリフォーム事業といたしまして、トマト生産施設に1件の施行を予定している次第であります。また、施設の新設に係る生産力強化支援事業というものといたしまして2件行っております。いずれもトマトの生産施設ということで、現在整備中であります。

続きまして、洞庭湖のため池の問題でございます。

この9月末から洞庭湖のため池が改修工事に入っております。11月7日に壁面の張りブロックを剥がしてまいりましたところ、水が流れる穴が発見されました。予想以上の空洞が形成されておりましたことから、現在、長生農業事務所での検討を経まして、適正な工法を決定し、改修を進めているという状態にあります。

続きまして、台風被害状況についてご報告を差し上げます。

この関係では、8月22日、台風9号を初めとしまして、大きな台風の被害が日本各地でございまして、国のほうから被災農業者向けの経営体育成支援事業が発動されました。これに

伴いまして、町では補助要望の取りまとめを行っておる次第であります。台風被害に遭った 農業用の施設、機械の復旧、取得に対する助成がなされる制度でありまして、事業費に対し、 国が3割の補助を差し上げるということであります。さらに、ここに町が2割を上乗せしま して、それを前提としまして、県からも2割の助成が行われ、合計で総経費の7割が国費、 町、そして県の負担で助成されるという制度であります。

事業内容、補助金要望額について、現在事業課で精査中でありますが、概算で事業費1億円と見積もっております。国、県、町、合わせて補助金額は概算で7,000万と見積もりまして、本議会に補正予算として計上をさせていただいておりますので、後ほどご審議のほどよろしくお願い申し上げる次第であります。

続いて、道路の補修あるいは整備の関係であります。

通常行っている新設改良工事、維持補修工事につきましては、本日現在、今年度予定の工事のうち95%の発注が完了をいたしている次第であります。順調に進んでおります。

国の補助事業の関係でございますけれども、まず町道1-7号線、通称天童跨線橋通り、宮原から跨線橋を越えまして船頭給へ入ります、あの通りでありますけれども、この改良事業、これは平成26年度から始まったものでございます。これが続いて行われております。11月末に契約がなされまして、これから工事が始まるということであります。工期が年度末になっておりまして、年末年始にかかる工事となります。交通規制等も発生し、町民の皆様にはご迷惑をおかけする展開にはなりますけれども、どうぞ工事によって道がよくなりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げる次第であります。

そしてまた、災害復旧に関する国庫補助事業についてご報告を差し上げます。

9月20日の台風16号によりまして、9区の1の細田堰の町道のり面が3カ所崩落をいたしました。現在、国土交通省、財務省による災害査定を待っているところであります。査定は12月14日に予定をされております。査定終了後、速やかに発注をいたしまして、復旧工事に取りかかりたいと考えております。町民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げる次第であります。

続いて、都市下水路関係についてご報告を申し上げます。

中央ポンプ場の問題でございます。中央ポンプ場は、建築から30年近くたっておりまして、 粗目スクリーンというものがございますが、これが大変腐食が激しく、破損が進んでおりま した。そこで、更新工事を発注いたした次第であります。ポンプ場は、一宮川沿いの皆様の お暮らしを守るための柱でございます。今後もポンプ場が適正に稼働するよう維持管理を行 いまして、浸水災害の防止に努めていきたいと考えております。

続きまして、9月17日に九十九里海岸クリーン事業の海岸清掃を実施いたしました。これ についてご報告をいたします。

これは、参加者が423名、多数お越しくださいました。ごみ収集量は2,330キログラムに上ったわけでございます。この日も天気がよかったものですから、成功裏に進めることができました。ありがとうございました。

なお、上半期の町による不法投棄品の回収状況についてご報告を申し上げますと、主なものとして、テレビ2台、廃タイヤが60本、ガスボンベ1本ということで、昨年度同期と比べますと、タイヤの不法投棄が増加している傾向が見てとれます。単年度のものかどうかというのは、今後の動きを見たいと思います。今後も不法投棄監視員の皆様、あるいは関係機関の皆様と連携を図りまして、不法投棄防止のために、不法投棄監視のパトロールをさらに強化してまいりたいと考えております。皆様のご理解、ご協力をお願いする次第であります。

続きまして、放射能汚染問題についてご報告を差し上げます。

引き続き、町では空間放射線量の測定、農産物、そして小中学校及び保育所の給食食材の 放射性物質の検査を実施しております。結果は、不検出または基準値以下ということでござ いますので、町民の皆様のご健康への影響はないと判断をいたしている次第であります。

続きまして、イノシシの問題についてご報告を差し上げます。

今年度イノシシの出没が大変増加いたしました。本年度、平成28年度大変イノシシの出没が多くなりましたので、新たに8基の箱わなを設置いたしました。今後もさらに箱わなを購入して捕獲に努める次第であります。イノシシの捕獲頭数でございますけれども、4月から町では13頭を捕獲いたしております。最近で申し上げますと、11月4日に岩切地区で1頭、11月8日に中学校近くの畑で1頭、箱わなで捕獲をいたしました。また、イノシシが出没した場合、一宮町安全・安心メールの配信サービスを使いまして、イノシシ情報を発信している次第であります。引き続きイノシシにつきましては、対策を積極的に講じてまいりたいと思います。後ほどの一般質問でもイノシシについてのご質問を頂戴いたしておりますので、また詳細はそちらでもご答弁を差し上げたく存ずる次第でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育課所管の教育関係のご報告を差し上げます。

総合文化祭といたしまして、10月23日に、芸能と音楽を楽しむ会を行いました。この会は、約500名の来場者の方がお見えになりまして、19団体の方が日ごろの練習成果をご披露くだ

さって、私も参加いたしましたが、大変盛り上がりを見せた会となりました。

また、11月5日から2日間にわたりまして、GSSセンターで文化祭が開催されました。 1,400点を超す芸術作品が展示されまして、約1,100人の来場者の方がお見えになりました。 これも大変盛況でございました。おかげさまで無事に終えられました。

また、11月15日は七歳児合同祝いを開催いたしました。お元気に成長なさった121名の7歳児のお子様方が、町の主催でお祝いをお受けになられました。町の未来を担っていただく子供さんたちが元気に、また伸び伸びとお育ちくださることを心より願っておる次第であります。

最後に、この定例会におきまして、認定5件、条例の制定を3件、補正予算を4件、同意 案を1件ご提案させていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、長くなりましたが、行政報告を終了させていただきます。ありがとうございました。 〇議長(吉野繁徳君) どうもご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第5、請願第1号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助 制度に戻すことを求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付 託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに 決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、3番、渡邉美枝子君。

○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子。

請願の前に、ちょっと申し上げておきたいんですけれども、この問題は全国的な問題であり、当一宮町の事情とはちょっと異なる部分もあることを申し上げておきます。それから、これは保育問題協議会というところが提出したもので、ちょっと党の信条ではない、増田論文の引用などがありますことをつけ加えさせていただきます。それほど大変だということの証として受けとめることにいたしました。あえて原文のまま読ませていただきます。

一宮町議会議長、吉野繁徳殿。

公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める請願書。

請願者住所、千葉県船橋市本町3-4-3。

氏名、千葉県保育問題協議会会長、田島潤一。

紹介議員、渡邉美枝子。

請願の趣旨。

1. 国に対して「公立保育所一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書」を提出してください。

理由。

少子化対策が国の緊急課題となっています。少子化の進行は人口の急激な減少を招き、このまま推移すれば2040年には500を超える自治体が消滅するという試算も出されています。

少子化対策は国の経済政策や労働環境の改善など多くの分野にまたがりますが、子育ての 分野では直面する「待機児童の解消」が重要課題となっています。

公立保育所の重要性はほとんどの市町村が認めていますが、国が一般財源化を導入しているため、公立保育所が老朽化などでどんどん廃園に追い込まれ、待機児童解消に逆行する事態となっています。さらに、過疎地では民間進出が期待できず、公立保育所の維持が財政を 圧迫しています。

待機児童の解消には、地域の児童福祉施設としての公立保育所の存続が必要です。

つきましては、貴議会より、国に対して「公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書」を提出していただけますよう請願いたします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

7番、藤乗君。

○7番(藤乗一由君) 藤乗です。

ご紹介いただいている渡邉議員にお伺いしたいと思いますが、公立保育所の一般財源化を 廃止しということですが、一宮町の場合には、待機児童の解消というテーマが当てはまらな いという事情があると思います。また、全国的に見ましても、地方にまいりますとそういっ た状況はほとんどないというところのほうが圧倒的に多いと。都市部においての問題だというふうに考えられるんですが、むしろ公立保育所の一般財源化というよりも、私立に対する補助を厚くすべきというところではないかというふうに考えられるんですけれども、先ほどのお話では、渡邉議員としましても、全面的にこれを支持するということでもないというふうに受けとめられたわけですが、その辺のところをどういうふうにお考えでしょうか。

- ○議長(吉野繁徳君) 3番、渡邉美枝子君。
- ○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子です。

一番最後におっしゃった、全面的に受け入れていないということではないんです。この文章の中に、まず増田論文が入っています。これはちょっと党の信条ではないので、これはそれほど大変であるということの象徴として受けとめて、そのまま読み上げさせていただきました。

それから、これは国に対しての問題でありまして、全国的な問題であるんです。だから、一宮町の状況とは合わない部分もありますが、これは一般財源化を廃止したというのは、国の三位一体の改革で、2004年にそういうことがなされたわけですけれども、約4割の自治体で保育所予算が減って、備品の購入とか、それから新規職員の採用を抑制したり、パート職員への切りかえをしたり、さまざまな見直しがなされたということなんです。

それで、一般財源化というのを申し上げますと、国庫負担金は、事業の財源に国が責任を 持つものであって、本当は国庫負担にそういうふうにしてもらいたいわけなんですけれども、 配分された税金の使い道が……

- ○議長(吉野繁徳君) 渡邉君、簡潔にお願いします。
- ○3番(渡邉美枝子君) 一般財源化いたしますと、これがどんなふうに使われるかということを、お金に書いていないわけで、どうやって使われるかがわからないわけで、それで一般財源化を廃止して、国庫負担として、これは保育所のために使いなさいと、そういうお金に戻してほしいという単純な理由ですけれども、それが趣旨です。
- ○議長(吉野繁徳君) 今、答弁がございましたが、ほかに質疑ございますか。 14番、秌場博敏君。
- ○14番(秌場博敏君) 今の議論の中で、保育所の一般財源化、この一宮では関係がないんじゃないかというような議論もありましたけれども、これはちょっと違うかなというふうな気をもって質問をしたいんですが、この一般財源化の弊害というのは、この文章の中に書かれている公立保育所の老朽化等による閉園の問題、出ています。この新制度では、保育所運

営財政が給付費と保育料によって運営されているという実態の中で、公立の建てかえの場合には直接国の補助がない、こういうような仕組みに変わりました。施設型の給付費は、公立が全額市町村負担です。そういう点から、一宮でもこども園に移行するような手だてになったわけです。

そういうような点から、この一般財源化、私立の場合は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担、こういうような実態があって、これがやっぱり一般財源化の弊害だという ふうに僕は見ているんですが、こういう認識でよろしいのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

- ○議長(吉野繁徳君) 3番、渡邉美枝子君。
- ○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子。

確かに、民間の保育所に対する新築、その場合には国から補助が出ます。公立の場合は国から出ないと聞いています。それで民営に追い込まれていく、そういう現実があります。そういうことです。

○議長(吉野繁徳君) ただいま質疑応答もろもろ出ておりますが、ほかに質疑ございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

6番、小安博之君。

○6番(小安博之君) 小安博之であります。

請願第1号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める請願に対し、反対の立場で討論いたします。

今、地方分権が進められています。これは、活力ある地域社会を効果的、効率的に進めていくためには、地方自治体がみずから考え、決定し、責任を持つことが必要であり、そのためには、地方が自由に使える財源が必要であります。この財源を確保するために、国では平成16年ごろから三位一体改革による国庫補助金、税源の移譲、地方交付税の見直しが行われました。

今回の保育所財源の一般財源化は、こうした経緯から行われたものであり、国庫補助制度 に戻すことは、税源移譲された税や地方交付税の見直しにもつながり、自由に使える財源が 減少することも考えられ、地方分権を後退させるものと考え、本請願に反対いたします。 以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ありますか。 14番、秌場博敏君。
- ○14番(秌場博敏君) この請願に対して賛成の立場で討論いたします。

公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める請願、これは現行制度では、以前の保育児童の措置費と違って、公立保育所経費が一般財源化されることによって、交付税措置で見るというふうに変わりました。しかし、一般財源化ではそれぞれ明確に保育所経費が幾ら使えるのか、この辺が明確になりません。時々の財政事情で左右されかねません。

児童福祉法に基づく公立保育所の運営には、一般財源化でなく、以前の直接補助制度が大切であります。子どもグループの担当者にも話を伺いましたが、直接補助制度のほうがやりやすい、こういうような意見も伺っております。

本請願は、現場の声を反映したものであり、採択すべきものだというふうに考え、賛成を いたします。

○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより、日程第5、請願第1号 公立保育所の一般財源化を廃止し、直接補助制度に戻すことを求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立少数。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

- ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○議長(吉野繁徳君) 日程第6、請願第2号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を 大幅に改善することを求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに 決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、3番、渡邉美枝子君。

- ○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子。
 - 一宮町議会議長、吉野繁徳殿。

保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める請願書。

請願者住所、千葉県船橋市本町3-4-3。

氏名、千葉県保育問題協議会会長、田島潤一。

紹介議員、渡邉美枝子。

請願の趣旨。

国に対して、「保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書」を提出してください。

理由。

待機児童の解消は、保育施設の不足だけではなく、施設が空いていても保育者がいないため子どもを受け入れることができないという保育士不足も大きな要因になっています。過疎地でも保育士確保が困難な状況にあり、保育士不足は全市町村に共通の課題となっています。この原因は、保育士の賃金の低さや労働条件の厳しさにあります。

賃金では、一般の労働者に比べ月額で10万円程度低いことが国会でも明らかにされ、職員配置も手のかかる子どもがふえているにもかかわらず実態とかけ離れた状況に置かれ、休憩や休みが十分に取れずに疲労が解消できない状況に置かれています。そのため、職業として働き続けることが困難となり、多くの保育士がやめていく事態が進行しています。有資格の保育士は現職保育士の2倍程度いるとされていますが、賃金を労働者の平均並みにすることや実態に見合う職員配置を実現すれば、保育士不足が解決する可能性は大いにあります。

つきましては、貴議会より、国に対して「保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書」を提出していただけますよう請願いたします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番(鵜野澤一夫君) 請願第2号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める請願書、私は反対の立場で討論いたします。

厚生労働省のホームページを見ますと、昨年、子ども・子育て支援新制度がスタートし、 量と質の両面から子育てを社会全体で支えることとして、子育て支援の多様化や職員配置の 改善、職員の処遇改善などがうたわれています。

その中には、保育士確保対策として、民間保育士の給与を5%改善や保育士復帰のサポートなど、いろいろな対策があります。また、今月5日の新聞記事には、来年4月に向けた副主任保育士や専門リーダーなど、月額4万円アップの検討もされているようであります。

いずれにいたしても、今、この子ども・子育て支援新制度はスタートしたばかりであり、 国でもいろいろな対策を検討している状況ですので、今後の状況を十分見きわめる必要があ ると考え、本請願に反対いたします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ございますか。

14番、秌場博敏君。

○14番(秌場博敏君) 本請願に賛成の立場で討論いたします。

この保育士不足、これは全国共通の課題になっていて、国会でもたびたび取り上げられております。その原因は、賃金の低さとか労働条件の厳しさにあると言われております。賃金は一般労働者に比べて月額10万円程度低い状況ということが、請願書の中にも書かれておりますけれども、保育士の全国平均給与、約21万円、他職の平均賃金は31万円と、このように格差が生まれております。

公立保育所保育士は、町の給料表で給料が支給されているので、直接関係がないようにも 見えますけれども、民間の処遇、こういったものが非常に影響を与えてまいります。同時に、 町の職員の場合には臨時職も非常に多くて、そういう点でも民間給与の処遇改善が図られれ ば、少なからずこちらにも影響してくるという関係にあります。そういう点で、国の保育士 への処遇改善は欠かせません。 本請願は、保育士不足解消の有効な手だてであり、採択すべきものであるというふうに考えて賛成をいたします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第2号 保育士不足を解消するため、保育士の処遇を大幅に改善することを求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立少数。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第7、請願第3号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために 保育料の低減化を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略させていただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認めます。よって、本請願は、委員会付託を省略すること に決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、3番、渡邉美枝子君。

- ○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子。
 - 一宮町議会議長、吉野繁徳殿。

子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める る請願書。

請願者住所、千葉県船橋市本町3-4-3。

氏名、千葉県保育問題協議会会長、田島潤一。

紹介議員、渡邉美枝子。

請願の趣旨。

国に対して「子育て費用の家計負担軽減化をはかるため保育料の低減化を求める意見書」を提出してください。

理由。

少子化対策が国の緊急課題となっています。少子化の進行は人口の急激な減少を招き、このままでは2040年に500を超える市町村が消滅するという試算も出されています。市町村はその存亡をかけた対策が求められています。

日本は教育や保育にかかる費用が高額であり、このことが希望する子ども数と実態とのかい離を生んでいることの大きな要因の一つであることが言われています。

国は昨年4月に導入した子ども・子育て支援新制度(以下新制度という)で、多子世帯で保育料が高額になる事態を招きました。これは新制度が十分に検討されて導入されたものではないことの一端を示したものですが、多子世帯ほど家計への負担が大きくなるので、少子化対策として家計負担を低減化することが必要です。多くの市町村は独自財源で保育料の低減化に努めていますが、市町村の財政負担は大きく、国の保育料基準を引き下げることが必要です。

つきましては、貴議会より、国に対して「子育て費用の家計負担軽減化をはかるため保育料の低減化を求める意見書」を提出していただけますよう請願いたします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) ご紹介の渡邉議員にお伺いいたします。

保育料の低減化ということなんですが、保育料、基本的には収入に応じてというシステムになっていると思うんですけれども、そこら辺が本来ありますので、むしろ保育の環境を改善するという面で考えますと、保育料の低減化よりも、働きながら子どもを預けやすいとか育てやすいという環境づくりのほうが重要ではないかなというふうに思うんですが、そうしますと、地域ごとにやはり事情が変わってくると、色が違うということもあります。そうすると、地域のニーズに合わせた環境づくりができるというような仕組みをというふうなもののほうが望ましいと考えられるんですけれども、私としましては。その辺のところは請願紹介者として、どのようにお考えでしょうか。

○議長(吉野繁徳君) 3番、渡邉美枝子君。

○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子。

この請願書にも書かれているように、市町村が努力して独自財源で保育料の低減化に努めていますとあります。この中にありますように、一宮町でも第3子無料化したり、努力をしていること、これは認めます。

そもそもいけないのは、この保育料算定に、かつては年少扶養控除のみなし適用というのがあったんですけれども、それを現政権で廃止したことが一つの問題なんです。もっといけないのは、もともとあった子供1人につき38万円を年収から引いて税額を軽くするという制度が2011年に撤廃されたことにもあるんですけれども、それでも以後、この38万差し引くのはみなし控除として適用されていましたが、この新制度で撤廃されたということ、これが問題です。

もう一つの問題は、保育料算定の基準を世帯の所得税額から住民税額に変更したことが、 またこれ問題になっているんですね。これで1階層ぐらい違ってきちゃっていると、この間、 子どもグループにお伺いに行ったところ、そう言われました。

それから、この保育料算定に61年前のモデルを使って算定しているというのも問題なんです。この61年前というのは、女性の社会進出が現在よりもはるかに困難だった時代なんですね。その時代との連続性を保ちたいので、妻がパートで1日4時間程度の就業と、そういうケースをモデルにしてしまったんですけれども、今妻がフルタイムで働く世帯の保育料を値上げしたいということにも、これつながっちゃうんですよ。だから、妻パート世帯の負担が変わらないように、保育料の水準を定めたんです。61年前のモデルにしたことで、そういう結果になったと聞いております。

それで、市町村では独自に子供を預けやすいように、だからこの町でもやっているということは私も認めております。ということで、国もこういうのを低減化をしてくれないと、やっぱり町としても財政がどんどん、そういう町独自の低減化に使われてしまって、国がそもそもやってくれないことには低減化をできないかと思います。国が低減化をしないことには、町独自でやっている対策に生かせないかと思います。

以上です。長くなって、すみません。話が下手なので。

○議長(吉野繁徳君) 渡邉議員、今いろいろ答弁ありがとうございます。

ただ、藤乗議員からの質問回答になっていないような気がしますので、恐れ入ります、とりあえず簡単に説明できれば、今後よろしくお願いします。

ほかに質疑ございますか。

14番、秌場博敏君。

○14番(秌場博敏君) この請願は、仕組み自体が非常に複雑で、先ほど藤乗議員がさらっと質問を、保育料は所得によって違うんだからということで、そこは問題にしなかったけれども、この請願の一番の肝は、その所得によって保育料が違ってくるというところの根底の、査定するところが変えられたというところじゃないかというふうに、僕は理解しているんですが、それはちょっと紹介議員に伺いたいと思いますけれども。

確かに、町が努力しているというのも子どもグループで伺いまして、国の基準、全部で7 段階に分かれている階層区分、この中で生活保護世帯はゼロですけれども、市町村民税の非 課税世帯なんていうのは、国の基準は9,000円です、3歳未満児が。一宮町は7,800円、こう いうふうに割り引いているんですね。第7階層にいくと、もっとずっと割り引いてくれてい ます。

それは、市町村の持ち出しによるということが大きくて、今度の請願の中で出されているのは、今までは所得税の基礎でもってこの階層を計算していたと。所得税の基礎になる額というのは、年少扶養控除、子供1人38万円が引かれると。子供が多ければ多いほどそれが引かれていくから、この基礎になる額が小さくなると。階層が上に行くというか、少ない所得というふうにみなされるわけですね。

ところが、市町村民税の課税であればそういうのがないということで、変えられたということを問題にしているので、そういうふうに僕は理解しているんですけれども、それでよろしいかどうか。だから、町が低くしているようなことを国がやってくれれば、町は持ち出さなくて済むと。その分、交付税で算定されるということですから、そういうような理解なんですけれども、それでよろしいですかということをちょっと伺いたいと思います。

- ○議長(吉野繁徳君) 3番、渡邉美枝子君。
- ○3番(渡邉美枝子君) 先ほど秌場議員が言ったように、この38万の年少扶養控除、これがあれば、子供がふえればふえるほど、この金額を差し引いて控除できたわけですけれども......
- ○議長(吉野繁徳君) 渡邉君、今、秌場議員が言った感じの中で受けとめていいですかとい う返事ですので、いいでしょうか。
- ○3番(渡邉美枝子君) 同じこと、私よりもわかりやすく言ってくださったので。 以上です。
- ○議長(吉野繁徳君) わかりました。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番(鵜野澤一夫君) 請願第3号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の 低減化を求める意見書の提出を求める請願、本請願に反対の立場で討論いたします。

今、町の保育料は、国の示す利用者負担額よりも低く設定しているため、町が独自財源で 負担をしている状況です。ですので、国が引き下げを図った場合でも、町の保育料は影響さ れないことも考えられます。

また、今年度から国が低所得者や多子世帯の保育料軽減を実施したほか、町独自で3歳児以上第3子以降の保育料無料化も実施しています。さらに、町では独自に高校3年生まで、子供の医療助成を実施しており、当町では、就学前のみならず、お子さんを持つ家庭の負担軽減に向けた施策を既に講じていますので、当町の実態には合わないと考え、本請願に反対いたします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ございますか。

14番、秌場博敏君。

○14番(秌場博敏君) ただいまの反対の討論は、今までの質疑を聞いていなかったのかな というふうに思いますので、賛成の立場で討論したいと思います。

近年、少子化の進行が急激に進んでいるというその背景が、教育や保育に係る費用の高額 化、こういうことで子育てしづらい環境が生まれていると、こういうふうに言われておりま す。

国が、去年の4月から導入した子ども・子育て新制度、これは先ほども質問で出しましたけれども、多子世帯、子供の多い世帯ほど保育料が高額になっていくという実態が生まれております。ここで、各町村はそういうことが少しでも少なくなるようにということで、低めたり、あるいは3子以上を無料にしたり半分にしたりとか、そういうような策をとっているわけです。

これまでの保育料、先ほども言いましたけれども、所得税額に応じた算定、年少扶養控除がどんどん引かれていく。つまり、それによって算定される保育料は低くなるわけですね。

ところが、改正で市町村税の額が基礎になる。こういうために高額になった。この事態を改善するには、国が保育料基準を引き下げる。これは、ただ引き下げただけだと先ほどの討論で変わらないと言いましたけれども、その分、国は交付税措置をする。そういうちゃんと裏があるわけです。こういうことが、この状況を改善する不可欠の方法であり、この請願のもっともな点であります。よって、本請願を採択することに賛成をいたします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより、日程第7、請願第3号 子育て費用の家計負担軽減化をはかるために保育料の低減化を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りします。本請願に賛成の諸君、起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立少数。よって本請願は不採択とすることに決しました。

◎一般質問

○議長(吉野繁徳君) 次に、日程第8、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告されておりますので、通告順に従い、これを許します。 質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられるよう、また、会議規則第53条 により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題にて2回を超えることはできませんので、 念のため申し添えます。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

- ○議長(吉野繁徳君) それでは、通告順に従い、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。9番、鵜野澤一夫君。
- ○9番(鵜野澤一夫君) 9番、鵜野澤一夫です。

大きく2つの質問を行いますが、1問ずつ区切って質問させていただきますが、よろしいですか。

○議長(吉野繁徳君) わかりました。

○9番(鵜野澤一夫君) それでは、1問目、一宮町有害鳥獣捕獲対策について伺います。 当町には有害鳥獣、アライグマの頭数が多いが、最近はイノシシの頭数が急速に多くなっています。

県では、各自治体の捕獲に力を入れており、昨年度は約2万2,000頭を捕らえたそうで、 県も昨年度から捕獲事業を始め、ことし2月、3月において成田、長生の2地域で12頭を捕 獲した。県は、適正な数まで減らしたいと言っています。市町村の捕獲事業や防護柵購入へ の助成、防護柵の設置講習会などを行っていますが、対策はまだ始まったばかりだそうです。 長柄町では、イノシシの捕獲数、26年度は250頭、27年度は300頭とのことです。今後、山 間部の市町村から当町に餌を求めてかなりの数のイノシシが来ると思います。そこで、次の 点について伺います。

1、いすみ市、睦沢町、長南町、長柄町、茂原市の平成26年度、27年度のイノシシ捕獲数及び農業被害額について伺います。

2番目、町有害鳥獣対策協議会補助金の増額について伺います。

3番目、防護柵(電気柵)や箱わなの増量について伺います。

4番、捕獲金、館山市では1頭1万6,000円と、報償金なんですが、支払われているということについて伺います。

5番目、県補助金の有効活用について伺います。 以上です。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長(塩田 健君) それでは、鵜野澤議員のただいまの有害鳥獣対策についての質問にお答えいたします。

1点目の捕獲数と農業被害額ですが、各市町村ごとに平成26年度、27年度の順で申し上げます。まず、イノシシの捕獲数ですが、いすみ市、384頭、560頭。睦沢町、132頭、140頭。 長南町、179頭、301頭。長柄町、201頭、352頭。茂原市、56頭、154頭となっております。

次に、農業被害ですが、いすみ市、2,871万3,000円、2,764万円。睦沢町、487万2,000円、191万円。長南町、96万1,000円、252万1,000円。長柄町、114万9,000円、207万6,000円。茂原市、30万2,000円、110万7,000円となっております。

続いて、2点目の町有害鳥獣対策協議会補助金でございますが、平成28年度までは猟友会

への委託費としまして、免許の更新や講習会の費用が主なものでございましたが、平成29年度では、駆除時の報償金などで大幅な増額を考えております。まだ予算要望の段階ですが、 今後は協議会の活動の充実化を図る考えでございます。

3点目の防護柵、また箱わなの増量でございますが、まず電気柵は、有害鳥獣の被害農家に対して電気柵の補助事業が国や県にあることから、現在、9区の2で実施しておりまして、 今後も地域の農家に推奨してまいりたいと思います。

また、箱わなは捕獲に際して狩猟の免許が必要なことから、協議会を通じ、有資格者をふやしていく考えですが、当面の対策として、イノシシ用の箱わな3基分の予算を12月補正に計上いたしましたので、よろしくお願いいたします。

4点目の捕獲金ですが、イノシシ、鹿、キョンの捕獲に対して、平成29年度から捕獲活動 経費の助成という形での支払いを検討しており、2点目の協議会への補助金として平成29年 度予算に盛り込む考えでございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、5点目の県補助金を有効活用とのことについては、来年度以降、農林水産省の補助事業のほか、県自然保護課の補助事業を活用していく予定であり、町としましても箱わなのパトロールなどを行う臨時職員の採用などを含めた有害鳥獣対策を進めていく考えでございます。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 再質問ありますか。
 - 9番、鵜野澤一夫君。
- ○9番(鵜野澤一夫君) 再質問ではありません。要望ですが、平成27年度のイノシシ頭数が、 5市町で合計1,507頭、農業被害額は合計で3,525万4,000円ということで、毎年ふえている 状況にあります。

12月6日に睦沢町で、農林水産省農村振興局農村環境課鳥獣対策室、秋葉一彦さんによる「鳥獣被害対策をめぐる状況」ということ、及びJA全農ちば泉水直嗣氏、名雪浩章氏による「有害鳥獣対策の電気柵防護の仕組みについて」の講演がありました。千葉県全体の鳥獣被害額は、平成28年7月現在で、千葉県の調べで3億9,256万6,000円ということです。国・県は、地域が力を合わせて行う総合的な対策を支援する、また、地域がやりたいことはほぼ全て支援の対象にすると、この講演のときの書面に書かれています。ぜひ事業課に有害鳥獣対策室を設けていただきたい。

イノシシは学習能力が非常に高く、最近は猪突猛進だけではなく、後ずさりもするし、直

角に曲がったりするとのことです。ことしの10月に私の家の前に1頭のイノシシが来て、家の前を直角に曲がって、前の門の中に入っていきました。町内では、まだ人的被害はないと思いますが、今後は、通学路に出没し、子供たちを襲う可能性もあると思います。あらゆる対策を町民とともに対策室で検討していただくことを要望して、この質問は終わります。

次に、2問目に入りますがよろしいですか。

- ○議長(吉野繁徳君) どうぞ。
- ○9番(鵜野澤一夫君) 2問目の質問に移ります。

町内の赤道、青道の管理について伺います。

町内に多数の赤道、いわゆる道路ですが、これは前の国の道路になりますが、それと青道、 排水路があります。その隣接の方々が管理方法などで大変困っているのが現状であります。 そこで、次の点について伺います。

- ①、赤道、青道の管理はどこが行っているのか。また、管理方法を具体的に隣接者にどう 説明しているのか伺います。
- ②、赤道の隣接者とのさまざまな問題があると思いますが、売却できる道路は売却して、 少しずつ整理する必要があると思いますが、伺います。

以上、お願いします。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長(塩田 健君) 鵜野澤議員の2点目の質問にお答えいたしまず。

まず、1点目の赤道、青道の管理ですが、国が所有していた町内の赤道、青道は、平成16年度に一部を除き町に帰属となり、現在、法定外道路及び水路と名称が変更され、基本は町で管理をしております。しかしながら、雑草などについては、なかなか目が届かない部分もありますので、ご連絡をいただければ草刈りなどの対応を行っておるところです。

②の売却できる土地の払い下げについては、原則、隣接の地権者からの申し出により、またこれも個別に判断しております。なお、場所ごとに利害関係や過去の経緯など、さまざまな事情が異なりますので、事前に町事業課のほうへご相談いただければと思います。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 答弁が終わりました。

質問ございますか。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番(鵜野澤一夫君) 再質問いたします。

町内の赤道、青道、それぞれの数、それと安全対策について、特に青道、排水路ですが、 ふたなどをかぶせるなどの安全対策が必要ではないかと思いますので、これについて伺いま す。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長(塩田 健君) 再質問についてお答えていたします。

まず、赤道、青道の数でございますが、現在、町で管理している台帳上、赤道については1,810カ所、青道については914カ所となっております。

このような法定外道路や水路の安全対策は、管理者である町で行うものでございますが、 この道路と水路などの場所が確定できない場合や境界がはっきりしていないもの、さらには 現況が既に水路でないものなど、さまざまな問題がありますので、ふたかけなどの対策につ いては、個々に対応していかなければならないと考えております。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 9番、鵜野澤一夫君。
- ○9番(鵜野澤一夫君) これは要望です。

数多くの赤道、青道があります。今、答弁を聞いてびっくりしたんですが、赤道が1,810、 青道が914ということで、物すごい数だと思いますが、特に赤道については、隣接者とのト ラブルを避ける意味で、測量等の経費は売却費に組み入れ、できるだけ安値で売却するよう、 逆に町側から話を持ち出していただきたい。後に固定資産税が入るわけですから、ぜひお願 いしたい。

また、青道については、安全管理の意味で、事業課に相談窓口を設けるよう要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 以上で鵜野澤一夫君の一般質問が終了いたしました。

開会後、1時間半経過しますので、ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 渡 邉 美枝子 君

- ○議長(吉野繁徳君) 次に、3番、渡邉美枝子君の一般質問を行います。3番、渡邉美枝子君。
- ○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子。一問一答でお願いいたします。

まず、小中学校の施設整備についての質問です。

3月議会にて小中学校のエアコン設置についての質問をしました。そのとき、6月から9 月の普通教室の温度及び湿度の測定記録をとっていただけるという答弁がありましたので、 そこで、以下の質問をいたします。

1つ目が、小中学校の6月から9月における普通教室の温度及び湿度の測定結果をお答えください。

また、3月議会では学校の施設整備の優先順位をお答えいただきましたところ、一宮小学校グラウンド整備、中学校校舎改修、学校給食施設整備という順でした。どれにしても大切なことなのですが、そこで、それらの整備は今どの程度進みつつあるかお答えください。お願いします。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に関する答弁を求めます。

渡邉教育課長。

○教育課長(渡邉幸男君) それでは、1点目から説明させていただきます。

小学校の施設整備についての質問でございます。

1点目の小中学校の夏休みを除く6月から9月における普通教室の温度及び湿度の測定結果でございます。温度や湿度を勘案して、危険な暑さであった日は2日、注意が必要な暑さであった日数は27日でございました。

その次、2点目の施設整備の進捗状況ということでございますが、まず一宮小学校のグラウンド整備でございますが、近々実施設計書が完成する予定となっておりまして、実施に向けて現在準備しております。

一宮中学校の校舎改修につきましては、実施設計業務委託を今後要望してまいります。 学校給食施設の整備につきましては、整備の方法を今後も検討しながら、現在の各学校の 給食室での自校方式を維持してまいります。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 3番、渡邉美枝子君。
- ○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子です。

それでは、再質問させていただきます。

ことしは雨の日が大変多く、湿度の高さは耐えがたいものでした。また、危険な暑さという日もあったということです。注意が必要であった日数はかなりありました。これは、学習への集中力を欠くような湿度の高い日でもあったと受けとめてよろしいですね。気温が低いときでも、湿度が高いと熱中症の危険もありますし、やる気がなくなったり、集中力を欠いたりいたしますことはよく知られております。

それで、2点目の施設整備につきましては、どれも大切なことなのですが、一宮中学校グラウンド整備は、実際もう実施に向かっているとのこと。次は一宮中学校の校舎改修とのことですが、校舎は大変傷んでいると聞きます。これはできるだけ早く実施していただきたいと思います。

その計画のときに、エアコンの設置を組み込むのがよいかと、これは誰もが考えることではないでしょうか。小学校への設置も、そのとき一緒に実施するのがよいかと、これも誰もが考えることだと思うのですが、いかがお考えか伺います。

○議長(吉野繁徳君) 再質問が終わりました。

答弁願います。

渡邉教育課長。

○教育課長(渡邉幸男君) 中学校改修と同時に、小学校のエアコン設置をすることがよいということの再質問でございますが、今後、全体の施設整備を行っていくわけでございますので、その整備とともに検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 3番、渡邉美枝子君。
- ○3番(渡邉美枝子君) 要望としてですが、人間の生理的な負担とか、それから心理的負担、 そういうことを考えますと、最も学習に望ましいのは、夏では25度から28度、冬では18度か ら20度ということです。この気温が保たれることを要望いたします。湿度は50%、60%くら いが望ましいということなんですけれども。

ちなみに、千葉県の2006年から2015年の7月平均気温は29.7度ということでした。ごく普

通の人の頭で考えますと、絶対に必要なものは、割り切れば予算なんかどうにでもなるはずということなんですけれども、1回目の質問、私は去年の6月議会におきまして、エアコン設置の質問をしました。そのとき、鎌ケ谷市の例を紹介してお話ししたんですけれども、今回もう一回、参考までに申し上げます。

鎌ケ谷市では一度に行うのではなく、平成25年小学校空調整備、このときは設計です。平成26年小学校工事、26年に工事しました。及び中学校の設計をしました。平成27年中学校の工事をして、そういう順番で設計し終えたということです。こんな方法もあるということをご参考までにここで申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

次に、就学援助についてなんですけれども、これもことしの6月に質問いたしました。再び質問させていただきますが、入学準備金の支給時期について、6月議会では入学前の一番お金のかかる時期に支給するように求めました。そのときの答弁では、要綱の改正を含めまして検討ということでした。また、この件については、文部省も認識しています。ここにも新聞のコピーがあるんですけれども、そこでその後の進捗状況について、入学前に支給するための質問をいたしましたけれども、その進捗状況について伺います。

もう一つは、一宮町で準要保護は、所得が要保護の何倍の世帯となっていますか。一応これも質問させていただきます。

ことし5月国会での参議院議員の田村智子の質問によりますと、入学費用は小学校で平均5万4,540円で、中学校で平均7万8,492円、これは新婦人の会というところでアンケート調査した結果なのですが、一宮町の支給額をお答えください。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邉教育課長。

- ○教育課長(渡邉幸男君) それでは、2点目の就学援助の関係でお答えさせていただきます。 その①、1点目でございますが、進捗状況ということでございますが、現在、入学準備金 制度を実現させるための要綱の精査を行っております。今後、必要に応じての改正等行いまして、実施に向けて進めてまいります。
 - ②、2点目でございます。準要保護は所得が要保護の何倍の世帯になっているかというご 質問でございますが、町は、要保護つまり生活保護受給者の所得基準を1とした場合、1.3 倍が準要保護の所得基準となっております。なお、現在のところ、長生郡市7市町村が全て

1.3倍となっております。

最後に3点目の、町における就学援助対象児童生徒の小中学校への新入学における援助支 給額は、小学校では1万9,900円、中学校では2万2,900円となっております。

以上でございます。

○議長(吉野繁徳君) 再質問ありますか。

渡邉美枝子君。

○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子。

再質問ですが、入学準備金は必要なときに支給するということは、もう世の流れとなりつ つあるんです。これは早い実施を要望します。

また、要保護の基準は国で定めていますが、準要保護では自治体によってかなりの違いがあるということです。これは、地方交付税の大規模な減額に隠れる形で余り注目されていなかったんですけれども、三位一体の改革の一環として、それまでは国庫補助の対象となっていた準要保護に対する就学援助費が一般財源化されたということで、以前は2分の1、国が支給していたということ、これ三菱UFJリサーチ&コンサルティングというところで調べたことですけれども、そういうことでした。

それで、準要保護では自治体によってかなりの違いがあるということですね。長生郡市町村が全て、要保護の所得基準を1とした場合、1.3倍が準要保護の所得基準となっているとのご答弁ですが、7市町村の足並みがそろえば1.5は可能ですね。1.5の自治体もあるんです。これは毎日新聞の調査ですが、福島とか宇都宮市、これが1.5倍でやっております。

国の就学援助の単価表では、小学校入学は2万470円、中学校入学は2万3,550円とのことですが、当町での支給額は、小学校ですと570円差があるんです。マイナスですね。中学校では650円の差があるということがただいまわかりましたので、これは利用する側にとっては消費税分にも満たない金額なんですが、これって国庫補助の当時の限度額、2005年以前の額ですよね、基準額で。町の支給額がです。それで、差額はたった小学校で570円、中学校で650円なんですけれども、今、必要なものとかそういったものもかなりあの当時とは違っていると思います。それで何でこういう差額があるのか、ちょっとこれ疑問なので、お答えください。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邉教育課長。

○教育課長(渡邉幸男君) それでは、就学援助の再質問についてお答えいたします。

国の就学援助単価ですが、この額の基礎は、特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助対象限度額と同額でございます。

当町の支給額でございますが、郡内町村でほぼ統一された額となっております。今後、国の基準額がございますので、その差につきましては、郡内町村と調整を図ってまいります。 以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 以上、答弁を終わりました。 3番、渡邉美枝子君。
- ○3番(渡邉美枝子君) 3番、渡邉美枝子。

要望させていただきます。

就学援助金の額ですが、文部科学省でさえ実態と乖離がある状況と認め、必要な調査を行った上で改善策を考える必要があると、ことしの5月に回答しているんです。ですから、今後改善されることを、これは望みます。

現代の貧困というのは、大変見えにくいものとなっているんです。スマホを持っているとか、ネックレスしているとか、いろいろ言われますよね。それで貧困なのかと言われたりしますけれども、大変見えにくいです。

ちょっと例として、浅井春夫さんという方の提案をちょっと読ませていただきますが、この方は東京の児童養護施設で児童指導員として10年間勤務して、現在、立教大学教授、浅井先生の提案ですが、自治体で子供の貧困根絶条例といったものをつくるべきではないかということなんです。まず自治体で、どのくらいの子供が貧困なのか実態を調査、どういう対策をいつまでにとるか目標を決めて取り組む。予算をつける。2年に一度は調査をして見直す。これは沖縄県では県独自で子供の貧困の調査をし、予算をつけたということです。現在、具体的な対策を検討中ということなのです。

また、就学援助の多くは、自治体で要綱で実施されていますが、必要な子供が漏れなくき ちんとできようにする、その制度の条例化が必要ではないかと提起しています。条例ともな れば、制度の改変についても議会を通らなければいけないため、住民のチェックもできると いうことです。

ですが今は、先ほどの質問にありましたとおり、今は就学援助の入学準備金を入学前に支給するために、綱領の改正を要望します。ただいま緊急の要望です。

それで、こういうことが話題になるということは、三位一体改革が何をもたらしたかとい

いますと、やっぱり貧困と格差しかなかったこと、それしかもたらさなかったことを改めて痛感いたしました。

以上で要望を終わります。

○議長(吉野繁徳君) 以上で渡邉美枝子君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

- ○議長(吉野繁徳君) 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。 10番、志田延子君。
- ○10番(志田延子君) 10番、志田です。

まずは冒頭、質問の前に、昨日の一宮釣ヶ崎海岸がオリンピックに決まったことに関して、 セレモニーに対して、職員の早朝からの頑張りと、それから皆さんいろんな方たちが来てく ださいましたけれども、それについては本当に感謝したいと思っております。本当に朝早く からご苦労さまでした。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、副町長の設置についてです。

郡内には、副町長、副村長会という会があり、定期的に会議が行われ、意見交換や情報交換などが行われております。これは、行政を運営していく上では必要不可欠であると考えております。現在、当町には副町長がおりません。他町村では、町長が出席できない会議がある場合には副町長が出席し、礼を失することなく対応しておられます。

今後、2020年のオリンピック・パラリンピックが開催される中、業務が多忙となることが 予想されるわけですが、町長だけでの対応には肉体的にも精神的にも限界があるのではない かと考えます。

そこで、今後副町長を設置すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 志田議員のご質問にお答えをいたします。

副町長につきましては、私は、町長の仕事を分け持っていただくパートナーのお役と理解 をいたしております。しかし、就任後半年が経過いたしましたが、特に町長の仕事を分け持 っていただかなくては困るという局面はございませんでした。したがって、日常業務遂行の ためには、現在までのところ副町長を選任いたす必要を私は感じておらないわけでございま す。むしろ、日常業務の全般を町長一人が総覧することによりまして、統一的行政の確保に 資するところがあると強く感じております。

しかし、今後オリンピックの遂行上、渉外役、特に国や県との折衝を中心に受け持っていただく専門的サポーターの方が必要になることは、可能性として考えられます。その際は、そういう方を副町長としてお願いするということも、可能性としては残しておきたいと考えている次第であります。しかし、その他の役職でお願いするということも同時に考えていきたいと考えおります。

町民の皆様にお返しできるものの大きさを見きわめながら、進んでいきたいと思う次第で あります。

なお、日常的な行政の業務につきましては、各課の課長あるいは教育長、皆様と緊密に相談をしながら進んでおります。特段問題はないと私は考えておりますが、危機管理時の指示系統におきましても、しっかりとした序列が確立しておりますで、副町長職の不在による実施的なマイナスを皆様に差し上げることはないと考えております。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 再質問でいいですか。
- ○10番(志田延子君) 再質問ではなく、要望としてさせていただきます。
- ○議長(吉野繁徳君) 10番、志田延子君。
- ○10番(志田延子君) 答弁の内容の中でも、今後オリンピックの遂行上、渉外役、特に国や県との折衝を中心に受け持っていただく専門的サポーターが必要になることは、可能性として考えられますとおっしゃっておられます。これは、特にオリンピック担当ということで、町長、今不便はないとおっしゃいましたが、しかしながら、これから決まって、それこそ国・県から町長の力でもって要望をちゃんとわかって、予算も持ってこれるような副町長を、ぜひ養成していただければと思っております。

本当にこれはもう早急にやっていただきたいんですね。隣のいすみ市なんかは、太東海岸にトイレの予算も県から引っ張ってきたとお聞きしましたので、ぜひ一宮も負けずに何とか頑張っていきたいと思っておりますので、本当に町長の力をもって、ぜひすばらしい副町長を養成してください。よろしくお願いいたします。

次は、2点目、ふるさと納税を活用してサーフィンの発展にです。

2020年の東京オリンピックの追加種目としてサーフィンが決定し、競技開催地決定が正式 に発表されました。本当にご苦労さまでした。今後、開催地としての整備に向けた地元負担 もあると伺っております。競技会場地として大会を成功させるためにも、ふるさと納税を大 いに活用して、会場整備等に役立てるべきであると思います。次の点について、町長の考え を伺います。

現在、ふるさと納税の寄附金の使途は、規則で、1、図書館整備事業、2、高齢者福祉事業、3、保育所整備事業、4、上総一ノ宮駅東口開設事業、5、指定しないと、5項目の寄附の使途を選択できるようになっていますが、これにサーフィン関連事業を追加することはできないでしょうか。また、オリンピックをさらに盛り上げていくためにも、返礼品についてサーフィン関連のものを追加していただきたいと思うが、お考えを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) お答えします。

質問に対する回答の前に、平成28年度の当町のふるさと納税の状況について申し上げます。 町では、4月からふるさと納税の強化を図ることを目的に、ふるさと応援戦略室という部 署を設けました。4月中旬ごろから返礼品協力事業者、農協、農業団体、商工会等、協議を 行いまして、4月下旬から新たな返礼品協力事業所の募集案内を、町のホームページや区長 回覧で周知をいたしました。あわせて、戦略室の職員につきましては、町内の商店、農業者、 宿泊施設、ゴルフ場、サーフィン関係者、乗馬施設など約50件を訪問し、返礼品協力事業者 になってもらえるよう呼びかけを行いました。その結果、平成27年度までの返礼品は6品目 でしたが、新たに25品目を追加し、現在は31品目までふえております。

11月末現在のふるさと納税の寄附件数ですが、平成27年度840件に対しまして、本年度は 1,800件、寄附金額は1,092万円に対しまして、約3,500万円に達する見込みで、去年の同期 に比べ、寄附件数で2.1倍、寄附金額では3.25倍となっております。

平成28年度の返礼品の主なものについては、当町の特産品であるメロン、トマト、梨の農産物に加え、ことしから新たに追加したサーフィン満喫券、一の宮カントリー倶楽部施設利用券、町内宿泊施設利用補助券、落花生などが人気となっております。

質問の回答に戻りますが、寄附金の使途につきましては施行規則で規定しておりますので、

サーフィン関連事業を追加することは、手続的には簡単でございますが、既存の4事業を含め、使途について見直しを行っていきたく、しばらくお時間をいただきたいと思います。

また、サーフィン関連の返礼品を追加することについては、サーフィン関係者と再度協議する場を設け、サーフィン関連の返礼品を発掘、提案していただけるよう活動してまいります。あわせて、現在返礼品として採用しているサーフィン満喫券の取扱店をふやすため、町内にあるサーフショップを再度訪問し、参加を募りたいと思います。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 10番、志田延子君。
- ○10番(志田延子君) 詳細なふるさと納税についての説明ありがとうございます。多分町 民の方たちも、今までこんなにふるさと納税が多くなったことは、ご存じなかったと思いま すので、本当に詳細に説明していただき、ありがたく感じております。

ぜひ、手続がしばらく時間をということですが、4年はすぐたってしまいます。なるべく 早目に、このサーフィンを開催するための基金みたいなものを、できるだけ早くしていただ ければと思っておりますので、ぜひそのような考え方に立っていただければと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長(吉野繁徳君) 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 鵜 沢 清 永 君

- ○議長(吉野繁徳君) 次に、4番、鵜沢清永君の一般質問を行います。4番、鵜沢清永君。
- ○4番(鵜沢清永君) 4番、鵜沢清永。質問が3つあるのですが、1つずつでよろしいでしょうか。
- ○議長(吉野繁徳君) はい、わかりました。
- ○4番(鵜沢清永君) まず1つ目なんですが、椎木長者線についてお伺いします。 以前に2度ほど質問させてもらった椎木長者線ですが、少し進んだが、今現在また工事が とまっている。以前に比べ交通量がふえていて、さらに危険な状況になっているが、今後の 工事進行予定はどうなっているのか、伺いたい。よろしくお願いします。
- ○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。ただいまの質問に対する答弁を求めます。塩田事業課長。

○事業課長(塩田 健君) ただいまのご質問についてお答えいたします。

ご質問のとおり、この件につきましては、平成23年12月議会、平成24年12月議会にご質問いただいております。

その後の進捗状況でございますが、平成25年度に用地補償、物件調査を行い、平成26年度 に用地買収を行っております。また、平成26年度には、およそ140メーターの区間で、道路 の拡幅のための盛り土工事を行ってきたところでございます。

現在の状況ですが、共有地等の用地交渉を進めている段階とのことであります。今後は、 一定の区間で用地買収が終わった箇所から改良工事を行っていく予定と聞いております。町 といたしましては、危険な状態の早期解消を目指し、今後も千葉県に強く働きかけてまいり たいと思っております。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。再質問ありますか。 4番、鵜沢清永君。

○4番(鵜沢清永君) 要望になりますが、オリンピックも決まり、さらに今後交通量がふえると思われます。そうなると当然危険な状況が悪化すると思いますので、事故が起こる前に早く完成させていただきたいと思いますので、強く要望をお願いいたします。

それでは、2問目に移らせていただきたいと思います。

通学路の安全性についてお伺いします。

綱田のおりたところから東浪見小学校にかけての国道128号線が、東浪見小学校と一宮中 学校の通学路に指定されています。歩道が狭くがたがたで、非常に危険な状態になっている。 この状況を把握して通学路に指定しているのか伺いたい。お願いします。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長(町田義昭君) 通学路の安全性についてのご質問にお答えさせていただきます。

東浪見のローソンから東浪見小学校にかけての国道128号線でございますが、あそこは歩道が両方にあるわけですが、幅が非常に狭く、交通量も非常に多いということは認識してございます。県に対して拡幅の要望をした経緯もございます。しかしながら県のほうからは、歩道拡幅には用地取得もあり、困難だというような回答をいただいているところでございます。

これを受けまして、東浪見小学校では、この狭い歩道を歩く距離をできるだけ短くするということで、数年前から当該区間の途中から東側の町道へ迂回するということで、東浪見小学校の体育館側に登校させるというようなことで登校させております。通学させるルートを変更するということで、児童の交通安全に配慮しているところでございます。

通学路につきましては、できる限り児童生徒が安全に登校できるように、地域住民のご意 見等もいただいたり、教育委員会から学校への提案も行っております。最終的には各学校の 判断となりますが、今後も児童生徒の安全な通学路を、学校と協力して常時模索してまいり たいというふうに考えております。

なお、ご指摘のありました歩道につきましては、町経由で県に対しまして改善や整備等について、再度要望してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。再質問ありますか。4番、鵜沢清永君。
- ○4番(鵜沢清永君) ありがとうございます。

要望になりますが、用地買収が難しいということですので、せめて凹凸やがたがたするところの整備、改善をしていただきたい。未来を担う子供たちの安全のために、強くそこは要望いたします。やはり中学生は、あそこを通ったほうが近いということで、結構夜暗くなってから通ることがあるので、そこは強くお願いします。

それでは、3問目お願いします。オリンピック会場整備についてお伺いします。

オリンピック種目サーフィンの開催地として釣ヶ崎海岸が決定しましたが、釣ヶ崎海岸周 辺の整備(県有地)など、どうしていくのか、県と話は進んでいるのか伺いたい。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小柳一郎君) 鵜沢清永議員のご質問にお答えします。

昨日、12月8日早朝、スイスで行われた国際オリンピック委員会理事会で、2020年東京五輪・パラリンピック競技大会のサーフィン会場が、正式に釣ヶ崎海岸と発表されました。サーフィンという競技種目に関しましては、8月4日の国際オリンピック委員会で東京オリンピックの追加競技として決定されていますが、会場については決定されておらず、会場予定地として釣ヶ崎海岸が選定されていました。

鵜沢議員のご質問の釣ヶ崎海岸周辺の県有地整備については、町はオリンピック後の町おこしにつながる大きな問題と考えておりますので、8月4日以降、千葉県オリンピック・パラリンピック課に再三にわたり協議を申し込みましたが、千葉県は、県内で会場立候補している他市町村もあり、他の会場となることも想定され、会場正式決定までは一宮町と独自に協議できないとの回答であり、組織委員会も千葉県と相談している中で、同じ見解でありました。

会場については、現在の釣ヶ崎海岸広場、約3,000平米の狭さでは、オリンピックはとても開催できないというのは、誰もが認識されていると思われますが、これまで会場を含め、オリンピックのことについて協議されておりません。サーフィン会場と正式決定された今後は、早急に千葉県、東京オリンピック組織委員会と連絡をとり、会場を含めたオリンピックに関係する全てのことについて協議を始めてまいります。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。再質問ありますか。4番、鵜沢清永君。
- ○4番(鵜沢清永君) ありがとうございます。

要望になりますが、開催地に決まり、2020年まで時間の少ない中、会場の整備や予算など、 決めていかなくちゃならないことがたくさんあります。ぜひ成功させるために、今後早急に 関係者を含め話を詰めていければと思います。特に、その会場が祭りの祭典場にもなってい て、祭り側のほうもどうなってしまうのかと不安の声もあるので、その辺も一緒に含めて話 していければと思います。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 以上で鵜沢清永君の一般質問を終わります。

◇ 小 安 博 之 君

- ○議長(吉野繁徳君) 次に、6番、小安博之君の一般質問を行います。6番、小安博之君。
- ○6番(小安博之君) 私は、JR上総一ノ宮駅東口開設計画について質問させていただきます。

現在、町では駅東口開設に向け JR と交渉中であり、11月15日の議員説明会の中では、その進捗状況の報告がありました。この件に関して、3 点ほど質問いたします。

まず1点、ここで駅東口開設の目的、または期待していることは、町として改めてここで 伺いたいと思います。

2点目、議員説明会の後、何らかのJRとの接触があったのか。また、それ以外にも何か変化があったのか。もしありましたらそれを含めて、とりあえず今現在の状況について説明願いたいと思います。

あと3点目、JRとの交渉内容に対する今現在の町の考えをお聞きしたいと思います。 以上です。よろしくお願いします。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小柳一郎君) 小安議員のご質問にお答えします。

JR上総一ノ宮駅東口改札口開設は、これまで町の一番の懸案事項でありまして、平成元年からJR千葉支社と協議を始め、28年後の現在に至っております。JRは、これまで千葉駅などの10万人以上の乗降客駅、また浅草駅などの昔から2改札口のある駅を除き、駅舎改修する場合、1駅1改札口である橋上駅舎を一貫して唱えてきました。理由は、人件費、機械等の設置費、維持費の軽減であります。これまで28年間、常に町がJRにお願いしたことは、事業費が10億円以上の橋上駅舎化ではなく、当時4億円と言われた東口改札口開設でありました。平成10年に町議会で特別委員会を設置し、JRに東口改札口開設の要望書を提出したこともありましたが、JRに受け入れてもらうことはできませんでした。

平成20年にJRと協議再開した中で、平成23年に東口改札口開設の協議に応じるという文書をもらい、協議しましたが、JRは東口改札口開設は、他の市町村がまねできないような理由をつくれば前向きな協議に応じるということでしたが、理由はつくれず、進展はありませんでした。

小安議員のご質問1番目の駅東口開設の目的でありますが、西口広場及び朝晩の神門踏切の混雑化解消、そしてこれまで二十数年来遊休化している東側広場の活用、さらに駅東側住宅の増設に伴い、これまで町民から東口開設を望む声が多数出されているということであります。

期待することですが、駅東側周辺の発展と人口増加であります。

ご質問2番目の、議員説明会の後、何らかの変化があれば、それを含めた現在の状況ということですが、町財政の厳しい中、これまでいろいろ考えてきましたが、釣ヶ崎海岸が東京

オリンピックサーフィン会場決定後、オリンピック組織委員会と東口改札口開設について、 事業を含めた協議をすることを考えています。

ご質問3番目の、現在の交渉内容に対する町の考えでありますが、オリンピックという他 市町村のまねできない理由ができ、JRは3年間という厳しいスケジュールにもかかわらず、 2020年に東口を開設できるよう前向きに動いてくれております。そのJRに、今回協議スト ップをかけることとなれば、東口開設は今後永久に断念しなければならないと考えます。

町の財政を考えると、2年間で6億円から8億円という事業費は大変厳しいものでありますが、東口開設は町の発展に大きく寄与するもので、何とか事業費の工面を考え、東口開設の実現をしたいと考えております。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 再質問ございますか。答弁終わりましたので。 小安博之君、6番。
- ○6番(小安博之君) 確認を含めまして再質問させていただきます。

先ほど6億円とか8億円とか、答弁の中にありましたけれども、最後、11月15日の議員説明会での内容を私なりに要約いたしますと、まず駅東口は、朝夕の各3時間程度の開設でありまして、またその費用としまして、設計費として約8,000万円、工事費として改札口が簡易Suicaの場合ですと約6億7,000万円、また、本Suicaの場合ですと8億6,000万円。そしてその他町独自の工事として、具体的な工事の内容とか金額は説明ありませんでしたけれども、それが当然必要であると。そして、また年間の維持管理費としまして、人件費、当然施設の維持としまして年間500から1,000万円の費用が必要となるという説明を受けました。

以上の内容に対しまして、個人的に意見として、感想としまして、先ほど答弁がありました平成元年からですか、再三、開設に向けまして役場のほうで長い間ずっと努力されている。 町の発展を願ってずっと努力されていることは非常に理解しますし、私も町民の方から、東口できるといいねという意見を随分聞いております。当然私も、私自身のことで申しわけございませんが、町の発展を願っていますし、それは理解できますけれども、以上の内容であれば、実際問題、相当厳しいかなという考えを持っております。

まず1つは、その内容の中で、改札口が利用できるのが朝夕の3時間というのであれば、 先ほど目的の中で、やっぱり町の発展を願うということに対しては、ちょっと寂しいかなと いう印象を受けます。 あと、やっぱり何といいましても費用の大きさですね。この費用の大きさが、町にとって 一体どういうものなのか。単純に相当な費用かと思ってございます。ですから、私としても どうしてもこの費用の圧縮が当然なければ、到底諦めざるを得ないんじゃないかなというふ うに考えております。それと、先ほど申しましたけれども、朝夕の3時間のみ利用というの も何とかならないかなというふうに私は思っております。

以上、私はそういう見解を持っていますけれども、とりあえずこの件に関しまして、町の 見解をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 再質問終わりました。

ただいまの質問に関しまして答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小柳一郎君) 町の考えということでございますけれども、先ほど述べましたように、何とか実施できるよう事業費の工面を考えています。

工面の1点目は、現在、千葉県に協議させてもらっている起債事業でございます。認めてもらえれば、一般起債事業ですので、低利ではありますが、返済期間は10年間、2年据え置きの8年間返済となります。

2点目は、オリンピックサーフィン競技会場に釣ヶ崎海岸が決定しましたので、西口だけではとてもオリンピック観客の対応は難しいということで、オリンピック組織委員会と東口開設について協議し、組織委員会から建設費を出してもらえないか、仮設も含め協議したいと考えています。

この2点について早急に実行し、その結果を踏まえ、また議員の皆様にご相談させていただきます。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。質問ございますか。 6番、小安博之君。
- ○6番(小安博之君) 質問じゃございませんですけれども、かなり今の状況が厳しいですけれども、何とかオリンピックに絡めて実現に向けてできないかということ、費用も何とか工面できないかということで努力していくという答弁をいただきましたけれども、この東口開設がこの先、本当に開設できるのかわかりませんけれども、このことが結果として必ず町の発展につながって、逆に町のお荷物にならないような結果になるように期待して、質問を終

わりにします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 以上で小安博之君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長(吉野繁徳君) 次に、7番、藤乗一由君の一般質問に入りますが、ここで藤乗一由君、途中で昼食のために休憩に入るのが予想されます。それをご了解した中で、まことに恐れ入りますが、質問をお願いします。

では、7番、藤乗一由君。

- ○7番(藤乗一由君) それでは、3点ございますので、途中でということもあり得るという ので、1件ずつ区切らせていただいてよろしいでしょうか。
- ○議長(吉野繁徳君) はい、お願いします。
- ○7番(藤乗一由君) 1件目、オリンピックサーフィン競技実施に関する町の考えをお伺い したいと思います。

これにつきまして4項目ですが、①、一宮での競技実施の決定に当たって、これまでの県などとの話し合いの経過と計画の進捗状況をお伺いします。

- 2、一宮での競技実施に当たり、具体的な予算計画について、今後どのように進める考えか伺います。
- 3、近隣市町村との連携について、話し合いがどのように進められているのか、また、今後どのように進める考えかお伺いします。
- 4、一宮町に与える影響について、解決すべき問題点、課題やメリット、デメリットをどのように分析しているか。また、町にとって有益な結果を生むために、今後どのように施策していく考えかお伺いいたします。

なお、何点かご質問がありましたので、質問に対する回答の部分で重複する部分は割愛していただいて結構です。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小柳一郎君) 藤乗議員のご質問にお答えします。

まず1の、これまでの県などの話し合いの経過と計画の進捗状況ということでありますが、

鵜沢清永議員からのご質問に答えたように、あくまで会場予定地という位置づけのため、これまでオリンピックのことについて協議されておりません。サーフィン会場と正式決定された今後でございますけれども、早急に千葉県、東京オリンピック組織委員会と連絡をとり、会場を含めたオリンピックに関係する全てのことについて協議を始めてまいります。

2つ目の、一宮での競技実施に当たり、具体的な予算計画について、今後どのように進める考えかということですが、これまで協議されておりませんので、具体的な予算計画、また今後どのように進めるか、まだ決まっておりません。ただ、町の財政を考慮すると、おのずと支出できる金額は限定されておりまして、それを踏まえて、千葉県とオリンピック組織委員会と十分に協議してまいりたいと思います。今後どのように進めるかについては、報告、相談させていただきます。

3つ目の、近隣市町村との連携について、話し合いがどのように進められているのか、また、今後どのように進める考えかということですが、郡内市町村からは、協力していくという温かいお言葉をいただいております。また、昨年千葉県知事に、東京オリンピックサーフィン会場を千葉県へと要望した沿岸16市町村については、千葉県が声をかけ、東京オリンピックサーフィン競技連絡会議と称し、今後千葉県のどの市町村に会場が決定されても、16市町村協力して盛り上げていきましょうということを目的に、ことし3月から9月まで3回行われており、今後16市町村にも恩恵があるように、千葉県とともに進めていくこととなっております。

4つ目のご質問の、一宮町に与える影響について、解決すべき問題点、課題やメリット、デメリットをどのように分析しているか。また、町にとって有益な結果を生むために、今後どのように施策していく考えかということですが、解決するべき問題点、課題は多くあります。オリンピックを迎え、これからいろいろな問題点、課題に取り組みますが、どんな場合にも町民が一番であり主役である。そのためには、オリンピック後に町に負の遺産を残さないこと。さらに言えば、オリンピック後に、オリンピックが来て町はよかった、発展したと町民の方々に思ってもらうような結果を残さなければならないということを念頭に入れ、進めてまいります。

問題点、課題点を個々に挙げれば、1つ、会場及び会場近辺をどのように整備し、オリンピック後どのように活用すべきか。2つ目、オリンピック観客席、1競技通常1万2,000人と言われる仮設観客席をどこにどのように設置するのか。3つ目、会場及び会場周辺の駐車場をどうするのか。4つ目、一宮駅改修及び観客者輸送方法をどうするのか。5つ目、足り

ない観客等の宿泊施設等をどうするのか。これらがまず早急に対応しなければならない問題であります。そのほか、漁業問題、海上保安問題、選手のオリンピック道路問題など、これから組織委員会から提示される問題は数多く出てまいります。

メリットとしては、オリンピック競技種目として初のサーフィンを一宮町で開催することで、一宮町の名前は、全国、世界へ発信されるということ。また、オリンピックが行われるに当たり、インフラ整備の促進につながるであろうということ。デメリットとして、予算、職員の負担と考えます。

町にとって有益な結果を得るために、今後どのように施策していくかということですが、 町内部でよく検討し、町の予算は限られていますので、できるだけ組織委員会、千葉県に負 担をお願いする知恵を生み出してまいりたいと思います。また、職員については、できるだ け仕事のしやすいように人員等を配慮したいと考えます。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。7番、藤乗一由君。
- ○7番(藤乗一由君) 7番、藤乗です。

ご答弁にいただいたものに対しまして、もう一度質問させていただきたいんですが、3点 ほどございます。

今後のオリンピック会場地としてさまざまな問題点が想定されるということで、幾つかの例を挙げていただきましたが、具体的にどのようなことがというのは、まだまだ不明なことばかりであるということなようです。そのため、例えば非常に例が少ないわけで、比較検討できないんですが、例えば長野五輪などでの状況について幾つかの自治体に当たって、町独自の事前調査というようなことをしたりということはなかったのでしょうか。

2つ目としまして、仮に1万人以上とする観客等をお迎えするということで、これについて比較して考えるという材料としましては、当町で集客の多い行事をベースにして、どのような問題点や対応、想定が可能なのかということについて考えておく、検討しておくことはできると思います。そのために、例えば花火大会ですとか十二社祭りでの観客の方、そういった人の動き、実数、JRの利用状況、車による客の動きだとか、人の流れだとか、これを正確に調査しておくということが、これまでにも、ことしに入ってからでもできたはずだと思うんですが、今後もそれに当たるべきではないかと思います。

あるいは、こういうふうに地方で行われるような集客数の多いイベントの場合に、どうい

う状況なのかということを調査していただいて、あらかじめどのような動きが考えられるのか、参考に問題点をあぶり出していくという必要はあると思います。

これからやっとオリンピックの運営委員会からの指示や協議が始まるということですが、 そうしたデータを今後の運営について、話し合いの能率を上げるために、効率よく進めるた に材料にしていただきたいと思うのですが、その辺のところのお考えを伺いたいと思います。

3つ目としまして、この問題点もさることながら、この競技が実施されるということが町の活性化のためにどのように生かされるのか、どのように生かしていこうと思っているのかということを、具体的に目標設定をすべきだというふうに思います。これまで、いろんなイベント、今挙げました花火大会ですとか、いろんなイベントのパンフレット等がございますが、これを具体的にどういうふうに町の活性化に、観光ですとか、移住定住ですとか、つなげていくという目標設定が具体的なプランとともに出てきていないという現状があると思います。

この幾つものイベントを進める中では、お聞きしますと、単に町の宣伝になりますとか、 新聞やテレビに取り上げられましたという回答ですとか、町の産品の宣伝になりますという ようなうたい文句だけで終わってしまっているような現状があるように見えます。その辺の ところを踏まえて、目標設定という部分について、どのように考えているかお伺いしたいと 思います。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小柳一郎君) 藤乗議員の再質問でございますけれども、まず、オリンピックについて1つ目の、今後オリンピック会場としてさまざまな問題点ということですけれども、町独自の事前調査ということでございますけれども、8月4日、国際オリンピック委員会でサーフィンが東京オリンピック正式種目となりまして、釣ヶ崎海岸が会場予定地として発表された20日後の8月24日に、東京オリンピック組織委員会の大会準備運営第二局次長会場マネジメント部の自治体調整課長、係長が一宮町に来町されました。

協議した内容ですが、会場設営から全て国際オリンピック委員会、東京オリンピック委員会でノウハウがあり、会場、駐車場、輸送問題等、それぞれ組織委員会には担当課がありまして、12月の国際オリンピック委員会理事会で会場正式決定後、千葉県を交え3者で協議していきましょうとの内容でございました。その協議内容を踏まえ、町独自の事前調査はして

おりません。

また、2つ目のご質問ですけれども、昨年花火大会の場合、海岸に1,644台の駐車場を完備しまして、駅東側広場からバスで975人を会場に輸送し、観客は4万5,000人と発表しています。それ以上の詳細なデータはありませんが、オリンピックは町のイベントとは違い、観客とその流れについて想定できるそうでございます。オリンピックは、これまで最低1競技に対しまして観客席を1万2,000人分設置し、全ての競技で前売り入場券を販売しており、サーフィン競技もそうなるだろうとのことでございます。そのため、一宮町で行われるサーフィン競技観客数は、概算でわかるということでございます。

釣ヶ崎海岸で用意される駐車場の広さによりますけれども、観客を輸送する主要交通機関はJRとなり、一宮駅から釣ヶ崎までバス10台程度でピストン輸送することになり、競技入場券もホテルや駐車場、JR切符を込みにして販売することも、今後検討していくことになると、8月24日に東京オリンピック組織委員会の方が話をしていました。そのような状況ですので、観客の流れも想定でき、町独自であらかじめ各種データを集めることはしておりません。

3つ目の、目に見える成果目標は必要と考えます。先ほども話しましたが、オリンピックを迎え、これからいろいろな問題点、課題に取り組みますが、どんな場合でも町民が一番であり主役である。そのためには、オリンピック後に町に負の遺産を残さないこと。さらに言えば、オリンピック後に、オリンピックが来て町はよかったと町民の方々に思ってもらうような結果を残さなければならないということを念頭に入れまして、進めてまいりたいと思います。

会場及び会場近辺をどのように整備し、オリンピック後に町でどのように活用するか。特にオリンピックを機会に、道路や駅、海岸のインフラ整備の促進を主に、成果目標としたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。質問ございますか。 7番、藤乗一由君。
- ○7番(藤乗一由君) 今ご説明いただきました内容に関しまして、意見と提案というところ でお話しさせていただきたいと思います。

インフラ整備を期待するということですが、インフラ整備によって海岸利用、いろんな面で便利になるというのは大変いいことだとは思います。駐車場、トイレ、その他ということ

になるとは思うんですが、しかし、そういった施設ができてよかったねということで終わってしまって、むしろ持続的に観光ですとか、その他の町の事業の発展に生かされるのかどうなのかというのが疑問な部分も出てまいります。部分的な成果だけしかないと、形だけ残ったということになってしまっては、残念な結果になってしまいます。

これまでのイベントの運営につきまして、担当課あるいは職員の皆さん、ご苦労されてきているのは承知しているんですけれども、どうしてもイベントをこなすだけで終わってしまっているような感がございまして、この効果がどうであったのかという検証にまで、あるいはデータをきちんととっておくというところにまで、手が回っていないというのが現状のようです。

町内の商店や町事業者に還元されるにはどうしたらいいのかというところが、いま一つ見えてきません。このオリンピックを機会に、以前からも言われているような町内への観光客の環流、海岸方面からですね。それから観光客ゾーンに向けて、さらにどうしていったらいいのか、観光そのものは何を売りにしていくのかということ自体、検討しなければいけないと思います。

それに伴って、まちづくりをどうしていくのか、さまざまな問題が考えられます。また、 運営上だけでなく、ほかにもいろいろ問題点が考えられると思いますが、例えば現状で不動 産業者さんにお聞きしたお話ですが、一宮町では既に不動産の単価が上昇してきていると。 空き家が確保しにくい状況になっている、他の周辺町村に比べてですね。そういうような状 況もあるとお聞きします。ある意味、これを野放しにしていてもいいのかどうなのかという 問題もございます。

また、海岸インフラ整備ということでサーフタウンということで打ち出しておりますが、 最新の地震研究などによりますと、津波の問題10メートルと、いろんなケースでの想定で10 メートルというような想定もございますので、地震・津波に対する対策という問題も、現実 的には、先ほど町長の行政報告の中で、これから検討とありますが、具体的な構造物等によ る対策というようなことも避難道路等も含めて考えて行かなければならないのではないかな というふうに思います。

そこで、一つの提案なんですけれども、役場の中で従来、こういったプランについて考えているということで、なかなか、内部だけで終わってしまっているというところがございますので、町内の事業者ですとかさまざまな立場の方が入っていただいて、いろんな方が集まっていただいて、意見交換、意見収集をする場というものを、例えばワークショップのよう

な形をとりながら何回も行って、いろんな意見を募る。それを例えば、観光の場面では、役場のほうではこういうことをやってくれるといいなというようなことができるといいんではないかなと思います。

これによって、単に意見収集をするだけでなく、これ自体が一つの広報の手段として、計画の進捗状況を報告するとか、今後のボランティアその他の組織づくりの母体をつくっていくというようなことも考えられますので、それによって、今現在明確でない目標設定というのを、よりはっきりしたものにしていくと。それに伴う、その目的に向かう具体的な方法を探る場というふうにしていただくのも一つの方法ではないかと思います。

以上、意見なんですが、もし町長のほうで何かございましたら。

- ○議長(吉野繁徳君) 町長。
- ○町長(馬淵昌也君) ただいまおっしゃっていただいたことは、一つ一つ正論であります。 私自身が、今おっしゃっていただいた方向で日夜考えている次第であります。イベントは自 己目的化してはならない。必ず町に、特に町の事業者の皆様に成果、また住民の皆様に成果 が還元されるようにということで考えております。オリンピックにつきましても、当然そう した観点から考えてまいります。

そして、今最後にご提案をいただきましたこと、私も実は似たようなことを考えておりました。後ほどまた一般質問でご質問いただいたことへの答弁として申し上げさせていただきますけれども、観光に関係するまちづくりをテーマとした百人委員会的なものを設置して、さまざまな観点から、今後の町の戦略について民間の立場でも議論をしていただきたいというふうな構想を持っているということを申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(吉野繁徳君) 藤乗議員、恐れ入ります、一般質問に入る前に、昼食の件、言いましたもので、藤乗議員のお許しを得まして、ここで質問の途中でございますが、昼食のために休憩いたします。

再開は午後1時と予定いたします。よろしくどうぞお願いします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。 引き続き、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。 7番、藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) それでは、2件目の質問についてお話しさせていただきたいと思います。

2としまして、一宮駅東口開設計画に関する町の考えをお伺いいたします。これについては、細目を7つに分けて挙げております。1件目から申し上げます。

- 1、JRとの現時点での折衝の状況と内容について、ご説明いただきたい。
- 2、町の負担を含め、予算計画はどのように考えているのか。これは支出する予算の部分 を起債も含めてどのように考えているのかということです。
- 3、東口設置による多額の予算支出は無駄ではないのか。費用対効果をどのように捉えているのかという点です。
 - 4、町民ないしは町民の中でJR利用者などから意向調査をする考えがあるのか。
- 5、神門踏切や現在の駅前の交通の状況などとの関連について、どのように考えているの か。
- 6、周辺市町村との連携により、建設予算支出の協力等その働きかけをする考えはあるのか。
- 7、新年度早々には設計の契約を結ばなければ、この計画は進まないと伺います。最終決断までに余り時間がないが、実際に東口設置をどう進めるのか。あるいは進めるか否かというところの決断について考えを伺いたいと思います。

なお、私もこの一宮駅を毎日のように利用させていただきまして、ホームを、跨線橋を渡ってくるときにいつも思うんですけれども、東口開設という形になりますと、ここにもう一つ階段ができて、東側の方に延びるということになると。ただし、その階段は単に階段で、簡易Suicaがつくということですが、6億6,000万円余りという想定がされている。これが附帯工事あるいは現在のオリンピック関連での建設費の高騰ということを考えると、10億に手が届くような金額に膨れ上がってしまう可能性もあるということを考えてしまいます。

そうすると、向こう側に、この庁舎の建物が見えるわけですね。この庁舎が、ほとんどその階段の建設予定コストと同額でつくられております。階段1つとこの庁舎1つが、ほとんど同じ金額でつくられるのかということを考えると、非常にばかばかしいなというふうに思ってしまう次第です。

実際にでき上がったものを利用する方が見て、地元の方も見て、この階段とあそこにある 建物が同じ値段なんだってよというふうに、見て比べられるような状況になってしまう。し かも、毎年の管理コストが、場合によっては1,000万円という非常に高額のコストがかかるということが想定されるということになっているそうです。500万から1,000万と、よくわからない部分もありますが、いずれにしても、これを朝夕3時間ずつにしても開いておくためには、永久に管理コストがかかるということでありますから、建設費が何とかなったとしても、これは非常に負担の重い、悩ましい問題であろうと。私自身はこの東口設置に関しては、利用者の皆さんには大変申しわけないとは思いますが、このコストを考えますと反対でございます。そうしたところで、今上げましたような点についてお答えいただきたいと思います。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小柳一郎君) 藤乗議員の質問でございますが、まず1つ目の質問でございます。JRとの現時点での折衝の状況と内容についてでございますけれども、小安議員のご質問で答えましたように、平成元年からJR千葉支社と東口開設について協議をしておりましたが、他市町村がまねできないような理由がつくれず、これまで進展はありませんでした。しかし、8月4日に東京五輪サーフィン競技種目が決定し、釣ヶ崎海岸が会場予定地と発表された後、JRは一転し、9月から東口開設の方向でJR千葉支社と協議を重ね、平成29年3月に基本協定、実施設計協定を結び、29年度設計、30、31年度の2年間で工事、32年には東口改札口開設というスケジュールで、JRは進められるとの回答をいただいております。

2つ目の質問でございますけれども、町の負担を含め予算計画ということですが、かかる 費用は29年度概算設計費約8,000万、工事費は、現在のJRコンサルの概略設計では、簡易 Suica6億6,700万、本Suica8億6,300万で、全額町負担です。また、維持費は朝 晩3時間程度開設で、年間約500万円から1,000万円、全日開設で約4,000万円かかると考え ています。

予算計画ですが、27年度末で財政調整基金11億7,500万円、上総一ノ宮駅周辺環境整備基金1億3,400万円となっていますが、通常であれば補助金もなく、JR負担もありませんので、その基金を使うこととなります。また現在、今千葉県に協議させてもらっているのは起債事業として認めてもらえないかということです。認めてもらえれば、一般起債事業債となりますので、低利ではありますが、返済期間は10年間、2年据え置きの8年返済となります。また、オリンピックサーフィン競技会場決定後に、オリンピック組織委員会と西口だけでは

とても対応は難しいと、東口開設予算について協議をしたいと考えています。通常の年間維持費は、町一般財源で生み出すことと考えます。

3つ目の質問でございますが、東口設置による多額の予算支出は無駄ではないのか、費用 対効果はどのように捉えているのかということでございますけれども、東口設置は一宮町の 発展に大きく寄与すると考えますが、町の財政を考えると、2年間で6億から8億円という 事業費は大変厳しいものと考えます。費用対効果でありますが、東口を開設することで、東 側広場の活用、そして周辺の発展、それが移住定住にも大きくつながると考えておりますが、 金額的に算出しておりません。

4つ目の質問です。町民ないしは町民のうちのJR利用者などから意向調査をする考えはということですが、平成24年3月にJR利用者からアンケートをとっておりまして、東口ができましたら、「大いに利用する」「時々利用する」、2つの項目合わせて77%となっております。今後、そのほかのアンケートについてはとる予定は現在ありません。

5つ目の質問の、神門踏切や現在の駅前の交通の状況などとの関連についてですが、神門踏切は歩行者が朝晩多く、車と危険な状況でありますが、神門踏切の歩行者は小中学生を除きほとんどがJR利用者であり、東口を開設することにより歩行者は相当数減少し、車と危険な状況はかなり解消されると考えます。また、西口ですが、朝晩の送迎車で大変混雑化しておりますが、町民の65%は線路東側を住居としており、東口を開設することにより、これもかなり解消されると考えます。

6つ目の周辺市町村との連携により、建設予算支出の協力等の働きかけをする考えはということですが、20年のJRへの東口開設要望書も、いすみ市、睦沢町、長生村、白子町、一宮町連名で出しました。24年のアンケート結果でも、町外者34%となっており、利用市町村からいただきたいのですが、20年当時の検討結果、難しいと考えております。

7つ目の新年度早々には設計の契約を結ばなければ、この計画は進まないと聞く。最終決断までに余り時間はないが、実際に東口設置を進める考えか否かを伺うということですが、オリンピックという他市町村のまねできない理由ができまして、JRは3年間というスケジュールにかかわらず、2020年に東口を開設できるよう、前向きに動いてくれております。

再度申しますが、そのJRに今回協議ストップをかけることとなれば、東口開設は今後永 久に断念しなければならないと考えます。町の財政を考えると大変厳しいものではあります が、東口開設は町の発展に大きく寄与するもので、何とか事業費の工面を考え、東口開設の 実現をしたいと考えております。 以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。再質問ありますか。7番、藤乗一由君。
- ○7番(藤乗一由君) ただいま回答いただいたんですけれども、幾つか気になることがございまして、移住定住に大きく寄与するんではないかということがございましたが、例えば実際に移住してきた方がこの駅を利用するという場面を考えると、今までの経緯をご存じないわけですから、朝夕たった3時間しかあかないのはちょっと変だよというような感想になってしまうんではないかなというふうに思います。

また、JRよりも東側に、あるいは海岸の近辺にということで、移住定住者もふえてくるということの想定があるということなんだろうとは思いますが、先ほどの質問の中でも申し上げましたけれども、最近の地震研究その他によりますと、津波災害その他の問題というのは、非常に大きな問題になってきております。今までの想定よりも大きいのではないかというようなものも各種出ております。そうした中で、防災対策というものが未整備、しかも不可欠というふうに考えられる中で、移住定住だけを促進すると、どんどん海寄りに来てくださいというのは、ちょっと矛盾があるのではないのかなというふうに思います。

また、聞き取り調査なりアンケートなりという件ですけれども、この時点で、かつて24年に行われた中では、住民の皆さんに、これだけのコストがかかるというような情報提示がないままに、いいですか、どうですかというような質問がなされたわけですけれども、そこら辺のところを住民の皆さんが見たときに、実際にはどういうふうに考えられるのかなというところは甚だ、以前のアンケート結果をそのまま利用するしかないという考え方は、疑問であると思います。

その上、JRの利用者は、先ほどの回答の中でもありましたが、他市町村の利用者がかなり多いということになっています。他市町村の利用者にとってみては、この予算支出というのは人ごとですから、全然関係ないということになってしまいます。

また、駅前駐車場からの混雑緩和ということも可能というふうに言っておりますが、これにつきましては、今回の補正予算で出ております。駅前駐車場を観光案内所にするというようなことと順番が違うのではないかなということになりまして、整合性を欠くことになると思われます。

さらに、オリンピックに利用されるのはたった2日間です。2日間であるから東口ができないというのであれば、踏切を整備して別のやり方を考えるということも、考え方としてつ

くり上げることはできるはずなわけですから、あくまでやらなければいけないという考え方に固執する必要はないはずです。

そこで、再質問として2点挙げさせてもらいます。

東口設置の方向へ進むか否か、この最終決定のタイムリミットはいつなのかという点です。 あわせて、それまでに至るスケジュールはどうするのかということについてお伺いしたいと 思います。

仮に東口設置の方向で進める場合には、予算の裏づけが示されるはずです。議会への説明、場合によっては住民への意向調査や説明、こうしたものを含めて、予算提出に至るまでの流れとそれらの具体的な時期、JRとの次の段階の折衝をどのようにするかということについて、ご説明いただきたいと思います。

3月にはこれを契約するということで考えますと、2月中には決定の必要があるということになるんですが、仮に2月の後半なりに議会に諮られるという形になりまして、議会内部で、これは金額が張るので住民の意向調査が必要だという意見が出たとします。でも、出しようにも、その期間がないのであれば、出すことができなくなってしまうわけですね。そうしますと、そういうアンケートなり調査なりするということを考えますと、私個人的に考えるには、12月中がタイムリミットではないかと。2カ月程度の余裕がないと、それは無理だというふうに考えます。

2点目としまして、仮にこれだけの金額の予算を支出しまして、こういうものをどうして もつくりたいということなのであれば、この費用対効果ということについて甚だ疑問な部分 が多いわけですから、むしろこれだけのお金を使えるということであれば、ほかの部分に使 っていただくほうがいいのではないかなというふうに思います。

1つとしては、先ほども挙げましたように、海岸周辺部にお住まいの方の安全・安心、これを担保するための避難用の築山公園ですとか、避難路の整備ですとか、こうしたことに支出することによって、町の土地ですとか不動産ですとか、そうした価値もより高まるということになるわけですから、これはむしろ移住定住促進につながるのではないかなというふうに考えられます。

また、全然別の観点から移住定住の促進ということで考えますと、例えば子ども・子育て、こういった点にそれだけのお金を支出するという考え方もあると思います。子ども・子育てのための支援金制度というものを町独自に行う。例えばゼロ、1、2歳児、3歳未満児ですね、それに対して年間10万円ずつ支給しますというような政策にしたとします。毎年100名

ぐらいずつというふうに考えまして、さらに第3子以降はもう10万円、20万円というふうに したと想定しますと、仮に各年代100名ずつ、そうすると最大400を想定しまして、400名掛 ける10万円で4,000万円、これを20年間支給しても8億円という形になります。これだけの 施策ということであれば、もちろん若い世代の方の移住定住の促進ということに直接つなが るというふうに考えられます。これ自体、第3子以降に手厚くということは、出生率のアッ プや少子化対策、こうしたことを地方から進めていくということにもなり得るわけですね。

国としても、いずれはこれに近いような政策もしていかざるを得ないという場面が出てくるでしょう。そうなれば町は引っ込めればいいわけで、これは5年ごとぐらいに見直すということであれば、10年たってどうしても難しいということであればやめるということも可能です。

ところが、10億円近くかかって建ててしまったものは、これを償却するまでは全て払い続けなければならないという状況が起こってくるわけですね。最後まで払い続けなければいけないのと、ある意味どこでやめても大丈夫というものというような考え方もございます。

もう一つは、ついでに申し上げますが、先ほど質問の中にもございました、渡邉議員の質問の中で、中学校の建物、これについてのお話がございましたが、補修というようなお話でしたけれども、これを建てかえるという資金にもすることができるわけです。平成24年に長生中学校4,100平米余りを建てかえた中で、工事費の部分だけで9億円余りとなっています。現状に合わせたような建物にすれば、はるかに高い金額のものになってしまう可能性はありますが、ただ、そうしたところにも使えるというものを、階段1個にしてしまうのはどうなのかというふうに思いますので、その辺のところを、提案についてのご意見も含めてお伺いしたいと思います。

○議長(吉野繁徳君)

再質問が終わりました。

ただいまの質問に関する答弁を願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 藤乗議員の再質問にお答えを申し上げます。

現在、町の課題としてJR上総一ノ宮駅の東口の開設という問題が起こっているということ、これは議員の皆様への説明会でも申し上げたことでございまして、ここでご質問いただいております。もちろん、これが私も広範な住民の方々とお話をさせていただく中で、ご要

望として東口の開設が強いということを肌で感じております。そういう中で、しかし現在のところ見通せる巨額の資金が必要であるという状況です。これについては、一方で私を含めて執行部のほうでも、やはり大変頭の痛い問題だと考えております。

今、この問題を、私どもは唯一これだけを捉えて、何としてもこれをやるんだと、これが 要するにアルファでありオメガであると考えているわけでは全くなく、オリンピックという 契機を一つのきっかけとして、特に競技へおいでになる皆様を電車で誘導するときにどうし ても必要だということで、JRも協議をしましょうということで話が始まったものですから、 長年の念願であるということを踏まえて、また多くの方のご希望があるということを踏まえ て、どれだけのことが可能なのかということで今格闘している最中でございます。

これからが本番の協議になります。確かに時間が短くて、大変残念なことはございます。 しかし、ここの中で私どもも、ただこれだけを金科玉条として、とにかく何としてもこれを 10億というお金を今概算としておっしゃっていただいたんですけれども、この10億をとにか く、先ほどまちづくり課長のほうから申し上げましたとおり、町単費で出すという状況をな るべく、先ほど小安議員のお話もありましたが、圧縮して、さまざまな手段をとってこれを 縮小していきたいと。その努力がどこまでできるかを見定めて、最終的な判断をしたいとい うふうに考えておる次第でありますので、いましばらく事の推移を見守っていただきたい。 私どもも精いっぱい努力をしてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。軽々な判断 をいたしたいとは、全く、毛頭思っておりません。

また、今おっしゃっていただきました避難山、築山公園、それから子ども・子育ての支援金、これはどちらも私、大変示唆的なご提案であるというふうに考えます。特に、海岸周辺部の住民の皆様の安全・安心を担保するために、避難用の築山公園、避難路の整備というのは非常に急務であります。先般も、先ほど行政報告で申し上げましたが津波注意報がございまして、これは一刻を争うということがございます。しかし、この築山公園、なかなかやはり値が張ります。長生村で整備されまして、3つの山をつくりましたが、総事業費が8億4,000万円、補助金額が1億9,100万円ということで、村単費6億5,300万円でございました。一宮町にとってもあったほうがよい施設ですので、私も前向きに取り組んでまいりたいと思うわけですけれども、これも十分に検討が必要であると。やはり大変財政出動が必要だということであります。

しかし、こういったものを決して排除する発想はございません。ただ、完全にバーターと 考える必要もないのではないかと、東口との間を両立するような道を私は探っていきたいと、 実は考えおります。

それから、子育ての支援制度も、大変これは私もいいご提案を頂戴していると思います。 全国を見ますと、実施し、成功している町村もございまして、これは私も賛成をいたす次第 でありますが、ちょっと補足で申し上げますと、子育て支援の政策として、自治体のほうか ら差し上げるとき、お子さんがお生まれになられたときに支援金を、どういうふうな形でも お使いくださいということで、生活、教育全般に使っていただくお金を一時的に差し上げる というよりも、一宮町にお住まいの子供さん方のさまざまな能力のレベルを1段階も2段階 も上げるような、例えばロボットプログラミング、先般も私、小学校で拝見しましたが、生 徒さん方が盛り上がっておりました。大変学習の効果もあると拝見しましたが、あと特別の 英会話、英語の教室など、そうした子供さん方の能力のレベルを上げて、そしてそれを一生 使っていけるような、そういう施策を重点的に実施していきたいという気持ちを現在は持っ ているということでございます。

ただ、いずれにせよ、そういった子ども・子育ての支援に回したらどうかというご提案は、 大変私は、その内容につきましては賛成させていただく次第です。ただ、これも必ずしもバーターと考えないで、両立の道を探っていきたいというふうな気持ちでいるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(吉野繁徳君) 小柳まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(小柳一郎君) もう一点目の、東口設置の方向へ進むか否かの最終決定のタイムリミットということでございますけれども、あわせてそれまでに至るスケジュールはということですが、オリンピック組織委員会と12月中に一ノ宮駅西口だけでオリンピックの対応は難しいということで、東口開設予算について協議をしたいと考えています。結論をもらうには最低3回の協議が必要と考えますので、町は実施するめどのタイムリミットは1月中としたく、実施する方向となれば、議会、住民への説明を2月中とし、JRと3月末に協定を結ぶというスケジュールにしたいと考えています。JRとは、当面、協定内容等協議していきます。

以上でございます。

7番、藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) それでは、それについて最後に、スケジュール、日程についてのご回

答をいただきましたが、限られた時間で設計段階に入るというふうになってしまいますと、これで七、八千万円というふうに想定されているということですので、一旦扉をあけてしまいますと、ほとんど道が一本道しかないという状況になってしまう可能性もかなり高いわけですね。そこで、できる限り余裕を持った検討ということができるような時間を持って進めていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

また、東口をするかしないかということも含めて、移住定住されてくる、外からいらっしゃる方が、ここに住んで本当によかったなと思えるような町にしていただかなければいけないと思いますので、その点も含めてよろしくお願いいたします。

それでは、3件目に入りたいと思います。

町の体育施設利用の申し込みを早期から申請可能とする要望に関して、町の考えをお伺いします。これは、前回9月のときにも質問で挙げましたが、町の事業者の方の中から、町体育施設の利用申し込みの期間が、現在2カ月なんだけれども、これをもっと前倒しをしていただくことはできないのかと、町の観光業その他の事業の振興に十分役立つはずですからということで、私のほうから質問を差し上げました。それについて5点ほど挙げます。

- 1、他市町村の現状につきまして、事業者と市民利用との兼ね合いをどのように解消し、 観光に生かしているのか。その運用状況に関する調査、ございましたらば内容を伺いたいと 思います。
- 2、町が今後観光振興を重点的に進める意向であるという点と、事業者からの早期の申し込み受け付けも可能とするという、この要望を受け入れるということは必然であり、まことに理にかなっていると考えられます。しかし、これを現状どおりに2カ月前からでなければ受け付けられないというふうにすることは、ちょっと矛盾した状況です。この点について、行政側としてはどのように考えているのか、ご説明いただきたいと思います。
- 3、前回の質問に対しては、早期の申し込みを可能とする場合には、町民の利用に対して不利益になるということで、難しいという回答でございましたが、私からの対応の提案、これは平日と休日の扱いを変えることによって、住民の利用と事業者の申し込みとが必ずしもバッティングするものではないということですが、その際に担当課のほうで、町民に対して不利益になるというような、実際にそうした場面があったのか、根拠とかというようなものをお示しいただきまして、早期受け付けが困難だという旨をご説明いただきたいと思います。

4点目としまして、事業者の要望と現状の調査、これをすることによって、データを集めて管理を担当する教育課と事業者とが互いに納得のいく方法を見出すこと、これも可能であ

ると思います。そうしたことをすべきではないかというふうに考えますので、それについてお答えください。

5つ目、早期の申し込みを可能にする要望、これに対する考えがどうしてもないのかと、 マルなのかバツなのかということを最後にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邉教育課長。

○教育課長(渡邉幸男君) それでは、町の施設利用申し込み受け付け期間の緩和についての お答えをいたします。1番から5番ございましたので、順を追って説明いたします。

他の市町村の現状についてでございます。利用の予約日を1カ月前からもあれば、長いと6カ月という自治体もございます。郡内でいいますと、茂原市、睦沢町、長南町は利用から1カ月前、白子町は2カ月前、長生村は3カ月前となっております。なお、6カ月前の自治体というのはあるんですけれども、県南部で鴨川市と南房総市ということでございます。

2番の質問の答えですが、観光のための施設利用ももちろん重要ではありますけれども、 多くの町民の利用が一番と考えております。現在の制度は、平成25年4月の規則改正により、 以前は1カ月前であったわけでございますが、25年4月1日から2カ月前に緩和されており ます。

3の質問の答えでございます。施設の設置運営の本来の目的からいいますと、どうしても 町民による利用に次ぐ位置づけにならざるを得ないために、事業者のみの早期の申し込みは、 やはり町民不利益になると考えます。しかしながら、早期予約を実施している自治体もござ いますので、その辺の状況を調査いたしまして、今後の対応を検討したいと考えております。

4番でございますが、これまでも事業者からの早期利用等があった場合には、教育委員会 や町が特に必要と認める場合には、要望に応えているところでございます。

5番の早期の申し込みにつきましては、その要望についての利用時期、目的等の利用計画 書に基づきまして要望に対応をしております。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。再質問ありますか。7番、藤乗一由君。
- ○7番(藤乗一由君) お答えいただいたんですけれども、この場合、事業者にとってみて、 宿泊業者などにとってみては、競争相手となるものは郡内ではないんですね。例えば白子町

なんかの場合には、テニス民宿という形で、あらかじめそういう施設を持ってスタートしております。また、お隣の長生村ですとか睦沢だとか、そういったところでは、こうした業者さんの利用ということの申し込みというのが、実際に事業としてそれほどないと。ですから、比べる場面ではないですし、また、町のそうした事業者にしてみれば、競争相手は郡内ではなくて、南房総であったり、あるいはもうちょっと都心部のほうであったりというような状況にあるわけです。ですから、そもそもそれを例に挙げていただくことが余り意味がないということになるわけですね。

それから、事業者のみの早期申し込みということではなくて、一律に早期に申し込みできるようにというようなことを申し上げているわけですので、そこのところを踏まえて再質問させていただきます。

平成25年に申し込みの期間を変更した時点で、どのような広報をしていただいたのかと。 また、この変更に際して、何らかのご意見、苦情とか、そうしたものがあったのでしょうか という点です。

2つ目としましては、この回答の中から、今挙げたような苦情とか意見とかといったものが特になかったということでございましたらば、これを例えば1カ月、2カ月あるいは3カ月と前倒しをするような形に試験的に申し込み期間を拡大して、運用してみるということは可能であろうと思います。例えば、町では海岸駐車場の例として数百万円の予算をかけて試験的に実施したわけです。こうした例がございます。それで、この場合には、事業の申し込み受け付けの手間を前倒しするというだけですので、別に予算がかからないわけですね。しかも、稼働率が低い平日のときだけ早くしたらどうかということで、住民の不利益にもなりにくいというふうに、私のほうで資料をいただきまして集計した結果、そのように考えられました。そうしたことを踏まえて、試験的運用ということを考えていただいてはどうかと思います。

3点目としまして、施設の利用に関しまして、これは申し込み期間の問題だけが実際にはあるわけではございません。借りたいという事業者にしてみれば申し込み期間なんですけれども、実際に利用している皆様の中から、鍵の管理だとか、管理人不在の施設が多いわけですから、実際に常駐しているのはGSSセンターだけです。そうしますと、そうした管理面での対応で非常に不便だというようなお声も伺うことがございます。

そうした運用面その他全般を含めて、受け付け期間も含めて、これを関係する、あるいは 利用したいという事業者ですとか団体ですとか、できれば個人の方も入っていただけるとい いんですけれども、検討委員会のような形のものを設けて、問題点を精査していくと。それ でどちらにも不利益にならないような運用の方法、これを考えていくという場をつくってい くというのはいかがなものでしょうか。そうすることによって、むしろいろんな方々に利便 性を持った運用ができることになると思います。

これらにつきまして、ぜひとも可能なのかどうなのか、マルかバツかということをお答えいただきたいと思います。特に検討委員会について、これは無理でございましたらば、データを示した上で理由をお教えいただきたいと思います。仮にデータがまだないということでございましたらば、いつごろまでに調査して回答したいということでお答えいただけるとありがたいと思います。

くれぐれも下手な小話の落ちのように、駄じゃれのようになってしまいますので、検討委員会を検討するみたいなお答えはないと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) 質問終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

渡邉教育課長。

○教育課長(渡邉幸男君) それでは、再質問にお答えいたします。

1点目の回答でございますが、当時町の、1カ月から2カ月にしたというとき、そのときはどうかという質問でございますが、そのときには町の広報及び町のホームページに掲載いたしまして、なお、個別の団体等々含めまして十分に周知を行いました。規則の変更施行前後には問い合わせがあったかとは思われますが、現在は利用者の町民や団体等の皆様からの意見などは特にございません。

あと、2点目、3点目でございますが、これにつきましては各方面の実情を考慮いたしまして、先ほどお話ししました6カ月前とかございますから、そういうところをまた調査いたしまして、決定が教育委員会でございますので、教育委員及び社会教育委員並びに関係各種の団体等と協議をいたしまして、対応を検討いたします。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 7番、藤乗一由君。
- ○7番(藤乗一由君) 7番、藤乗です。

ユーモアのあるお答えをありがとうございます。

今後、各方面の実情をということでございましたので、前回の後には調査していただいて いなかったということをお聞きしておりますので、念入りに調べていただきまして、できる 限り来年度から何らかの形で改善運用できるように対応していただきたいなというふうに考 えております。よろしくお願いします。

○議長(吉野繁徳君) 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

- ○議長(吉野繁徳君) 次に、1番、藤井幸恵君の一般質問を行います。1番、藤井幸恵君。
- ○1番(藤井幸恵君) 1番、藤井幸恵です。お願いいたします。 質問は全部で大きく3つありますので、一つずつ区切らせていただいてよろしいでしょうか。
- ○議長(吉野繁徳君) はい。
- ○1番(藤井幸恵君) まず、町立保育所民営化による今後の子育て支援策についてです。 東浪見保育所、一宮保育所が民営化されたことに伴い、町の今後の子育て支援策にさまざ まな展望が期待されています。そこで、以下のことをお伺いいたします。
 - 1、2つの町立保育所を民営化したことにより、どのくらい町の財政負担は軽減されたのか。
 - 2、軽減された分、それは今後どのように子育て世代へ還元されていくのか、新たな子育 て支援策についてお考えがあるのか、お伺いいたします。
- ○議長(吉野繁徳君) 質問を終わります。

答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長(高師一雄君) ただいまの藤井議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の町の財政負担は軽減されたのかということでございますが、平成28年の東 浪見、平成29年の一宮保育所民営化の効果としまして、それぞれの人件費等を含めた運営費 の減少額は、年間およそ約6,500万円と見込んでいます。また、仮に民営化を行わなかった 場合、町は全額負担で2施設の建てかえを行わなければならなかったことを考えますと、そ れ以上の効果があったことになります。

次に、2点目の軽減された分の新たな子育て支援策についてでございますが、財政負担軽減分から行う施策としまして、公立原保育所を町の子育て支援拠点とするための、国の基準を上回る職員の配置や、第3子の保育料無料化について、既に動き始めております。今後も

子育て世帯が集える場所の整備や、育児を一人で抱え込んでしまいがちな保護者の方、一人 一人に寄り添ったきめ細かな支援ができるような施策により、直接子育て世帯の皆様に還元 できるものを検討してまいります。

当町における公立保育所の民営化は、現在進めている保育所整備基本計画が初めての試みであり、子育て世帯の皆様初め、多くの方々が期待されていた反面、ご不安やご心配があったのも承知しておりますが、最終的には民営化してよかってと思っていただけるような、財政効果を生かした施策を行ってまいりますので、今後もご期待いただければと考えます。

以上でございます。

○議長(吉野繁徳君) 再質問ありますか。

1番、藤井幸恵君。

○1番(藤井幸恵君) 1番、藤井幸恵です。

再質問ではありませんが、一言発言いたします。

保護者の方一人一人に寄り添い、きめ細やかな支援ができるような施策との答弁をいただき、ありがとうございます。子育て当事者にとってはとてもうれしく、心強い言葉だと思います。

それができるのも町立保育所民営化による恩恵と思いますが、先ほどの町長の行政報告の中でありました平成29年度一宮どろんこ保育園の入園申し込み状況を見ますと、敬遠された様子がうかがえます。町長選挙の際行われましたネガティブキャンペーンが大きく影響していると感じます。これから入所調整の業務に当たる担当職員の苦労や、希望する保育所や希望保育園に入れない保護者のお気持ちを考えると、非常につらいものです。馬淵町長のこれまでの保育所民営化に関する言動に対し、猛省していただきたいと思います。

今後、新たな子育で支援策を考える際には、できれば子育で当事者の方にも直接最初から 参画していただいて、官民問わず、子ども・子育でにかかわる既存の組織、団体、仕組みを ぜひ存分に活用しながら、実情のニーズに即したもの、反映されたものにしてほしいと要望 して、また、平成29年度の新たな子育で支援策に大いに期待して、この質問を終わります。

続きまして、次の質問に移ります。

(「議長、ちょっと」と呼ぶ者あり)

- ○議長(吉野繁徳君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 藤井幸恵議員のご要望にお答えいたします。

私、選挙のときの自分の主張の中で、私の考えを述べました保育所の問題につきまして、

こども園への移行については賛成、民営化については反対、それから移転先についても反対 ということを申し述べました。

しかし、私が選挙の中でどろんこ保育園さんについては、地元にこれまで十分根差した事業者でいらっしゃらないということは申し述べましたが、それ以外のネガティブなことは申し上げておりません。この1点は、私、断固堅持させていただきましたので、確認をさせていただきたい次第であります。

今回の入所申し込みにおきまして、皆様がどういうご判断をなすったのか、私の存ずるところではございませんけれども、どろんこ保育園さんに一宮保育所の移転先の運営をお願いすると私自身が決めた後も、また登板した後、暫定的な判断をいたした後も、一貫してどろんこ会さんには、私は誠実に対応させていただいてまいりました。その点は、ぜひ押さえておいていただきたいと、ここで申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 1番、藤井幸恵君。

先ほどは失礼しました。続きましてお願いします。

○1番(藤井幸恵君) 求めておりません答弁にお答えいただき、ありがとうございました。 では、続きまして馬淵町長の公約についてです。

選挙前には、後援会だよりやSNSなどを通じて、馬淵町長の夢や理想が多く語られておりました。しかし、世界サーフィン保護区の認定については、マニフェストではなく提案といった町長の発言が6月議会であったりと、住民の皆さんが公約だと思ったことは、どうやら公約ではなく提案だというものが数多くありそうです。そこで、町長の公約、マニフェストについて改めてお伺いいたします。

- 1、町長の公約は何ですか。
- 2、平成29年度予算の編成に向けて、町長の公約の何をどのように反映したいとお考えでしょうか。
- 3、住民協働のまちづくりは公約だと思いましたので、町の今後のことを決めるには、住民の皆さんとの丁寧な合意形成、その過程の透明化が図られるものと期待していました。新たに住民の皆さんが参画していて何か取り組んでいるもの、動き出したプロジェクトなどあるのでしたらお知らせください。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 質問は終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 藤井幸恵議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、私の公約でございます。町長の公約は何であるかというお尋ねをいただきました。 私は、公約は選挙中に皆様に配布をいたしましたマニフェストの中に記させていただいた わけでございます。現在の私の言葉で再度言い直すといたしますと、町の事業者の方々の収 入、町の収入をふやすこと、これをまず最初の目標といたしまして、それを通じて、インフ ラ整備、教育、福祉のサービス、これを向上させまして、さらに町の経済力向上につなげて いくと。こうした好循環をつくり出し、町の皆様にはその果実を享受していただくとともに、 経済的潤いと、それから各種サービスの向上したものを享受していただくとともに、そのサ イクルに積極的に参加していただくということが、私の公約の核心であります。

ここで一つ、改めて申し上げさせていただきたいのは、私はこうした目標、例えば現在、 安倍内閣の掲げられた3本の矢というものに、新3本の矢というものがございます。この新 3本の矢というのは、かなり一つの抽象的な目標といったものが掲げられております。具体 的な、何年にこういうことをやりますということではなくて、一つの目標が掲げられている ということであります、抽象的な。

私の場合も、私自身がマニフェストと意識しておりましたのは、例えば公民館をつくります、図書館をこういうふうにつくります、あるいは町税を何%上げます、そういった個別的、具体的な目標、それを掲げるということは私は意識的にいたしませんでした。私自身が選挙に臨んだときには、私自身が持っているデータ、私自身が知り得ている知識、これはなおも非常に限定的なものでありました。その中で無責任な数字を挙げて、また無責任な目標を挙げて、町民の皆様に現実性のないさまざまなご希望、ご期待を差し上げるのは、私にとっては不誠実と感じましたので、私はみずからが考える大きな方向性といったものを提示させていただきまして、そこに、その目的に合理的な手段は、全て実際に考えられる限り行っていきたい。その目的との整合性というところで、個々の施策をきちっと試していきたいというふうに考えている次第であります。

そこで、私のマニフェストというのが若干抽象的であるということで、恐らくつかみどころがないというふうにお感じいただいたのかもしれないんですけれども、私の考え方がそういうところがあるということで、ひとつご理解いただければと思います。

さて、2つ目、平成29年度予算の編成に向けて、町長の公約の何をどのように反映したい

と考えているかということについてのお問い合わせであります。

今、1で申し上げたことともつながるんでありますが、町の事業者の方々の収入、そして 町の税収として翻ってくる収入をふやすために、各種の施策を来年度も連続して実施してい きたいと考えております。

まず、機構改革を行いたいという希望を持っております。秘書広報担当部門を強化しまして、オリンピックといった大きな波も踏まえて、観光につながる各種情報の収集と整理、そして発信を格段に強め、首都圏から日本中、さらには日本在住外国人、そして外国にまで一宮の魅力を発信する事業を日常的に行える体制を整えていきたいと考えております。

また、今年度発足したまちづくり会社の営みが、いよいよ始動いたします。これと連動し、 駅前に観光案内所を建設いたしまして、鉄道による来訪者をターゲットに観光活動を活発化 させていきたいと考えております。

また、農業従事者、神社仏閣、地びき網関係者、自然保護関係者、サーフィン関係者など、多彩な関係者の皆様を数多く糾合しました、これは先ほど藤乗議員からのご質問があったときに私がお答えをいたしました。前の議会のときには、鵜野澤議員からも民間の力をまちづくりに生かすようにと、そのようなご要望をいただいたんですけれども、それにお応えするような百人委員会的な組織をつくりまして、一宮周遊観光プロジェクトプランの策定と実行を行っていきたいというふうに考えている次第であります。

また、一宮商業高校とも緊密な連携をとりまして、観光事業への高校生の参加、巻き込みを本格化していきたいと考えております。

そして、これも先ほど藤乗議員におっしゃっていただいたことにもかかわるんですが、現在存在するイベント全てにおきまして、地元への経済的還元レベルを格段に上げられるように、地元の事業者の皆様の本格的参加を前提に企画をつくり直していきたいと考えております。

こうした町の事業者の皆様の収入、町の収入をふやしていく政策を、観光を主軸としながら、相互につながって機能を大きく発揮できるように構築しながら、実施していきたいと考えております。

もちろんその際、地方創生、あるいは今回JA長生グリーンウェーブから出されている希望がございまして、選果機の更新といったものがございました。こういったものは、いずれも国の補助金によるものなんでございますけれども、こういった国の補助金をいただくことについても、町のパワーアップにつながる事業を巧みに見出して、的確に対応していきたい

と考えております。

さらに、町税の拡充のためには、東京方面への移住勧誘活動を来年度展開してまいります。 企業の本社登記移転も戦略的に進めていきたいと考えております。

一方で、収入がふえるまで、インフラ、教育、福祉がおろそかになるのでは、これは大変 不本意なことになります。できる限りいずれもその水準を上げていきたいと考えている次第 であります。ただ、インフラ、教育、福祉の個別的なところに全てここでお話し申し上げま すと、大変個別的で複雑になりますので、個々の分野に即して、また議会の場でご質問いた だいくところをおかりして、お答えをさせていただければと考えております。

いずれにしても、全体が正のスパイラルで上へ上へと上がっていくことを常に志向してプランをつくっていきたいと考えております。

それから、第3、住民協働のまちづくりは公約だと思いましたので、町の今後のことを決めるのには、丁寧な合意形成と過程の透明化が図られると期待しておりますということで、何か今取り組んでいるもの、動き出したものがありますかというご質問を頂戴しました。

私は、上に私が述べました観光を目的とした百人委員会的な組織などは、フルオープンな 組織として、つまり構成員の方をこちらで選抜するのではなくて、参加なさりたい方どなた でも参加できるような幅広い組織として発足、運営をしていきたいと考えております。現在、 先行する自治体の事例などを調査中でございますが、ぜひともこういった幅広い皆様のご参 加を募ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。再質問ありますか。1番、藤井幸恵君。
- ○1番(藤井幸恵君) 1番、藤井幸恵です。

再質問はありませんが、ただいまの町長の答弁をお聞きして発言させてください。 まず、町長の公約とは、こちらに書かれているものでよろしいのですね。

- ○町長(馬淵昌也君) そうです。
- ○1番(藤井幸恵君) わかりました。

傍聴席の皆様、ごらんいただけますでしょうか。

ということは、自主財源が確保できたら○○する、町税がふえれば○○をするという、い うなれば、たられば公約ですね。だから、できなくてもしようがない、たらればが前提だか ら。そういう趣旨と理解いたしました。 住民協働のまちづくりについても、来年度廃止する町民提案事業にかわるもの、それは一体どうなったのでしょうか。毎年毎年、主体性を持ったさまざまな団体が情熱と志を持って町のために活動してきました。ですが、それらはなくなったとしても別段困らないし大差ない。町長の見識は、その程度のものということなのでしょうか。住民の自主的による活動を支援する場や機会が今後失われていくのかと思うと、非常に残念でなりません。仮に、もしそれが百人委員会だと言われるのなら、そこで話し合われたことが具現化するまでに、何年も何年も時間がかかりそうですね。

行政は、結果が全てです。公約は詭弁でなく、何をいつまでに、そして優先順位を考えた 上で住民の皆さんにお約束していただきたかった。その明確なお答えが聞けず、とても残念 に思います。

私や議会は、抵抗勢力ではありません。町長の公約実現のため、必要な施策をどんどん打ち出していただき、ぜひ有言実行なさってほしいと願っています。ぜひ自主財源を倍増させて、インフラ、教育、福祉の充実を図っていただきたい。私は、自分にできることはご協力いたしますし、よりよい一宮町になってほしいという思いは、皆一緒です。

住民の皆さんの中には、声に出さずとも、こつこつと陰にひなたに町のため、有償無償を問わず活動されている方が多数おられます。たっとぶべきは、そちらのほうではないでしょうか。声の大きい方ばかりに気をとられず、そういった地道に活動されている方たちに目を向け、声なき声に心を傾けて、お力添えを仰いで、ぜひこのたられば公約を実現させてください。

次の質問に移ります。

(「議長、ちょっと」と呼ぶ者あり)

- ○議長(吉野繁徳君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) たられば公約とおっしゃっていただきましたので、私の立場をひとつ 述べさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、目標を掲げて、それのために施策を打っていくという ことですけれども、もちろん一方で同時に、何度も申し上げますが、インフラ、福祉、教育 の水準も上げていかなくてはいけません。ここは同時に進めていくべきものであります。

しかし、最初の収入増といったことを大前提に据えていないと、全て財政出動だけで、サービスを皆様に差し上げるだけで、そのパイを大きくしていくすべがなくなります。そういうことで、この2つを続けて私は記しているわけであります。その有機的な一体性というも

のを私は主張したいということでありまして、これを終わらないと次に進まないというものではないので、ひとつそのあたりは私の申し上げたい趣旨に沿ってご理解をいただけるように、お願いを申し上げたく存じます。

ありがとうございました。

○議長(吉野繁徳君) 藤井君、申しわけございません。

1番、藤井幸恵君、どうぞ。

○1番(藤井幸恵君) 1番、藤井幸恵です。

求めていない答弁にお答えいただき、ありがとうございました。

次の質問です。

平成28年11月22日に発生した地震について、町長の行政報告の中にもございましたが、細かくお伺いしたいと思います。

地震発生の後、その日の役場の動き、対応について、時系列で説明をお願いいたします。 そこで見えてきた課題や今後の検証も含め、住民の皆さんに広く知っていただきたいとの趣 旨で質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 役場の対応につきまして、お答え申し上げます。

11月22日午前5時59分、福島県沖で最大震度5弱の地震発生、一宮町では震度3を計測いたしました。

6時2分、千葉県九十九里・外房地域に津波注意報、津波到達予想時刻が6時30分、予想される高さが1メートルと発表されました。

町では、6時8分に海沿い、川沿いの住民に対し防災行政無線にて注意喚起の放送。6時15分、防災担当職員4名参集。その後6時16分に町長が登庁いたしました。6時17分に住民向けメールにて、津波注意報発表に伴う注意喚起の配信。6時21分、津波到達予想時刻、津波の高さについて配信。6時18分に、保育所の岡澤所長から園児を保健センターに登園させたい旨の連絡があり、保育所保護者宛てに6時26分メールを配信いたしました。6時40分に、防災行政無線にて同様の内容を放送。6時33分、注意配備体制職員参集メールを配信いたしました。

この間、町長より避難指示切かえの指示を受けましたので、避難指示発令に伴い、4避難

所を開設する必要があるため、7時4分、警戒配備体制に向け、全職員へ参集メールを配信いたしました。7時15分にGSSセンターを避難所として開設。ほか3カ所の避難所受け入れ態勢が確保され、7時45分に海沿い、川沿いの住民、2,409世帯5,498人に対し、避難指示発令の放送をいたしました。8時42分に再度避難指示の放送。最終的に一般避難者は、役場に9人、一宮小学校に16人、園児195人が保健センターへ避難し、合計220人が避難いたしました。

課題といたしましては、新聞で報道されました町の津波避難計画の未策定の件ですが、県は10月に津波避難計画を改定しており、基本的に避難指示のみ発令とされ、津波注意報であっても、20センチから1メートルの津波の高さと発表された場合、避難指示発令の判断基準とされました。現在、津波避難計画を作成中ですが、これにより具体的に地域を指定して避難指示を発令できることなど、より明確な判断材料となりました。この避難計画につきましては、3月をめどに作成してまいるところでございます。

また、東浪見地区は避難所施設がありませんので、避難指示を発令した場合、GSSセンターなど一宮地区まで避難しなければなりません。東浪見小学校は津波浸水区域に隣接しており、避難所として増設しがたい状況となっております。

今後、このような課題の改善に向け十分な検討と、メール、防災無線等での周知時間、職員の参集時間、参集対象者など再確認し、見直すべき箇所は見直してまいるところでございます。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。再質問。1番、藤井幸恵君。
- ○1番(藤井幸恵君) 再質問いたします。 小中学校や保育所の対応はいかがでしたでしょうか、お聞かせください。
- ○議長(吉野繁徳君) 質問終わりました。 答弁を求めます。

渡邉教育課長。

- ○教育課長(渡邉幸男君) 地震・津波発生後の学校の対応についての再質問にお答えいたします。
 - 一宮小学校と一宮中学校につきましては最終避難所であることもあり、登校の時間であったことから、平常の登校といたしました。東浪見小学校につきましては、学校が避難所とな

っていないことから、まず町の指示に従うこととしまして、登校時間は津波注意報が解除されてからと、そういうような指示を行いました。

なお、東浪見小学校におきましては、当日ちょうど登校の時間でしたので、ばらばらというか、子供たちは、自宅にいる方と来た子に分かれましたので、当日の午前8時現在で、学校へ登校した児童の数は39名おりましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 岡澤保育所長。
- ○保育所長(岡澤利江君) 11月22日の公立保育所の対応についてご説明いたします。

私は、茂原市の自宅で津波注意報を知り、6時18分に総務課長に保育所児童を保健センターに登所させたい旨を電話で相談し、7時に保育所が開所するので、登所時間前に保健センターにて保育する旨が保護者に届くよう、防災メールの配信を依頼しました。保育所では、今まで津波注意報発令時は避難などの対応をしていませんでしたが、川に隣接した一宮保育所は避難が必要と考え、お願いしました。

その後、全保育所職員に連絡網にて、一宮保育所は保健センターにて保育する、それぞれの保育所に早く出勤できる者は出勤するよう連絡しました。 7時前に保健センターに早番職員2名、保育所に1名出勤しました。 7時10分に私は保健センターに出勤しました。 7時10分に一宮保育所児1人目が保健センターに登所しました。その後は、保健センターに一宮保育所職員が待機し、受け入れをし、母子相談室にて保育。一宮保育所に送ってきた方には、職員が保健センターに送ってもらうよう説明いたしました。

原保育所は、通常どおり7時30分に開所し、児童の受け入れをしていましたが、災害対策本部の津波に関する注意が避難指示に格上げされたことから、原保育所に通所バスで子供を迎えに行き、8時45分に避難が完了し、保健センター保健指導室にて保育をしました。

なお、この間、東浪見こども園の児童については、災害対策本部員が公用車数台を使って、39人の児童を保健センターに輸送しました。避難した児童は、一宮保育所150人中101人、67.3%、原保育所83人中55人、66.3%、東浪見こども園70人中39人、55.7%、合計では303人中195人でした。

午前9時46分、津波注意報が解除されましたので、保護者に対して「通所バスにて各保育所に戻ります。帰りの通所バスは通常どおり運行します」と配信するとともに、通所バスにて東浪見こども園2便、原保育所2便、一宮保育所3便で保育所に帰りました。なお、0、1歳児は幼児用シートを使用し、保育所公用車にて帰りました。11時30分には園児送迎終了

し、通常保育に戻りました。

今回の津波注意報を受け、保育所開所前の注意報や警報発令時にどうするべきかを検討を 始めております。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 再質問に対する答弁を終わります。

1番、藤井幸恵君。

○1番(藤井幸恵君) 1番、藤井幸恵です。ありがとうございました。

最後に一言発言させてください。

今回の対応についての検証は、各関係機関や現場職員とともにじっくり丁寧に時間をかけて行ってほしいと思います。特に、住民の皆さんへの啓蒙活動や情報の周知徹底は大きな課題でしょう。今回は避難指示が出されました。ですが、一般避難者は25名とのこと。人的被害、物的被害が何もなかったのは何よりですが、それは後からだから言えることでもあります。

現段階で私なりに考える課題、行政に対して感じるところは、避難指示を出したらそれで 自治体としての責任は果たしたことになるのか、その先をどう考えるのか、何ができるのか、 どこまでが行政の役割なのかということです。

そして、自分自身の課題として見えてきたこともあります。防災は、結局のところ100% 絶対安心はない。けれども、一つ一つ不安や課題を解消することにより減災はできる。問題 に対し正面から向き合い、根気強く取り組むことで希望が見えてくるはず。行政だけでなく、 住民だけでなく、一緒になってとことん悩み、知恵を絞り、海のそばに住む者として、豊か な自然の恩恵を受けながら、またその怖さもしっかりと次世代に伝えていくのが自分の務め なのだと、改めて実感いたします。

最後に、住民の皆さんに対して声を大にして訴えたい。やっぱり津波てんでんこです。まずは自分の命を守る。防災意識を高める。一人での避難に不安のある方ならなおのこと、いざというときどうするのか。場合によっては住居の移動も考えたりなど、常日ごろからご家族と話し合う必要があるのではないでしょうか。私を助けに来てください、そのせいでもしかしたら誰か死ぬかもしれないけれど。そんな事態にならなくて済むように。

11月22日の事例は、今後の防災対策においてよいケーススタディーになると思いますので、何回も何回も繰り返し検証することを提言いたします。住民の皆さんの命と財産を守るため、これからもともに悩み、知恵を絞りましょう。

以上で私の全ての一般質問を終わります。

○議長(吉野繁徳君) 以上で藤井幸恵君の一般質問が終了いたしました。 会議開会後1時間18分経過しました。ここで15分程度休憩といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時32分

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 袴 田 忍 君

- ○議長(吉野繁徳君) 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。 8番、袴田 忍君。
- ○8番(袴田 忍君) 8番、袴田でございます。 議長、私も3問ございますので、1問ずつ区切らせてやらせてください。
- ○議長(吉野繁徳君) はい、わかりました。
- ○8番(袴田 忍君) お願いいたします。

それでは、1つ目なんですが、私は、安心できる保育体制の整備を求めるということで、 別に現在の保育に関して疑問を抱いているわけではございませんが、今後のことについて質 問したいと思います。

次年度、町内の保育所は、公立が1カ所、そして法人経営が3カ所、こういう状態になります。利用者の安心で安全なニーズに応えた保育所づくりを目指す。そういう形で、今現在保育所には、保育所、保護者、町から成る三者委員会というものがございます。私は、こういった委員会が必要だなということは前々から考えていました。

しかし、関係者だけの委員会では、実際そこで利用する子供たちのサービス、現場で働く職員、確かな目が届くでしょうか。私は疑問を感じます。福祉サービスは、利用する子供たちが、やはり人権が守られる、集団生活のルールの中で、安心・安全な保育を受けられる。そして、それを見守る職員は、就業規則の中で働ける。細かい場所までチェックする機関が必要ではないでしょうか。

私は、児童福祉施設の職員でございます。保育所と児童養護施設では違いがありますが、 私どもの児童養護施設関係でも三者委員会、そしてまた新たな適正化委員会というものを設 けております。これは、その場所にいる人たちだけではなくて、外から見る目で、ここは本 当に安心で安全な場所でいられるのか、そういった中では、その委員会の中では弁護士、民生委員、人権擁護委員、そして有識者、そういった方が、少なくとも年に1回は施設を訪問して、経営者、関係者だけじゃなくて、そこで生活をする子供たち、そして職員に聞き取り調査をしながら、その経営状態はどうなんだ、子供は安心か、子供はいじめられていないか、そういうところまでチェックする、そういったものが今現代の養護施設の実態でございます。ですから、私はそれを100%移行しろということではありませんけれども、保育所の中でも関係者だけじゃなくて、関係者以外の方の委員会があって、それを健全な、適正な運営がなされているか、そういった見方をしてくれる組織があってもいいのではないかという形で私はこの質問をつくりました。

関係者以外の第三者から成る委員会組織があって、それらが情報共有のもと、支援活動する町独自の組織づくりがあっていいんじゃないでしょうか。私だけの考えかもわかりませんけれども、こういったものは町当局で考えられないのか、私はここで質問します。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長(高師一雄君) ただいまの袴田議員の質問にお答えいたします。

現在、社会福祉施設に対する監督や評価については、社会福祉法に示されています。ご指摘ありました施設の運営に関する点は、県が行う施設監査の範囲に含まれており、また、提供サービスについては、県の認証機関が行う第三者評価の範囲となっております。

1つ目の施設監査とは、社会福祉法第70条等を根拠に千葉県が毎年行う監査であり、施設は、適正な施設等の運営の確保を目的として、最低基準の遵守状況の確認を受けることを義務づけられております。

もう一つの第三者評価とは、第三者の目から見た提供サービスに対する評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた施設の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。この実施については、社会福祉法第78条にて、「自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と記載がございます。

任意ではございますが、当町の公立保育所を民営化する際に移管先事業者と締結した協定 書においても、「5年に一度を目安として千葉県が認証した評価機関による第三者評価を実 施し、その結果をもとに保育サービスの維持・向上に努めること。」としているように、評 価を受けることが約束されております。

このように三者協議会を構成します保護者、事業者、町以外の機関に監督・評価される環境が整っていることから、町独自の組織を形成するのではなく、これらを有効に活用しまして、町全体の保育環境の維持・向上をこれからも目指していきたいと考えております。 以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。再質問ありますか。 8番、袴田 忍君。
- ○8番(袴田 忍君) 再質問ではございません。要望でございます。

公立は1カ所、これはやはり町の保育所でございますので、いろいろな面から町の目が届くだろうと私は思います。私は、私立の保育所が3カ所になるということは、独自の保育体制のもとの中で運営されていきますので、やはりそれが過剰的になってしまったり、視線が子供から違う方向に行ってしまったりという危険ももしかしたら起こる場もあるだろうと。私はそういう場面の中では、そういった機関が必要ではないかなという気がするんですね、見守り機関が。

これは、県の場合は5年に一度を目安とするわけですので、やはり5年というのは長いんですよね。5年となれば、子供が入所しました。じゃ、もう小学校に入学しますよとなっちゃうと、評価委員の評価を受ける間もなく出てしまったという子もいらっしゃるでしょうし、やはり私は1年に1回、2年に1回ぐらい適正な目がそこにいって、本当に子供たちのサービス向上に向けて動かれているのか、その施設が。やはりそれを見守る機関というものをつくってほしいなと私は思っています。県を利用するのも非常に結構ですが、やはり町としての独自のそういったものも検討に入れていただければありがたいなと思います。

以上です。

それでは2つ目、よろしいでしょうか。

- ○議長(吉野繁徳君) はい、どうぞ。
- ○8番(袴田 忍君) 2点目は、交通マナーに関することで、毎回毎回、私、交通マナーで申しわけございません。私も交通安全協会の指導員をしているものですから、いろんな人たちの目が私のところに入ってくるものですから、それから質問させていただきます。

学童たちの通行の中で、今、町のほうも県のほうも道路にグリーンベルトを色づけしております。皆さんもご存じだったと思います。小学校の入り口であったり、玉前さんから駅に向かう道にもございますけれども、そのグリーンベルトに関して、やはりこれは地域の方もそうですが、私たちが交通指導をしていますと、ああいうところに車がとまっていていいのかいという質問もされるんですね。一体どこがそれを注意するのか。私、警察のほうにもこれは届けました。警察のほうは、パトロール中にとまっているんであれば、それを注意することはできますよ。だけれども、こちらからグリーンベルトの上に車がとまっていますといって駆けつけて、おい、どきなさいということは、そこまではしないと、はっきり言っていました。

私は、そういったグリーンベルト上に駐車違反している車、これに関しての対策はないものなのか。警察ではこう言っていました、三角のコーンを置いてもいいのではないか。小さなコーンが、今海岸地区には駐車禁止のところに置いてありますよね。あのコーンがその場所にあってもいいのではないか、そういうことも言ってくれました。でも私は、それだけでそれが解決するものなのか。どこがそういった駐車マナーに関しての注意、啓発活動ができるのかということで、町ではそうした対応をどう見るのか。

それからもう一点、今高齢者の事故が話題に上がっています。つい最近、一宮のほうでも70歳以上の方と地元の方、ましてや今中学生が重体であると、そういう状況の中で、やはり高齢者の事故が後を絶たない。高齢者の方を悪く言うわけではございませんが、やはり体がちょっと麻痺して動かないとか、いろんな形で車を運転するのに不可能である、そういった方も今車を運転している。でもしかし、この町の中で車がなければ生活ができない。巡回バスがあるわけでございません。どこに行くにしても車が必要である。やはり高齢者であっても運転は必要だ。

でもしかし、高齢者が運転をするのであれば、それなりに対応策、今免許証は高齢者になりますと、3年に1回更新があります。ゴールド免許ですと5年。違反した方だと3年ですけれども、高齢者もゴールドを持っていても3年です。そうなりますと、この3年間、免許を受け取ってから免許をまた更新するまで、何の機関にもお世話になることなく、自然に免許証が来るんですね。そうすると、自分の欠陥も気がつかない。体調的に不良であることも気がつかない。そういった方の中で、やはり事故になってしまう可能性もある。そういう中で、町としても実際にそのまま見逃してもいいのだろうか。そういう状況を踏まえて、町として打開策があれば教えていただきたい。

この2点でございます。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長(塩田 健君) それでは、ただいまの袴田議員の交通マナーに関することの質問 に対してお答えいたします。

1点目のグリーンベルト上の駐車違反でございますが、ご承知のこととは思いますが、駐車違反取り締まりは警察の所管であり、役場での取り締まりということはできません。町としては、歩行者の安全を鑑み、外側線の外側を緑色に塗って、歩行者と車との分離を明確にする努力を続けてきているところでございますが、いまだご指摘のとおり駐車が絶えないのが現状です。今後も運転手のマナー向上に向けて、啓蒙・啓発に努めたいと考えております。

2点目の高齢者の事故でございますが、ご指摘のとおり、全国的に高齢ドライバーの事故が相次いでいます。運動能力や判断力の低下、さらには認知症などが原因と言われていますが、免許返納制度は浸透せず、事故を防ぐ、すぐにでもきくような有効な打開策は見出せておりません。

このような中、国は来年3月に認知症対策を強化した改正道路交通法を施行することとしていることから、まずは、その改正法の施行状況を見守りたいと思います。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番(袴田 忍君) これも要望で出させてもらいます。

まず、グリーンベルト上の駐車違反ということを一つ挙げた場合に、登下校のお母さん方の車がそこにとまっている、これ一つの例ですよ。そうすると、子供たちはその車をよけて通ると、やはり道路の真ん中を歩くんですね。これは非常に大きな問題なんですね。私は、そういった関係機関、送迎のためにとめるお母さん、これはPTAの中でいろいろ論議されればいいのではないかなと思います。ですから、いろんな関係者、やはり学校関係者が集まっていただいた中で、そういった根本的なものから一つ一つやっていけばいいのかなという気がするんです。

それで、関係者がとめなければ少しは減るだろうと、そう思いますし、これは教育委員会 さん、それから事業課さん、PTA、そういった関係者で駐車マナーを話し合っていただく 場面をつくっていただきたいなと私は思っています。

それからもう一点、高齢者に関してなんですが、これは来年改正道路交通法が施行されます。これは、高齢者に関して非常に大きい部分が含まれるのではないかなと私は思います。もしかしたら3年が2年ぐらいになる可能性もあるかもわかりません。でもやはりこれは、免許を返納すれば済むというものではないと、私は思います。町の中で自由に動ける。これはやはりバスがあったり福祉タクシーがあったり、そういう足があれば、ある程度車を使わなくても済むんだ。先を考えれば、そういった充実した生活にゆとりができる。まあ、車があればゆとりができるんでしょうけれども、自分で動ける範囲の中では、他人の車を使って移動ができれば、自分の車を使わなくて済むというような方法もとれますし、これはやはり私たち交通安全協会としては、あくまでも交通量を減らすということと、もう一つ、やはり高齢者に車を使ってほしくない、危ないから使ってほしくない。そのかわりにこういうものを提供するよというものが見えてくると、非常に高齢者の方も車を手放すということを考えていくんじゃないかなと、私は思っています。

年間維持費も30万、40万、高齢者はかかります。これだって大変だと私は思います。30万、40万車で払うのであれば、バス代、タクシー代のほうが非常に安く済むと私は思いますね、1年間生活して。それからも考えれば、私はそういった充実したバス、タクシーの配備等も考えていただければありがたいなと思っています。

では、3点目いいでしょうか。

- ○議長(吉野繁徳君) どうぞ。
- ○8番(袴田 忍君) 3点目の質問、これは今回、私、2回目の質問になります。

一宮海岸の離岸流対策という形で出させていただきました。 2 年前にもこの離岸流、そのときはヘッドランドのあり方に関して質問させていただきました。 再度ここで質問させていただいたのは、 4 年後に一宮にオリンピックが来ます。 その中で、安心で安全な、先ほどもこの言葉を使いましたけれども、やはりオリンピックの人たちを迎えるためには、安全でなければいけない。 そういう中で、今釣ヶ崎にある会場に大きなヘッドランドがあります。 ヘッドランドのために複雑な離岸流が発生しているということも、これはわかっています。

オリンピックを誘致した以上、離岸流がある、離岸流への対策は、町当局として今後どのように考えていくのか。そのまま放っておいてはいけないと私は思います。これに関して、町当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 袴田 忍議員のご質問にお答えを申し上げます。

離岸流に関するご質問は、平成26年度にも頂戴したということであります。そのとき、当局から回答を差し上げたということであります。その回答と同じようなものになりますが、離岸流に対する直接的な安全対策は、残念ながら講ずるのが難しいということであります。 各自が気をつけていただくことしかないということであります。

そこで、ヘッドランドの入り口には、危険注意喚起の看板を設置してあります。ヘッドランドには近づかないようにというふうに呼びかけをしているわけであります。今後も引き続き県とも意見を交換しながら、注意喚起を継続して行ってまいります。

なお、平成26年度の答弁で触れた対策であります。これについて申し上げますと、教育委員会を通じまして、町内の小中学校へ注意喚起のパンフレットを配布させていただきました。また、海の家、サーフショップなどにも配布を差し上げて、注意喚起を行ってきているということであります。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 8番、袴田 忍君。
- ○8番(袴田 忍君) これも要望でお願いいたします。

私は今、町長の発言の中で、引き続き県と連携をしてというお言葉をいただきました。連携をしてこの離岸流対策をしていただければ、非常にありがたいということですが、私は一つここで、やはり町だけではなくて、ヘッドランドをつくるときの委員の方とか県の関係者、こういう方たちにもいろんな意見を聞くのは、僕は必要かなという気がしています。離岸流がオリンピックにプラスになるように働かなくちゃいけないと、私は思っているんですね。離岸流が危ないからオリンピックが来ちゃだめだということじゃなくて、離岸流があっても、その離岸流を抑えることができて、オリンピックには影響がない。そういう状況に持っていけるような働きかけをして、やはりそれはいろんな実験も必要でしょうし、いろんな関係者の意見も必要でしょうけれども、その辺のものを進んでやっていただけると僕はありがたいなと思います。町長、これは本当に大きな一つの、海を使う中では大きなものだと私は思いますので、その対策にも力をかしていただきたいと思います。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 秌 場 博 敏 君

- ○議長(吉野繁徳君) 次に、14番、秌場博敏君の一般質問を行います。 14番、秌場博敏君。
- ○14番(秌場博敏君) 日本共産党の秌場です。

今12月議会では、1つとして、馬淵町長の新年度予算編成方針について。2つ目として、近年社会問題化している子供の貧困対策について、町長の認識、計画について、また教育面、福祉面など、取り得る対策について。3つ目として、地方消費税交付金の増収分の使い方について。4つ目として、TPP協定批准阻止の行動について、それぞれ通告を出しております。具体的でわかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

1点目の新年度予算編成方針については、藤井幸恵議員の質問で町長答弁がありました。 できるだけ重複をしないように質問をしますので、答弁をよろしくお願いします。

やはり町民の関心事、これは何といっても町長になられてから初めての本格的な予算編成、選挙公約を実施する上で、どこに重点を置いた予算をつくるのか、この点だろうというふうに思います。先ほどの藤井議員への答弁では、1、町の事業者の収入をふやすために各種政策をとる。具体的には、まず機構改革を行って、秘書広報担当部門を強化し、観光につながる町の魅力の発信力を強化する。2つ目として、まちづくり会社の始動を図る。3つ目として、多彩な関係者を集めた百人委員会的な会をつくり、町周遊観光プロジェクトプランの策定と実行を行う。商業高校の生徒の力もかりる。4つ目として、イベントを地元事業者の収入増につながるよう実施する。5つ目として、国・県の補助金も活用し、住民要望に対応するとともに、都市部に向けて一宮町への移住定住の勧誘活動と企業の本社登記移転を進める努力を行う。6つ目としては、今まで以上にインフラ、教育、福祉の水準を上げながら、できる限りで行っていくということ。

聞いていまして、非常に総花的な展開がこれから予想されますけれども、ハードよりもソフト面に重点を置いたような予算編成方針、このようにも感じました。マニフェストで述べている町内に住む会社経営者が一宮に本社を置きたくなるような優遇策、これをとる。このようにもおっしゃっておりましたけれども、これはどういう想定なのか、伺いたいというふうに思います。

また、町長答弁の中で、構想している多彩な関係者を集めた百人委員会的な会で、町周遊観光プロジェクトプランの策定とありましたが、意見集約やプラン策定は非常に難しい作業

になるのではないかと危惧をしております。それは、利権や利害の対立する意見も当然出る であろうし、予算も関係する中で、計画に反映されない方は不満を持つというふうにも思い ます。

以前の魅力ある海岸づくり会議では、コーディネーターが大変な苦労をされておりました。 議会との関係をどう考えていくのか。そしてまた、この委員会をつくっていく上でのタイム スケジュール、どのように考えているのか、もう少し具体的に伺いたいというふうに思いま す。

次に、子供の貧困対策について伺います。

昨年政府が発表した最新数値では、これは2012年のものですけれども、子供の貧困率は16.3%、約6人に1人が収入の少ない家庭で暮らしている。こういう実態が明らかにされ、貧困率、これは世帯の可処分所得を世帯人数の平方根、4人家族の場合であれば、ルート4で2ということになります。これで割って調整をした所得のそれぞれの真ん中に位置する中央値の半分以下の人のいる割合、なかなかややこしいんですが、子供の貧困率は、17歳以下の子供全体に占める中央値の半分未満に位置する子供の割合、平成25年、2012年では、122万円未満で暮らす子供の割合となっております。

この中央値の傾向も、平成9年から297万円、これがピークを示しており、その後徐々に下がる傾向。平成25年では244万円となりました。一般的には貧困ラインが低下すると貧困率も低下する、これが一般的でありますけれども、最近の傾向では、貧困ラインは低下しても貧困率が増加している。収入の少ない家族のもとで暮らす子供の数がふえている。言いかえれば貧困の度合いが深刻化している傾向になっております。

このような中で、2013年、平成26年、子供の貧困対策法、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されました。そして翌年には、「子供の貧困対策に関する大綱について」が閣議決定されて、具体化が始まりました。この法律の趣旨に基づいて、子供の貧困対策の自治体としての認識、計画を持っているかどうか、最初に伺いたいと思います。

次に、具体的対策として伺います。

1として、食の保障の問題です。今、子供たちの中には朝食抜きで学校に行く子供もふえているということであります。まともな食事は学校給食だけという子供、極端な例とも言えなくなってきておる現実がふえてきているようであります。時々テレビなどで、こども食堂の取り組みが報道されております。そんな中で、学校給食の充実の持つ意味が大きくなってきております。育ち盛りの子供たちの食事、給食費の滞納などで子供に肩身の狭い思いや、

いじめの原因にしてはならないというふうに考えます。

10月に私ども日本共産党の長生郡の議員団で、栃木県の大田原市に学校給食無償化の取り組みについての視察を行いました。大田原市教育委員会の説明を伺いましたが、なかなかすばらしいスローガンのもとに実施され、住民からも歓迎されておりました。津久井という市長さんでありますけれども、この方が選挙マニフェストで第一に掲げた問題は、全ては子供たちの未来のために、これを実現するための施策の一つとして始められたということであります。

食育推進の必要性と重要性の中で、最近子供たちの中に朝食抜き、肥満傾向、過度の痩身、これは痩せ過ぎですが、これらが見られ、子供たちの将来の生活習慣病対策や食習慣の健全化のためにも、食育が重要であり、学校における食育の中心は何といっても給食である。このような認識の中から重点課題を設定して取り組みを始めたと、このように述べておられました。

市民が一番に望む本当に必要な施策は何か。こういうふうに問えば、加速する少子化、子供の貧困など、その対策は急務であり、保護者に求められている教育に関する負担の軽減を図り、子育て環境の向上を目指すために、地域社会全体で子育てを支える方策として給食費の無料化に取り組んだ、このようにも述べておりました。

なかなかすばらしい理念のもとに基づいた施策だなと、視察をしながら感心していたわけでありますが、当町でもこの検討などは大いにすべきだというふうに思います。学校給食の 無償化を目指し、まず助成をしていくことについて、町長、そして教育長の見解を伺いたいと思います。

貧困対策の2つ目は、学習権、進学権の保障の点ですが、特に要保護、そしてまた準要保護の家庭の就学援助等であります。この問題では、先ほど渡邉美枝子議員が質問しております。ここでは省略をしたいと思います。

3点目の貧困対策については、経済的保障の問題であります。この分野では、児童手当、 児童扶養手当の毎月支給について伺います。特に、ひとり親家庭の児童扶養手当については、 4カ月分の後支給、これが今やられておりますけれども、そうではなく毎月支給ができない かどうか伺うものであります。それぞれの手当は、少ない生活費の中で、既に生活費の一部 としてぎりぎりの中で活用されております。工夫して運用がされることを求めたいと思いま す。

次に、国保の分野での対策であります。

結論から申せば、18歳以下の子供の短期保険証は6カ月更新でなく、1年にすべきという 提案であります。親の事情で子供の保険証も一律6カ月の短期保険証が発行されていますけ れども、親の貧困や事情が、責任のない子供にも転嫁されていることは不合理ではないか、 このような問題であります。

町では、現在、子供の医療費助成を高校卒業年齢の18歳まで広げて、原則無料としております。親の保険証は納税相談もあるので、現状のままでいいのではないかと思いますけれども、子供の保険証の有効期限は1年にすることについての見解を求めたいと思います。

3点目として、地方消費税交付金の増収分についての使い方について伺います。

消費税が平成26年4月から、その前の5%から8%へと増税されたことにより、国から交付される地方消費税交付金、これも増額となり、平成25年度決算、これは消費税が5%のときでありますけれども、この額が決算書では9,812万7,000円でありました。平成27年度決算、これは消費税が8%になって2年目の額でありますが、1億9,928万8,000円と、1億円強の増額となりました。平成27年度予算説明資料で書かれておりますけれども、地方消費税の税率引き上げ分による増収分は、全額社会保障費の財源に充てています、このようなただし書きが書かれております。国の指導があるからであります。当町はどのようにこれを使っているのか伺いたい。

これは、これまでの社会保障費を削って、ほかに回して増収分を割り振る。こういうやり 方ではなくて、あくまで上乗せ増額として使うべきものであります。私は、毎議会ごとに国 保の問題を取り上げてまいりましたが、厳しい経済状況下で、国保加入世帯の救済のために、 一部を法定外繰り入れをして税額の引き下げを行うべきである、こういう主張を一貫してし てまいりましたが、この増収分をこれに一部でも充てられないか、この点についての見解を 伺います。

最後に、TPP協定批准阻止の行動について伺います。

6月、9月議会と取り上げてまいりました。9月議会のおさらいになりますが、答弁では、 玉川町政のとき、TPPに対する要望書を原案までつくって出す運びになっていたが、結局 国への提出はできないままになってしまった。今回は、長生郡の町村会長が長生村の小髙村 長にかわったので、他町村とも協議をし、町村会全体として対応していきたいと伺いました。 国会期日も迫っているので、今国会が正念場であるとも申し上げたところであります。地域 のありようを大きく変えてしまうTPP問題について、取り組みの経過を説明願いたいとい うふうに思います。 以上で1回目の質問を終わります。

○議長(吉野繁徳君) ただいま質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

まず第1点の新年度予算編成方針についてということで、先ほど藤井幸恵議員から頂戴したご質問に対するお答えを踏まえて、2点のご質問をいただきました。全体としてのご感想も頂戴しました。ハードよりソフトに傾くものではないかと、総花的な印象であるというふうにおっしゃっていただきました。

そしてまた2つのご質問、会社の本社移転を促すための戦略ということについて、どういうふうな形で行うのかということと、もう一つは百人委員会的なものを、観光を中心的なテーマとしてつくっていきたいということについて、なかなか難しいのではないかと、取りまとめが難しいのではないかというご感想をいただいて、タイムスケジュールについてお答えするようにとご要望をいただきました。

以下、お答えを差し上げたく存じます。

私、今回こちらに記しましたのは、確かに総花的というふうな表現も可能だと思います。 私は先ほど申し上げましたとおり、目標は1つ、町の事業者の皆様の経済的な収入をふやしていく。そして、ひいては町の収入をふやすということですけれども、それに連動する手段は、全て動員していきたいと考えております。さまざまな方面にわたって、これが相互に連なっていくことによって大きな効果を上げられるものと考えておりますので、そういう中から幾つか私が重点的に考えているものを列挙したということでありまして、一点豪華的な発想は私はございませんので、そのところはご理解を賜りたいと思います。

そしてもう一つ、ソフト重視ということでありますけれども、私はソフトあるいはコンテンツといってもよろしいと思いますけれども、そこでどういうことを行うのか。その中身、実際にこの中身がはっきりしないと、ハードというものはうまく機能しない。十分こういうふうな機能で使いたい、こういうことをやっているので、これをもっと増強するためにこういった施設が欲しい、そういったことから私はハードというものを誘導していきたいと考えております。

したがいまして、私といたしましては、まず起動の段階ではハードの整備に突入するのではなくて、むしろソフトのさまざまな渦を起こした上で、必要なハードを整備するという方

向に移行したいと考えておりますので、その点もご理解を賜れればと存じます。

そして、会社移転の戦略、また、百人委員会についての具体的なご質問についてお答えを 申し上げます。

これは、今はまだ私個人のレベルで瀬踏みをしている段階であります。どちらも先行の自 治体の調査を個人的にインターネットを使っていたしております。資料がいろいろありまし て、錯綜しておるんですけれども、その中からいろいろ私どもにとって役に立ちそうな情報 を集めているというところであります。

それから、事業者の方々への聞き取りというのは、個人的に始めさせていただいております。その中でいただいたものの一つには、実は本社をこちらに移転することは差し支えない。 自分の家族も納税の恩恵に浴するということであるから構わないんだけれども、2つの懸念 材料があるということを伺いましたので、ご紹介を差し上げます。

1つは、東京からこちらへ移りますと、税務署の査察というのがより頻繁になることが考えられる。これは、実際税務署関係の方に伺ってみると、あり得ることだということでございました。東京のほうは事業所が多いので、さほど頻繁にはお見えらならないんだそうですが、こちらですと、事業規模によって、かなりの頻度でお越しいただくことになる。これが通常業務に対して一つの圧力として作用するところもあるという認識を示してくださった方がいらっしゃいます。

もう一つは、町政に対して寄与することは大変自分としても本意であるけれども、その事業にどう使われるのか、そういったことの透明性ということが、あるいは納税したことが合理的に使われているかどうかということに対して、一定の心証が欲しいというようなことを伺いました。

こういった感想を今いろいろいただいている最中であります。これを踏まえてどういうことを戦略として考えていけばいいかということを、今検討中だということであります。来年度のうちに私としてはフォーマットをつくって、皆様にお声をおかけしたいなと、皆様にもお諮りしたいと思っております。

百人委員会のほうでございますけれども、確かに利害、利権、対立が出てくるということがあります。これはどうしてもそういった問題はありますが、先行自治体、例えば京都市などでもこの百人委員会は大変活発に活動して、それなりの成果を上げてきているということがあります。先行自治体の例は、私も幾つか調べておるんですけれども、そういうのを見ますと、人数が多いということは必ずしも特定の意見が優越するということではなくて、より

客観的で公平な意見が、数多くの方の中で浮かび上がってくるという構造になるそうであります。取りまとめの難しさというのは、確かに一般論としてあると思いますが、社会学などをよく修められた方の力量に私は期待したいというふうに思っている次第であります。

タイムスケジュールにつきましては、現在、調査を個人でいたしておりますんですけれど も、担当課のほうへ機構改革とともにおろしまして、来年度早い時期にこれを立ち上げてま いりたいというふうに考えている次第であります。

これが1番目に対する私の答弁でございます。

引き続きまして、2番の子供の貧困対策について、経済的保障につきまして、国保の18歳以下の子供の短期保険証を6カ月から1年に延ばすのはどうですかというご提案についての回答を差し上げさせていただきます。

国保の18歳以下短期保険証については、私は6カ月から1年への有効期間の変更を前向き に検討したいと考えております。平成22年に国民健康保険法の一部を改正する法律等の施行 によりまして、滞納世帯の18歳以下の子供さんに6カ月以上の保険証を交付することが明記 をされたわけであります。

この平成22年の改正によりまして、一宮町でも従来6カ月の短期保険証を子供さんに交付してまいりました。この短期保険証の交付は、一般論として、定期的な滞納相談の機会を設け、また滞納世帯の現状を把握するということで、役に立つ部分があります。計画的な滞納の解消にこれが役立っているということがございます。

しかし、子供さん方は、今もおっしゃっていただいたとおり、その生まれ育った環境に左右されず、健康な生活を送るためということからしますと、こういった6カ月でなければならない必然性はないということで、大人の方と分けてもよろしいのではないかということですけれども、そのとおりかと存じます。来年8月1日の保険証の更新に向けまして、6カ月から1年への有効期間の変更を前向きに検討してまいりたいということであります。

この2つでございます。もう一つは、地方消費税交付金の増収分について、また後ほど私 のほうから発言させていただきます。

(「TPP」と呼ぶ者あり)

○町長(馬淵昌也君) 失礼いたしました。

TPP問題については今お答えをいたします。秌場議員の4番のご質問であります。

TPP問題につきましては、9月議会でのご質問を受けまして、10月の郡の町村会で私が 提案をいたしました。要望書を町で届けるということで提案をいたしましたところ、町村会 全体でそうしようということで決していただきまして、要望内容を精査し、要望書を作成していたところであります。

その後、国会開会中であることから、地元選出の国会議員の皆様の日程調整をいただくということで遅滞いたしておりましたところ、衆議院での採決が行われ、また、参議院での審議が始まるなど、情勢が目まぐるしい変化を遂げることになりました。この中で、文面などを見直しながら機会をうかがっていたわけでいたわけですけれども、現在までまだ提出に至っていないということであります。

政府は、批准に向けて国会審議を続けております。これは皆様ご存じのとおりでありますが、一方これもご存じのとおり、アメリカの動向が大きく変化がございます。アメリカの動向も見据えて、現在は日本政府も考えていかなければならない状況に変わってきております。こうした中で、私といたしましては、引き続き町村会において要望の実施時期について検討をしていきたいと考えています。町村会のほうへ再度、次の集まりのときまでには、これについて適切な時期にご対応いただきたいというふうに私のほうからまた申し上げたいと考える次第であります。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 高師福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(高師一雄君) それでは、福祉健康課のほうからは、2点目の子供の貧困対策における自治体としての認識、計画について、それと児童手当、児童扶養手当の毎月支給が可能かについてお答えいたします。

まず、子どもの貧困対策推進法につきましては、貧困の連鎖を絶つことを目的に、2013年に成立し、国には教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つの柱を総合的に進める大綱の策定を、また地方自治体には、地域の状況に応じた施策をするよう義務づけられました。貧困率の把握はしておりませんが、必要性については認識しております。

また、計画につきましては、千葉県が平成27年12月に千葉県子どもの貧困対策推進計画を 策定しておりますが、市町村には策定義務はなく、現時点で策定している市町村はございま せん。一宮町においても、県の策定しました計画に基づき具体的な施策に取り組んでおりま す。

次に、児童扶養手当、児童手当の毎月支給が可能かについてお答えいたします。

児童手当は、中学校卒業までの児童を養育する保護者に支給される手当で、児童手当法に

支払いは毎年2月、6月、10月と規定されております。また、児童扶養手当は、ひとり親家庭に支給されるもので、児童扶養手当法に、毎年4月、8月、12月と、それぞれ法律に支払い期が規定されており、町が決められるものではございません。町では、引き続きひとり親家庭の医療費助成や高校3年生までの医療費助成等により、経済的支援を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 町田教育長。
- ○教育長(町田義昭君) 子供の貧困対策についての食の保障、学校給食の充実についてのご 質問にお答えさせていただきます。

学校給食については、学校給食法という法律で定められておりまして、学校給食室の施設や設備の維持管理、それから運営に伴う調理などの人件費、これは自治体が負担すると。それ以外の食材費は保護者が負担することと定められております。現在、小学生は1食270円、中学生は1食300円、これをご負担いただいております。

しかしながら、要保護、準要保護児童生徒に対しましては、義務教育を受けるために必要な経費の援助として、その中に含んで給食費も援助しておるところでございます。

また、町では、児童生徒の公式大会出場のための派遣費の補助、あるいは入学してくる児童への帽子の支給、それから中学校入学生徒へのヘルメットの購入助成、そのほか児童生徒の保険料の助成など、保護者の負担軽減に努めているところでございます。

現在のところ、給食費無償化については、法の定めもあるところから困難であるというふうに考えております。しかしながら、今後、給食費の一部補助あるいは助成等については、 その取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 大場総務課長。
- ○総務課長(大場雅彦君) それでは、地方消費税交付金の増収分の使い方について答弁いた します。

ご承知のとおり、消費税及び地方消費税につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図ることを目的に、平成26年4月1日から8%に増税されたところであり、その増収分の使い道は関係法令に規定され、制度として確立された社会保障4経費、年金、医療、介護、少子化対策などと限定されているところでございます。

ご質問の当町における状況でございますが、増税に伴う増収額、これにつきましては、平

成26年度決算で2,111万7,000円、平成27年度決算では8,578万8,000円となっており、その使い道といたしましては、障害者自立支援給付費や老人ホーム入所措置費、保育所運営費など、既存の社会保障費のうち、従来一般財源を充てていた部分に充当しているところでございます。

なお、増収分を活用した国保会計への法定外繰り出しの件でございますが、増収分の使い道として、国保会計への法定外繰り出しが制限されているものではございませんが、これまでもお答えしてきたとおり、国保会計への法定外繰り出しは、国保加入者以外の方々との税負担の公平性から、適当でないものと考えております。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 14番、秌場博敏君。
- ○14番(秌場博敏君) 再質問をさせていただきます。

まず1点目、子供の貧困対策についての学校給食の問題で再質問をいたします。

答弁にありました小学生1食270円、中学生1食300円の費用負担の問題、消費税が5%から8%に引き上げられても、変えずに頑張ってきたところでありますけれども、この点は大いに評価をしたいと思いますが、そのことで食材の質が落ちるとか、こういうことになれば、また問題であります。現在はそんなことはない、このように理解をしておりますが、育ち盛りの子供たちの給食の質をより充実させるために、税のアップ分については、一部助成をしてでも実施してはどうでしょうか。もう一度答弁をお願いいたします。

次に、子供の貧困対策のひとり親家庭の子供に支給される児童扶養手当、ことし物価スライド導入などの法改正があり、第1子が4万2,000円から4万2,330円に、第2子は5,000円が1万円に、第3子の3,000円が6,000円へと改正されました。この法律の附帯決議では、年3回の支払い回数を含めて改善措置を検討すると、これが衆参両院でそれぞれ採択されております。支払い回数をふやしてほしいうという強い要望のあらわれだと思います。差し迫った希望者に立てかえ払いができるような仕組みの工夫について、もう一度、これは町長からの答弁をお願いいたします。

次に、地方消費税交付金についての再質問をいたします。

これまでの使い道は、既存の社会保障費のうち、従来一般財源を充てていた部分に充当しているとの回答でありますが、保育所運営費などは一般財源化されるときの話では、交付税措置すると約束でもあります。消費税増税分は、ぜひ上乗せ加算が目に見える使い方をしてほしいというふうに思います。

国保税引き下げのため法定外繰り出しが、国保加入者以外の方々と税負担の公平性を欠くということであれば、県内54市町村中、27年度調べでは27の自治体が法定外繰り出しをしております。これはどういう理由で法定外繰り出しをしているのでしょうか。その自治体は税負担の公平性は欠かないのでしょうか。お答えいただきたいというふうに思います。

また、介護保険保険料の引き下げに使っていただけないでしょうか。介護保険事業計画第7期は平成30年度から3年間の計画で、来年度は計画策定準備の年であります。保険料アップを抑える、引き下げるための財源として使う点はどうか、この点での検討もよろしくお願いをいたします。

最後のTPPの問題について再質問をいたします。

10月の郡の町村会での提案、そして国への要望を届けようと決まったと、こういう点は高く評価をしたいと思います。しかし、国会の情勢は、審議が十分尽くされないまま、強行採決という形で参議院へ審議が移っております。残念ながら、行動が余りにも遅い。強行採決したのは、与党とその補完勢力であります。TPPに反対ないしは慎重審議をしてくれ、この要望は地元選出与党議員としては、国につなぎたくなかったのではないですか。代議士本人が都合が悪くとも、政策秘書の方がつないでくれる、そういうことでも済むはずであります。

地元選出国会議員が都合がつかなければ、私どもの志位和夫代議士でも、斉藤和子代議士 でもすぐ対応がとれます。ぜひ声をかけてください。国に地元の生の声を上げることが、本 当に今重要であります。

国会情勢、アメリカ大統領選挙の結果も受けて、さらに動いております。安倍総理がアメリカの次期大統領に決まったトランプ氏と会談をした直後に、トランプ氏はTPPからの離脱を正式に表明しました。加盟国の協定発効要件、これはGDP、国内総生産額の合計が85%以上、そして6カ国以上が参加しなければ、協定は発効しません。アメリカだけで12ある協定参加国のGDPの62%を占めていますから、アメリカ抜きでは発効しません。協定が発効しないことが確実になったにもかかわらず、政府は会期延長までして国会承認を求めています。全く異常な話であります。

報道によれば、アメリカは一旦離脱を決めた後、2国間のFTA、自由貿易協定がアメリカにさらに有利になるように再交渉を求めてくることも予想されています。政府がTPPに固執し、アメリカをTPP枠につなげとめようとすれば、日本が、さらにアメリカに有利で、より日本に不利な、不平等条約を求める道に進んでいくことになってしまいます。

残念ながら、きょうのニュースを見ておりますと、きょう9日にも参議院のTPP特別委員会で採択、本会議でも採択に向かう、こういうような報道がされておりました。仮にTPP協定が批准されても、アメリカの状態から発効しないという、そういう条件がある。これは予想できます。

問題は、同時に進められた日米交渉、この書簡、サイドレターというそうでありますが、これは効力を持ち続ける、こういう外務大臣の発言でもありました。内容は、収穫後の防かび剤、ポストハーベスト、今厳しく制限をされておりますけれども、これが開放される。承認に日本が取り組むことを約束させられる。このようなさまざまな規制緩和がアメリカの要求によって、日本は一方的にそれに応える内容になっていく。こういった、もう一方で進んでいる約束事、これはTPPが発効しなくても生きている。こういう答弁でありますから、要望事項は多少変わると思います。

しかし、出していく意味は非常に大きい。今後2国間の貿易協定、こういうことが取り組まれるに当たっても、日本が不利になる条件が残っているわけですから、そういうことをしないように、ぜひ町村会で文面は検討していただき、引き続き声を上げていただきたい。このことについて、もう一度答弁をお願いいたします。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁を求めます。
 - 町田教育長。
- ○教育長(町田義昭君) 最初の再質問の給食費云々の話でございますが、消費税が上がりましたが、我が町では1食270円、中学生1食300円ということで、引き続きその費用で頑張っている。まさに、頑張っているというふうに言ったほうがいいのではないかと思います。このところは、各学校の栄養士、栄養教諭の工夫というものが非常に効果的にきいていると思います。

特に、最近は野菜が大変高騰しているということで、余計にその苦労は多いんじゃないかというふうに思いますが、ただ、1食270円で保護者からいただいておりますが、1食ごとに270円を使っているということではないわけで、例えば1カ月の中でそれを、早く言えば賄っているということでございます。ですから、場合によっては270円よりちょっとオーバーすると、そうするとその分どこかでちょっと減らさなければいけないと、その辺の調整はなかなかあるようで、たまに唐揚げ1個だったと、そういうようなこともあるということは、学校からちょっと伺ったところでございます。その辺は、栄養士、栄養教諭のご苦労の結果

というふうに捉えていただきたいと思います。現在、学校からの価格改定についての要望と いうのはございません。

当町では自校給食ということで、温かい給食を毎回食べていただいている。これは、保護者、児童生徒、大変満足していただいているんじゃないかというふうに思います。先日、5年生の児童と一緒に給食を食べる機会がありまして、給食が終わってから子供に聞きました。「おなかいっぱい食べたか」と言ったら、「うん」というふうに元気に答えていただき、安心しているところでございます。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 高師福祉健康課長。

現在の手当の支払い制度における困難な状況につきまして、当事者から町担当部署のほうには特に入っておりませんが、生活困窮により子供の利益を損なわれることのないよう、何が必要か調査研究し、町に合った制度を検討していきたいと考えます。

また、国が抱えております教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的 支援にかかわる関連各課、機関と連携を図り、総合的な支援に努めてまいりたいと考えてお ります。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 秦税務住民課長。
- ○税務住民課長(秦 和範君) それでは、私のほうから国保への一般会計の法定外繰り入れ についてお答えをいたします。

お話のありました法定外繰り入れをしている市町村、千葉県内でもありますが、その中でも多いのが人口の多い都市部、その周辺に多く見られております。人口の多い市は医療費も多くかかりますし、当然保険税も高くなります。平成27年度の1人当たりの保険税、これは国保の保険税の調定額を加入者で割った数で比べてみますと、一宮町の保険税は、県内の平均よりも若干低目のところに位置してございます。都市部の1人当たりの保険税との大きな差はありませんが、大きな市、先ほど申し上げました都市部の市におきましては、保険税だけでは足りない。法定外繰り入れをしていますので、それを足した金額を見ますと、一宮町よりも1万円から2万円弱高くなると。要はそれだけ必要だと、それだけないと国保が運営できないという状況にあるようでございます。

また、市町村ごとに財政事情が違います。財政が豊かな市町村は法定外繰り入れも可能なんですが、その逆の市町村につきましては、一般会計を圧迫するような事態にもなりかねないということで、法定外繰り入れすることも難しくなります。

このような現状を踏まえますと、現在のところ1人当たりの保険税が県内でも平均以下であるということで、法定外繰り入れを行うに至らないものと判断しまして、現在のところ一般会計からの繰り入れについては考えておりません。ですので、都市部につきましては、決算の補塡を目的にしているわけですけれども、ひいては保険税の軽減になっているということでございます。それ以下の保険税で一宮町は運営しておるということでございます。以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 介護保険への法定外繰り入れの可能性はないかということの再質問に お答えをさせていただきたいと思います。

国保への法定外繰り入れは税負担の公平性などから適当ではないと、私どものほうの答弁を差し上げたわけですが、保険の種類に関係なく全員が平等に負担している介護保険への法定外繰り入れを行い、保険料を減額することはできないかということであります。介護保険への法定外繰り入れのことについてこれからお答えをいたします。

介護保険につきましては、高齢化の進展に伴う介護ニーズの多様化に加え、核家族化の進行による老老介護など、介護を取り巻く状況変化を背景に、高齢者の介護を社会全体で支え合おうという理念から制度化されたものであります。

介護保険法でも、「国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担する」と規定され、第1号被保険者である65歳以上の高齢者の方々が22%、第2号被保険者である40歳から64歳までの健康保険加入者の方々が28%ということで、ご負担、ご納付いただく、これが介護保険料であります。

一方で、国50%、県12.5%及び地方公共団体12.5%、これは一般会計からの負担であります。この負担割合も同法、介護保険法に規定されているところであります。この介護保険料は介護サービスにかかる費用をもとに、3年ごとに基準額を設定して、保険料が不足した場合、積み立てている財政安定化基金で対応することになっているわけであります。

これが、介護保険制度の概要でありますけれども、ご質問の一般会計からの法定外繰り入れ、12.5%という一般会計での負担割合を超えての繰り入れによる介護保険料の引き下げにつきましては、私どもは介護保険制度の設立当時に国からも見解が出されておるとおり、制

度設立の趣旨から、適切ではないというふうに私ども考えております。県内の市町村において、実施自治体は現在ございません。介護保険制度は全国一律の制度であります。一般会計からの法定外繰り入れは、一般会計が直接影響を受けることになりますので、難しいと考えている次第であります。

そもそも、特別会計に対して法定外繰り入れを行うには、何らかの危機的状況がやむを得ない前提として必要であると考える次第です。すなわち、介護保険について申し上げれば、 介護保険料が余りに高過ぎる場合、あるいは介護保険特別会計の収支バランスが大きく赤字 に傾いて、基金による調整が難しくなった場合などがそれに当たると考える次第です。

しかし、一宮町の場合、現在介護保険料につきましては、第6期計画に基づいて月額5,200円程度を基準としております。そして、収入水準に合わせて9段階の偏差が設定されているわけであります。この段階的制度の中で、経済的に困難に直面している皆様に対する手当ては周到にさせていただいていると、私どもは考える次第であります。また一方、介護保険特別会計は比較的健全な状況にありまして、基金の積み立ても行えている状況であります。

したがいまして、法定外繰り入れを行う必然性は、私どもが拝見する限り、特段存在していないという判断をいたしているわけであります。そうした中で、あえて法定外繰り入れを行うというのは、相対的に独立した特別会計を設立している趣旨から逸脱することになると考えますので、私どもは難しいと判断いたします。

以上でございます。

- ○議長(吉野繁徳君) 塩田事業課長。
- ○事業課長(塩田 健君) 最後のTPPでございますが、ただいま再質問の中でご指摘をいただきましたので、その旨、長生村の事務局のほうへ伝えまして、対応していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 14番、秌場博敏君。
- ○14番(秌場博敏君) 長々ありがとうございました。

地方消費税交付金の問題、国保もだめ、介護もだめとなると、財政がそれだけ逼迫しているかというと逼迫していないですよね、高い保険料を取っていますから。ただ、そこに加入している国保世帯なんかはきゅうきゅうとしています。そういう実態が何回もの一般質問で明らかになったと思いますので、やはり先ほどの国保への法定外繰り入れ、これをさらに検

討していただくことを要望して、終わります。

○議長(吉野繁徳君) 以上で秌場博敏君の一般質問を終了しました。 会議開会後1時間20分が経過します。ここで15分間休憩をします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 4時04分

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 鵜 沢 一 男 君

- ○議長(吉野繁徳君) 次に、5番、鵜沢一男君の一般質問を行います。5番、鵜沢一男君。
- ○5番(鵜沢一男君) 私は、不妊治療の助成についてを質問いたします。

子供を望んでいるのに授かることができない不妊症に悩む夫婦は、年々増加する傾向にあります。

不妊症とは何か。WHO、世界保健機関によりますと、子供を望む夫婦が2年以上にわたって妊娠に至らない状態とされております。国が平成22年に行った出生動向基本調査によりますと、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある、または現在受けている夫婦は、全体の16%、6組に1組という割合であります。

このように不妊の心配をする夫婦の割合は増加する傾向にあり、体外受精の件数は年間20万件以上、この数年で大きくふえております。この治療には健康保険が適用される一般不妊治療と、保険適用外となっている特定不妊治療の2つに分かれます。一般不妊治療は不妊治療の初期段階で、人工授精などの治療であり、特定不妊治療は体外受精及び顕微授精などを用いた治療であります。

この特定不妊治療は、1回当たりの医療費がおよそ30万円から50万円程度必要であり、一般的な不妊治療からこの高度な特定不妊治療まで受診するとなると、医療費は合計100万円から200万円かかります。不妊治療は、このように経済的負担が極めて大きなものであり、ここでの問題は、特定不妊治療を受診すれば健康保険が適用されず、全て患者が負担しなければならないところにあります。

そこで伺います。

1点目、県では特定不妊治療助成制度を設けています。また、県内の市町村においても、

独自の助成を行っている自治体もあります。町では、先進的な取り組みを行っている自治体 から学び、特定不妊治療費助成を行うべきであると考えます。

2点目、不妊で悩む方は、どこに相談してよいのかわからない方もいるのではないかと考えます。行政で窓口を設けるなど、支援体制の確立を図る必要があります。

以上、回答をお願いします。

○議長(吉野繁徳君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長(高師一雄君) ただいまの鵜沢議員の質問にお答えいたします。

1点目ですが、町における特定不妊治療費の助成についてでございますが、不妊治療費については、現在町の助成はありませんが、国及び県の特定不妊治療費助成事業制度により、費用の一部を助成しています。平成28年4月1日に改正され、初回の助成額が15万円から30万円に拡充されましたが、なお、ご夫婦の負担は大きく残ります。実際に不妊治療を行っている方からの町への要望もございました。

一宮町としても、少子化対策の一環として、子供を望むご夫婦に助成すべく、平成29年度 予算に千葉県特定不妊治療費助成適用後のさらなる上乗せ助成ができるよう要望いたします。 2点目の行政の相談窓口についてですが、これについては福祉健康課が相談窓口となり、 不妊に対する疑問や悩み等の相談に応じたり、助成制度のご案内をしております。さらに専 門的な相談については、長生健康福祉センターの電話や面接による相談窓口をご紹介しております。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。再質問ございますか。 5番、鵜沢一男君。
- ○5番(鵜沢一男君) 再度質問いたします。

1点目ですが、不妊治療費の助成を受けるための手続は、どのようにするのでしょうか。 2点目、町はどのような助成を考えているのか、具体的にお示しください。

- ○議長(吉野繁徳君) 高師福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(高師一雄君) 県の不妊治療助成を受けるための手続についてご説明いたします。

現在、国庫補助事業であります不妊に悩む方への特定治療支援事業を受けて、県が窓口と

なって助成しております。対象となりますのは、体外受精、顕微鏡による顕微授精、男性不 妊治療です。助成を受けるためには、茂原市にある県の出先機関である長生健康福祉センタ ーに申し出て、助成対象の要件を満たしていれば助成を受けることができ、県の指定医療機 関にて治療を開始します。

助成対象者の要件として、法律上婚姻をしている夫婦であり、夫婦の一方が千葉県内に住所を有すること、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されたこと、前年の夫婦の合計所得が730万円未満であること、当該年度内に指定医療機関において特定不妊治療を受けたことが必要となります。1回の治療終了後に助成を申請し、助成金はその後に振り込まれます。

なお、助成額は1回の治療につき15万円まで、初回に限り30万円となっています。また、 初回助成時に40歳未満の方は通算で6回まで、43歳未満の方は通算3回まで助成が受けられ ます。

町での助成方法ですが、千葉県特定不妊治療助成事業の上乗せを考えています。このように県内に上乗せ助成をしている市町村は、現在22市町村で、長生郡内では茂原市、白子町、長生村、長柄町、睦沢町が実施しています。方法としては、県の助成を受けた後、市町村に申請し、実際に支払った金額から県の助成額を引き、残った自己負担額について年間の上限額を設定して助成しています。上限額は7万5,000円から30万円と、市町村によって違いますが、年間10万円で設定しているのが14市町村で、最も多い状況です。

当町でも少子化対策の一環として、子供を望む夫婦に経済的支援をするため、まずは年間の上限を10万円として、29年度予算で要望しております。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) 答弁終わりました。 5番、鵜沢一男君。
- ○5番(鵜沢一男君) ありがとうございます。ぜひ来年度予算に計上をお願いします。 そこで、2点ほど要望いたします。不妊治療に関連する要望でございます。

千葉県は、9地区の医療圏に現在分かれております。一宮町が属する医療圏、山武長生夷隅医療圏であります。各医療圏の分娩施設の数、つまり子供を産むための施設は、他の医療圏と比較をしますと、人口10万人当たり、お隣の安房医療圏は3.6カ所、同じく市原医療圏は2.8カ所、当町が属する山武長生夷隅医療圏は1.1カ所と、県下で最低な状況であります。

こうした状況下で、長生郡市広域市町村圏組合の管理者の一員である町長におかれましては、 長生病院に産科の再開の努力をお願いしたいと考えております。

産科の設置については、長生病院では平成16年まで産科が設置されており、お産をするための機能は整っております。このことは、不妊治療を受けることのできる医療機関の確保につながるものと考えるからであります。

2点目、不妊治療にかかる医療費の助成などについては、一自治体の問題ではなく、元来、国がその責任において対応することが義務であることは明白であります。しかしながら、このたびの医療費助成等の事柄については、国や県に町が要望するだけではなく、弱い、苦しい状況の町民の立場に立って、先進的な取り組みを行っている自治体から学び、限られた予算ではありますが、その配分をしていただきたい、このように考えております。

以上で終わります。

○議長(吉野繁徳君) 以上で鵜沢一男君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告された一般質問は全て終了いたしました。

次に、会議の途中でございますが、ここで会議時間についてお諮りいたします。

会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで1時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、よって、本日の会議時間を午後6時まで延長することに決定いたしました。

◎認定第1号~認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第9、認定第1号 平成27年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成27年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思います。

本案は、平成28年第3回議会定例会において、決算審査特別委員会に審査の付託をしております。閉会中継続審査に付された決算認定の認定第1号より認定第5号までの審査結果の報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長、藤井敏憲君。

○決算審査特別委員会委員長(藤井敏憲君) それでは、報告いたします。

決算審查特別委員会報告書。

平成28年第3回一宮町議会定例会において、閉会中の継続審査に付された平成27年度決算 認定第1号から認定第5号までの5件を次のように審査しましたので報告いたします。

1、審査日時・会期・現場踏査。

第1日目の審査は、10月18日の午前9時に開会し、会期等を決定いた後、審査に必要と判断した次の3カ所について、午前9時20分から10時25分まで現場踏査をいたしました。

①強い農業づくり交付金事業、②東野地区公園整備事業、③一宮中学校駐輪場改修整備事業の3カ所です。その後、10時40分から一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算の審査を、総務課、福祉健康課、保育所、まちづくり推進課の順に行い、午後3時50分に散会いたしました。

第2日目の10月19日は、午前9時30分から事業課、農業委員会、税務住民課、教育課の順で審査を行い、午後4時25分に全て終了いたしました。

2、前年度の要望事項。

消耗品や備品購入は、全体で考えると件数、金額とも膨大であり、地元経済における役割は大きいと認識しなければならない。可能な限り地元経済の振興に役立つように、できるだけ地元業者を最優先し発注することを望む。

回答、総務課。地元業者の育成と地域経済の活性化は、大変重要なことであると理解している。一方、常に最少の経費で最大の効果を上げることも、自治体の職員に課せられた重要な基本原則であり、要望の地元優先の件については、高額により価格競争が原則となる場合は、競争の結果、町外の業者から購入する場合もあるが、競争が不要な1件30万円未満の物品購入等については、品質が保証され、かつ市場と比べ明らかに高くないことが条件となるが、地元業者への発注を優先に検討していきたい。

2、農業集落排水事業における北部地区の加入率が、全体のおよそ50%と依然低い状態に ある。加入率を上げるよう検討されたい。

回答、事業課。これまでの処理施設への接続を促す通知書を、未接続者に指定工事店一覧表とあわせ通知してきた。また、集落の集まりの際には、役員の方々に接続状況の報告並びに啓発をお願いしている。未接続者の中には高齢者世帯、低所得者世帯など、経済的に接続できないなどさまざまであるが、配慮の上で進めていきたい。

なお、今年度、船頭給地区で予定されている特別養護老人ホームから加入申し込みがあり、 北部地区計画処理人口は640人に対し、特別養護老人ホームを含めると466人となり、加入率 は73%に上がります。今後、残りの方々に対しても引き続き加入促進に努めていく。

3、審査の状況。

認定第1号 平成27年度一宮町一般会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は49億5,274万5,945円で、対前年7.7%増となっており、歳出は47億1,681万1,385円で、対前年度9.7%増であります。増額の大きな要因は、最先端の技術を取り入れたトマト施設の建設や認定こども園の建設、地方創生関係によるものでありました。

審査では、各課の説明を受け、質疑を行いながら進めてまいりました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答並びに委員外質問に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、渡邉美枝子委員。

平成27年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論する。

評価する点は、高校3年生までの医療費無料化、東野地区公園整備事業、保育所バス購入、 東浪見小グラウンド整備、一宮中駐輪場整備、まごころ見守り訪問事業、新にこにこサービ ス事業、土曜検診実施、住宅リフォーム助成事業、プレミアム商品券事業、子育て応援商品 券事業などがある。

しかし、消費税が上がり、年金は下がり、暮らしが悪化する中、国保税、介護保険料に法 定外繰り入れするべきであった。また、小中学校の普通教室にエアコン設置を計画的にすべ きであり、さらなる改善を求めて反対する。

賛成討論、藤乗一由委員。

平成27年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をする。

初めに、歳入を見ますと、財源の柱である町税は3年ぶりの減収となりましたが、これは 法人税率の改正や固定資産税の評価替えが影響したもので、徴収率は向上しており、限られ た担当者数の中で努力が見られる。また、地方交付税などその他の項目についても、おおむ ね予定どおり歳入が確保されており、比較的安定した状況である。

一方、歳出では、少子高齢化に伴う社会保障費の肥大化など厳しい財政状況の中、従来から進められている事業は継続しつつサービスを低下させない中で、東浪見こども園の建設や 最先端技術を導入したトマト栽培施設の建設など、新たな事業に積極的に取り組まれた点は、 一部事業の是非はともかくとして、意欲的な姿勢は十分にうかがえ、評価できる。

総合的に見ても、限りある財源が有効に活かされ、27年度の町政運営は評価できるものと 考え、今後さらなるインフラ整備や町の施設の充実を図っていかなくてはならない状況の中 で、次年度以降、計画的に財政運営を進めていただくことを希望して、本決算認定に賛成す る。

認定第1号 平成27年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論の後、 採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳 入は18億9,262万7,471円で、対前年20.9%増となっており、歳出は18億819万4,853円で、対 前年22.3%増であります。

保険給付費が過去最高の10億円台に突入するなど医療費が上昇の一途であり、依然として 保険給付費は高い水準にあるとのことでした。

審査では、税務住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、渡邉美枝子委員。

平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論する。

評価する点としては、各種検診や保健指導など保健事業の中で予防医療に徹し、医療費抑制を図ってきたことである。この努力は続けていくことが必要である。

しかし、国保は社会保障であり、財源が厳しいからといって国保税引き上げで対処すべきではない。国民皆保険の制度であり、社会保障の観点から、国県費補助の増額を求めるのは当然のことであり、緊急措置として一般会計からの法定外繰り入れをすべきである。さらなる改善を求めて反対する。

賛成討論、鵜沢清永委員。

平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論する。

国民健康保険は、平成27年度末において町全体の44.3%の世帯が加入し、誰もが安心して 健康に暮らせるよう重要な役割を果たしています。しかしながら、加入者の所得水準が低い ことに加え、年齢構成が高いために医療費の支出が多いなど、財政基盤に構造的な問題を抱 えています。このようなことから、財政基盤の強化を図るため、平成30年度から財政の運営 主体が千葉県へと移行していきます。

町は、国民健康保険事業の健全な運営を行うため、国民健康保険税の納税相談や戸別訪問、コンビニ収納、差し押さえなど収納率向上に努力するとともに、特定健診、特定保健指導、人間ドック助成など、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした被保険者の健康管理にも取り組み、医療費の削減に努めています。

こうした点から、今後も大変厳しい運営状況が想像されますが、全体として適正な決算で あると判断し、私は賛成いたします。

認定第2号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、質疑、 討論の後、採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成27年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は10億5,402万1,200円、対前年2.0%増しとなっており、歳出は10億3,507万8,879円で、対前年3.3%増であります。介護予防教室等の充実により、介護給付費が若干抑制されています。今後もさらなる介護給付費の抑制に努めるとのことでした。

審査では、福祉健康課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、渡邉美枝子委員。

平成27年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論する。

本会計は、第6期介護保険計画の初年度として、いかに保険料を抑え、介護を社会全体で支える制度にしていくかが問われた予算であった。しかし、国の動きは国庫支出をいかに削減するかであった。軽度の要支援者を本保険事業から外し、町の地域支援事業に移行することなど、住民から見れば逆行した施策となった。

町としての介護予防事業に力を入れること、第6期計画に特養ホームの建設が盛り込まれたことは評価できる。しかし、被保険者の保険料の負担は、標準月額5,200円である。当初計画の6,200円から5,200円まで圧縮した努力は認めるが、第5期計画では4,250円であった。消費税8%、年金や実質賃金は低下を続けている中での保険料引上げは容認できない。一般会計からの繰入れで保険料を抑えている自治体もある。介護保険制度は相互扶助でなく、立派な社会保障であるため、制度そのものに対し、反対する。

賛成討論、藤乗一由委員。

平成27年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論する。

平成27年度は第6期介護保険事業計画の初年度であり、介護保険制度改正に伴う地域での 支え合う体制づくりを推進し、総合事業への移行や介護予防の推進に取り組み、概ね計画ど おりの事業が遂行できたものと思います。

しかし、年々高齢者が増加し、今では3人に1人が65歳以上の高齢者であります。このような状況下でも、介護保険特別会計が公費及び介護保険料により運営されていることを踏まえ、介護が必要である人には適正な介護給付を行うことは当然のことですが、制度改正による低所得者の保険料軽減の拡充や、高齢者が住みなれた身近な地域で安心して暮らせるような体制づくりとして、介護予防の健康運動教室の開催、また、介護予防推進員の協力により新たな出張介護予防教室の開催地区もふえ、高齢者の閉じこもり予防など、介護認定者や介護給付費の増加抑制に努める姿勢は、大変評価できるものだと思います。

こうしたことから、本会計が適正かつ効果的に運営された結果であると判断し、今後も引き続き努力されることを願い、本決算に賛成するものです。

認定第3号 平成27年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑、討論の後、採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億2,171万4,460円で、対前年1.4%増となっており、歳出は1億2,165万5,260円で、対前年度1.6%増です。増加の主な要因は、被保険者の増加により納付金が増加したとのことでした。

審査では、税務住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、渡邉美枝子委員。

平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論します。

本会計は、平成26年2月の広域会議で平均1,064円の値上げを行い、平成27年は2年目であった。この会計は都道府県ごとに広域連合をつくって運営し、町はその保険料の徴収事務だけを受け持つ会計となっている。被保険者は75歳という年齢でくくられ、毎年減らされる年金からの天引きで取り立てられている仕組みである。

26年4月より消費税が8%に上がり、医療費負担も所得により、これまでの1割から3割に変更され、2割分の差額も求められるようであった。逆に3割から1割に変更になった場

合には、差額分の返還は申請手続が必要とのことである。高齢者泣かせの悪法であると思いますので、後期高齢者医療制度の廃止を求めて反対する。

賛成討論、藤井幸恵委員。

平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度については、平成20年度から制度が開始され、社会的にも定着してまいりました。また、その内容についても国の社会保障制度改革において議論がなされ、現行制度を基本とし、実施状況を踏まえ、必要な改善が行われています。

後期高齢者医療は、県内全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営を行っており、町は保険料の徴収のほか、各種届け出の受け付けや納付相談等の窓口業務を行っています。また、広域化されているため、保険料の平準化も図られています。

本決算は、高齢者の医療費が増大する中、誰もが安心して医療を受けられるよう、低所得者の保険料軽減の取り組みなど、医療費に対し可能な限り保険料の増加を抑え、誰もが安心して医療を受けられるよう、健康で明るい老後を過ごせるよう配慮がなされた財政運営となっています。

このような理由から、私は本決算を適正なものと判断し、賛成するものです。

認定第4号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑、 討論の後、採決を行い、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳 入は1億590万4,843円で、対前年0.7%減となっており、歳出は1億112万4,916円で、対前 年1.7%減であります。減額の主な要因は、東浪見地区処理場排出装置駆動部修繕の終了に よるものとのことでした。

審査では、事業課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおり。

質疑後、討論に入りましたが、討論なく、採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定 すべきものと決しました。

なお、最後に、町に対して次のとおり3点の要望がありました。

釣ヶ崎海岸エコトイレの管理について、当初ボランティアが管理するということでトイレ の設置を行った。その後、ボランティアの人手不足など、いろいろな意見があるようです。 オリンピック会場候補地ということもあり、来遊客もある中、今後の管理体制の見直しを検 討されたい。

2番目、上総有機センターについて、環境対策の一環として行っている事業であるが、毎年高額な公費負担をしている状況を鑑み、一般家庭菜園程度で堆肥の必要な方々には無償で 還元できないか検討を望む。

次に3番目、17区(東野地区)に設置されている道路の車どめについて、東浪見区画整理 組合問題も解決し、組合は解散され、道路は町に移管された。現在、町が管理する町道において、17区以外に閉鎖された道路はない。交通量の問題や事故等の関係で反対の意見もあるが、車どめによる道路閉鎖に不便をきたしている。再度検討をされたい。これは強い要望であります。

平成28年12月9日、決算特別委員会委員長、藤井敏憲。

- 一宮町議会議長、吉野繁徳様。
- ○議長(吉野繁徳君) ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告は、反対討論や賛成討論が細かく報告されております。また別冊で、審議中に出された質疑応答も詳細に記載されておりますので、委員長報告に対する質疑並びに討論を省略して、直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより、認定第1号から認定第5号までの採決に入ります。

なお、採決に当たっては、議案ごとに個別に行います。

認定第1号 平成27年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立多数。よって、認定第1号 平成27年度一宮町一般会計歳入歳出 決算認定については、委員長報告どおり認定することに決定しました。

これより、認定第2号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。本案を委員長報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立多数。よって、認定第2号 平成27年度一宮町国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定することに決定しました。

これより、認定第3号 平成27年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立多数。よって、認定第3号 平成27年度一宮町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定することと決定しました。

これより、認定第4号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立多数。よって、認定第4号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定することに決定しました。

これより、認定第5号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 全員起立。よって、認定第5号 平成27年度一宮町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告どおり認定することと決定しました。

○議長(吉野繁徳君) 日程第10、議案第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の制定 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

[◎]議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

秦税務住民課長。

○税務住民課長(秦 和範君) それでは、議案第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条 例についてご説明いたします。

議案つづりの1ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、日本と台湾との間で二重課税を回避するために取り交わされた日台租税取り決めを実行するため、所得税法等の一部を改正する法律第8条において、 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われたため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正内容でございますが、附則第20条の2を附則第20条の3とし、附則第20条の次に新たに1条を加えるもので、日本と台湾との間で支払われる利子等及び配当について、町内に住む個人が支払いを受ける所得に対し、他の所得と区分し、3%に相当する額を個人の町民税の所得割として課税する旨、規定するものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより日程第10、議案第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを 採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第11、議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長(秦 和範君) それでは、議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例 の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの6ページをお開きください。

改正内容でございますが、附則第11項を第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則 第9項の次に新たに2項加えるもので、特例適用利子等及び特例適用配当等の額を所得割額 の算定に用いる総所得金額に含める旨、規定するものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより日程第11、議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第12、議案第3号 一宮町特定用途制限地域検討委員会設置条例 の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長(塩田 健君) 今回、一宮町特定用途制限地域検討委員会を設置する条例を制定するものですが、これにつきましては、かねてよりご説明しておりますが、用途未指定地域における乱開発等、また一宮町の玄関としてふさわしい景観、環境的な誘導が必要となる地域において、今後の土地利用の規制誘導を行うため、良好な住環境を形成、保持していく上で、望ましくない建築の立地を規制する特定用途制限地域を指定する、この内容を検討するための委員会を設置する条例でございます。

議案つづり9ページをごらんください。

議案第3号 一宮町特定用途制限地域検討委員会設置条例の制定についてでございます。 第1条で設置、第2条で所掌事務、第3条で組織及び委員の任期。

10ページをごらんください。

第4条で委員長等、第5条で会議、第6条で事務局、第7条でその他を定めており、施行期日につきましては、この条例の公布の日から施行するとなっております。また、あわせまして報酬について、一宮町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたしまして、別表第1に次のように加えるということで、一宮町特定用途制限地域検討委員会委員、これは日額3,500円でございます。これは他の委員会、審議会と同額となっております。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第3号 一宮町特定用途制限地域検討委員会設置条例の制定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第13、議案第4号 平成28年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) それでは、議案つづり11ページ、12ページをお願いいたします。 議案第4号 平成28年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定についてご説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

平成28年度一宮町一般会計補正予算(第5次)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,204万6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,515万2,000円とするものでございます。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるものです。

また、地方債の補正。第3条についてですが、第3表のとおり地方債の追加を行うもので ございます。

15ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費ですが、合計で1億9,894万6,000円でございます。いずれも、さきの 10月11日に成立した国の補正予算に関連した事業など、予算成立後の短期間では事業の完了 に至らないもので、地方自治法の規定に基づき、翌年度に繰り越しをするものでございます。

また、第3表の地方債の補正につきましては、地方創生関連事業である駅前観光施設整備 事業の財源として、一般補助施設整備等事業債を借り入れるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

20ページ、21ページをお願いいたします。

20ページの2款総務費から26ページの12款諸支出金につきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明させていただきます。

それでは、初めに21ページの上から2段目の広報発行事業費201万6,000円ですが、町勢要

覧の内容の充実を図ること、また、発行部数変更に伴う増額でございます。

次の、震災復興特別交付税返還金76万6,000円は、過年度に交付されました特別交付税を 実績額に精算し、返還するものでございます。

1つ飛ばしまして、ふるさと応援事業費1,391万2,000円につきましては、寄附金の増加に伴う返礼品等の増加によるものでございます。

次に、防災無線管理運営事業費108万5,000円につきましては、愛光保育園、東浪見こども 園等に外部アンテナを設置する費用、及び保健センター3階にあります防災無線室の空調設 備の修繕にかかる費用でございます。

次のまちづくり推進事業費78万8,000円につきましては、12月21日から年明け1月10日までの間、町内循環バスを運行するための費用でございます。

次の駅前観光施設整備事業費 1 億1,270万6,000円につきましては、現在町の駐車場として 使用している場所に、観光施設を建設するための用地買収費5,070万6,000円と、その他は建 設工事に係る費用でございます。

23ページの上から3つ目になりますが、3款民生費の社会福祉総務事務運営費150万6,000円につきましては、現在、社会福祉協議会で新にこにこサービスに使用している軽自動車の買いかえ費用でございます。

1つ飛ばしまして、重度心身障害者医療給付助成事業費570万6,000円と、その下の障害児支援事業につきましては、受診者やサービス利用者が増加傾向にあることから、補正するものでございます。

その次、老人保護措置事業費44万円につきましては、老人ホーム入所者2人のうち1人が 障害者となったことから、加算となる増額分でございます。

その次になります。保育所運営費44万9,000円につきましては、29年度から唯一の公立保育所として残る原保育所で産休明け保育を開始するに当たり、必要となる備品の購入費でございます。

その次になります。4款衛生費、子ども医療費助成事業費329万5,000円につきましては、 利用者が増加傾向にあることから増加となるものでございます。

25ページをお願いいたします。

5 款農林水産業費、農業振興事業費7,890万6,000円のうち、主なものは、台風により被災 したハウスや梨畑のネット補修等に伴う補助金7,000万円と、農業の担い手が機械の購入に かかる費用の2分の1を補助するものでございます。 2つ飛ばしまして、道路新設改良工事費1,300万円につきましては、トンネル点検委託料 及び修繕計画の策定料でございます。

2つ飛ばしまして、9款教育費になりますが、27ページの上から3つ目までは、小中学校 の備品等の修繕が主なものとなります。

10款災害復旧費1,000万円につきましては、台風被害による細田堰脇の町道の災害復旧費でございます。

その次、12款諸支出金につきましては、在宅介護調査費として介護保険の特別会計、また、中継ポンプの修繕料として農業集落排水事業特別会計へ、それぞれ繰り出す金額でございます。

また、土地開発基金操出金につきましては、平成12年から28年までの利子相当額となります。

続きまして歳入ですが、18ページ、19ページをお願いいたします。

14款国庫支出金から21款町債につきましては、右ページ説明欄でご説明いたします。

1 款国庫支出金、1 項国庫負担金のうち、社会福祉費負担金153万9,000円につきましては、 障害児通所給付費として支払う額307万9,000円の2分の1でございます。

また、土木施設災害復旧費負担金640万円は、細田堰脇の町道の災害復旧に伴いまして国 が負担する額でございます。

次の段の2項国庫補助金のうち、総務管理費補助金3,100万円は、駅前観光施設整備事業の建設費等に係る経費の2分の1が地方創生拠点整備交付金として支払われるものでございます。

その下の土木費補助金715万円につきましては、トンネル長寿命化に伴い、点検業務及び 計画策定に係る経費1,300万円の55%が支払われるものでございます。

15款県支出金、1項県負担金の社会福祉費負担金76万9,000円につきましては、障害児通 所給付費として支払う額307万9,000円の4分の1の額でございます。

その下、県補助金のうち社会福祉費補助金285万3,000円につきましては、重度心身障害者 医療給付費の増額507万6,000円の2分の1が支払われるものでございます。

次の保健衛生費補助金79万8,000円につきましては、子ども医療費助成の不足分でございます。

次に、農業費補助金5,890万6,000円のうち大きなものは、被災者向け経営体育成支援事業補助金5,000万円で、台風によって被災したハウス、梨畑のネットの補修に係る補助金で、

国分3,000万円と県分2,000万円を合わせた額となっております。また、担い手確保経営強化支援事業補助金759万4,000円は、機械購入費の2分の1の額が支払われるものです。

次に、17款寄附金903万円につきましては、ふるさと寄附金及び一般寄附金の合計額でございます。

19款繰越金1億1,061万円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

21款町債2,260万円につきましては、駅前観光施設整備の財源とする一般補助施設整備等事業債でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) 7番、藤乗です。

ただいま説明のございました中で、21ページにございます駅前観光施設整備事業、これに関しまして、先ごろ全体会の中でも説明はございましたが、改めてお伺いしたいと思います。これの事業に関しまして、駅前の駐車場、これを整備するということで、観光案内所を建設をするということですが、この辺、1つ目は都市計画との整合性というところは、どのように考えていらっしゃるんでしょうか。

もう一つは、この場所を残すことによって、駅前の渋滞ですとか交通安全とか、そういったことに今後何らかの形で資するというようなことは考えられると思うんですけれども、あえてこれを実施するということについて、お考えを伺いたいと思います。

- ○議長(吉野繁徳君) 小柳まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(小柳一郎君) 1点目の都市計画との関係ですけれども、当初は橋上駅舎化の関係でその用地を買い取っておりました。都市計画関係になるんですが、その後、駅周辺環境整備ということで入っておりましたが、基本的には橋上駅舎化という形で入っておりましたもので、その橋上駅舎化はちょっと予算的に難しいという中では、今回その橋上駅舎化の関係で自転車置き場等の話がありましたが、そちらのほうとはちょっと難しいということで、都市計画のほうでは問題なく行けると思います。

もう一点の西口のほうの関係でございます。混雑がありますけれども、基本的にいろいろ 見てきた中で、混雑している方たちが、旧観光案内所のほうに車をとめて誘導するというこ とは、非常に困難というふうに町のほうでは考えております。 ということで、逆に今の駅前を、せっかく交付金がある中で、それを使ってできればあそ こをきれいにして、逆に観光者あるいは移住者を集めたいという町のほうの考えでございま す。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) 7番、藤乗です。

本補正予算に関しまして、これに含まれます駅前観光施設整備事業に関する予算、この部分に反対するものとして意見を述べさせていただきます。

本事業は、国により事業予算の2分の1を交付される地方創生拠点整備交付金によるものですが、この計画によって、駅前駐車場に直売所などの施設建設等の整備を急ぐことは、今後に神門踏切の拡張、駅前の渋滞緩和策、その他に無理を来すおそれがございます。実際、神門踏切北側に歩道を設置するなどの拡幅の必要性は、誰もが共通認識としておりますが、それに伴って、今回計画されている部分も大きく削られることとなり、当初の計画のようにはいかなくなる可能性が高くなります。

また、この場所はもともと駅西側周辺の交通の問題への対策、その他を含みとした用地であり、この計画のように施設を設置してしまうことは、駅前の渋滞対策や交通安全への対策の可能性を大きく減殺してしまうものです。また、踏切改善の問題は、駅東口設置とも大きく関連するものであるにもかかわらず、東口の設置に関する動向もいまだ明確ではございません。

つまりこの事業は、東口の動向が明確となり、その後に神門踏切対策がされた段階で検討されるべきものです。国の交付金が措置されるとはいえ、拙速にするべきものではございません。オリンピック会場と決定したからといって、見かけだけをきれいにするために急ぐべきとは思えません。

以上のような理由をもって本補正予算に反対するものです。

○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ありませんか。

4番、鵜沢清永君。

○4番(鵜沢清永君) 賛成討論をさせていただきます。

議案第4号 平成28年度一宮町一般会計補正予算(第5次)について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算は2億5,204万6,000円もの増額であり、年度の終盤としては異例の大型補正ではありますが、これは国の補正予算への対応と台風被害からの復旧が要因であり、主なところでは、町の特産品など観光資源を生かし、地域の活性化と雇用の創出を図ろうとする駅前観光整備事業を初め、台風被害からの早期復旧に向けた農業施設の復旧補助金や綱田地先の町道復旧事業、さらには右肩上がりで増加を続ける社会保障費への対応などが提案されています。

いずれも住民に密接な事業であり、今後とも町が自立的、持続的かつ安心・安全なまちづくりを進める上では必要な事業と考え、私は賛成するものです。

以上です。

- ○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ございませんか。5番、鵜沢一男君。
- ○5番(鵜沢一男君) 本補正予算案については、駅前観光施設整備事業が含まれております。 この事業について反対するものであり、反対討論を行います。

直売所、観光案内所の建設予定地は駅前広場のため、将来的活用に供することを主たる目的に、町が平成11年12月に購入をしたものであります。そこで、現在の駅周辺の問題点を考えると、大きな課題が2点ございます。

1点目は、神門踏切の歩道整備であります。現在は南側にしか歩道がなく、朝夕の歩行者と通行車両の混雑を見れば、歩行者の安全を考えて北側にも歩道が必要なことは明白であります。この問題を解決するには、現況の踏切を南側、つまり東浪見駅側に歩道新設分を広げる必要があります。そのときは、当該用地を道路用地として提供することになります。今必要なことは、直売所の建設ではなく、神門踏切の拡幅の可能性を見きわめることではないかと考えます。

2点目は、夕刻の駅前に並ぶ迎え車両による混雑であります。迎え車両が駅前を占領する ため、歩行者、一般車両などに支障を来しております。当該用地は、この問題を解決するた めに、現在町の所有する唯一の場所であると考えます。

以上の2点を考えたとき、将来的計画がなされた上での今回の直売所の建設か疑問を感じるところであります。

そして、もう一点つけ加えるとすれば、建設費として3,000万を超える町の財源を使うと いうことであります。直売所、観光案内所は、観光客の利用を主たる目的としている。つま り町外の人を対象としているものであります。さきに申し上げたとおり、踏切問題、駅前広 場の混雑の問題は、直接町民1万2,400名がかかわる問題であります。

一宮町に住む町民の直接的利便性を考えれば、町民が何を求めているかは明白であります。 町の予算は、まず、ここに住む町民を第一に考え使われるべきであり、将来的なビジョンを 踏まえれば、今回の計画は拙速と考えます。よって、反対するものです。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより日程第13、議案第4号 平成28年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定につ いて採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(吉野繁徳君) 日程第14、議案第5号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第2次)議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

秦税務住民課長。

○税務住民課長(秦 和範君) それでは、議案第5号 平成28年度一宮町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第2次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの33ページをお開きください。

平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2次)議定は、歳入歳出の総額に歳入 歳出それぞれ2,456万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億755万9,000円と するものでございます。

補正内容について、歳出から説明いたします。

議案つづりの39ページ、40ページをお開きください。40ページの説明欄でご説明いたしま

[◎]議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

す。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金2,377万5,000円につきましては、高額療養費の給付金でございます。本年度の給付金は、前年度の給付金の実績を大幅に増加しておりますので、今後予算に不足が生じるため補正するものでございます。

次に、8款2項1目保健事業費、19節負担金補助及び交付金78万6,000円につきましては、 人間ドック助成金でございます。こちらにつきましても、本年度の申請額が既に予算額を上 回っておりまして、不足分と今後の見込み額を補正するものでございます。

歳入につきましては、全額前年度繰越金を充てるものでございます。 以上で説明を終わります。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより、日程第14、議案第5号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2次) 議定について採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第15、議案第6号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算 (第2次)議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長(高師一雄君) 議案第6号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算 (第2次) 議定についてご説明いたします。 議案つづりの42ページをお開きください。

平成28年度一宮町の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,877万円とするものです。

続きまして、43ページをお開きください。

初めに、下段、歳出よりご説明いたします。

1 款総務費、1項計画策定委員会費39万4,000円の増額となっております。今回の補正は、 平成30年度から平成32年度の第7期事業計画策定に伴う、高齢者の在宅介護の継続及び家族 等の介護者の就労継続についての在宅介護実態調査費用として、通信費、委託費を計上する ものです。

歳入についてご説明いたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金39万4,000円につきましては、その実態調査委託料を一般会計から繰り入れをするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより日程第15、議案第6号 平成28年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第2次) 議定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第16、議案第7号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計 補正予算(第2次)議定についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長(塩田 健君) 議案第7号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2次)議定についてご説明いたします。

議案つづり、50、51ページをごらんください。

平成28年度一宮町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ1億291万8,000円とする。

内容につきましては、歳出のほうからご説明いたします。

58ページをごらんください。

北部地区施設管理事業のうちの需用費でございます。修繕料11万3,000円、これにつきましては、第3号の中継ポンプのうち、2号ポンプの補修を行うもので、予算の不足分11万3,000円を補正として計上するものでございます。

なお、歳入につきましては、同額を一般会計繰入から繰り入れするものでございます。 以上です。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結します。

これより日程第16、議案第7号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2次) 議定についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第17、同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を 求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 同意案第1号についてご説明を申し上げます。

今回、固定資産評価審査委員の選任につき、ご同意をいただきたくお諮りをさせていただ きます。

今回、ご同意をお願いする方は、一宮町新地甲2079番地にお住まいの細谷俊夫さんでいらっしゃいます。昭和29年8月3日生まれで、現在62歳でいらっしゃるということであります。 細谷さんにつきましては、平成22年12月22日から固定資産評価審査委員を務めていただきまして、今回3期目を引き続きお願い申し上げたいと考えている次第であります。

経歴につきましては、平成11年8月に宅地建物取引士証を取得していらっしゃいます。現在は、不動産取引事務を中心とした業務に従事しておられます。宅地建物取引士資格を有しておられることは、固定資産評価審査委員として大変適任でいらっしゃると思われますので、再度ご同意をお願いいたしたく存ずる次第であります。

任期は、平成28年12月22日から3年間であります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。 これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。細谷俊夫さんを固定資産評価審査委員とすることに賛成の諸君は起立 を願います。

(賛成者起立)

○議長(吉野繁徳君) 起立全員。よって、細谷俊夫さんを固定資産評価審査委員に同意する

ことに決しました。

日程追加のため、このまましばらく休憩してください。

休憩 午後 5時25分

再開 午後 5時28分

○議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎日程の追加

○議長(吉野繁徳君) お諮りいたします。発議第1号を日程第18として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、よって、日程第18を日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第18、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、10番、志田延子君。

○10番(志田延子君) 10番、志田です。

発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。 平成28年12月9日提出。提出者、一宮町議会議員、志田延子。

養成者、一宮町議会議員、小安博之。 養成者、一宮町議会議員、藤井敏憲。 養成者、一宮町議会議員、森 佐衛。 養成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

発議第1号の提案理由の説明をいたします。

裏面の意見書をごらんください。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、

町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることであります。昨年行われました統一地 方選挙においては、定数割れを来している町村が4町村あったとのことです。

ご承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまいます。

住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、 幅広い層の世代の方々が議員をやろうと思うような環境づくりを行っていかなければならな いと思います。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることで、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えておりますので、この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ。これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の 提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案を原案のとおり可決いたしました。 可決した意見書は、後日関係省庁に提出いたします。 ◎閉会の宣告

○議長(吉野繁徳君) 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。これをもちまして、平成28年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。本日はどうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時32分